

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【事業年度】	第2期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）
【会社名】	株式会社東京TYフィナンシャルグループ
【英訳名】	Tokyo TY Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 味岡 桂三
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	03（5341）4301
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 水藤 有仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	03（5341）4301
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 水藤 有仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 前連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等

		平成26年度	平成27年度
		(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)
連結経常収益	百万円	65,043	79,583
連結経常利益	百万円	11,809	14,453
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	57,290	9,412
連結包括利益	百万円	70,500	2,390
連結純資産額	百万円	202,580	203,216
連結総資産額	百万円	4,943,828	5,112,540
1株当たり純資産額	円	6,959.92	6,982.00
1株当たり当期純利益金額	円	2,638.39	323.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	2,561.38	311.89
自己資本比率	%	4.09	3.96
連結自己資本利益率	%	28.31	4.64
連結株価収益率	倍	1.22	8.07
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	156,901	105,708
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	93,299	12,757
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	12,066	11,794
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	286,385	393,056
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,294 [988]	3,259 [1,082]

(注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当社は、平成26年10月1日設立のため、平成25年度以前の経営指標等については記載しておりません。

3. 当社は、平成26年10月1日付で株式会社東京都民銀行（以下、「東京都民銀行」という。）と株式会社八千代銀行（以下、「八千代銀行」という。）の経営統合にともない、両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、東京都民銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、平成26年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）の連結経営成績は、取得企業である東京都民銀行の平成26年度の連結経営成績に、八千代銀行の平成26年10月1日から平成27年3月31日までの連結経営成績、及び当社の平成26年10月1日から平成27年3月31日までの経営成績、並びにその他連結決算の際に発生する所要の修正事項（負ののれん発生益等）を連結したものとなります。

4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成25年9月13日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日）を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

5. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

6. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、当連結会計年度より、「連結当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 当社の前事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等

回次		第1期	第2期
決算年月		平成27年3月	平成28年3月
営業収益	百万円	2,383	2,927
経常利益	百万円	2,024	2,034
当期純利益	百万円	1,957	1,961
資本金	百万円	20,000	20,000
発行済株式総数			
普通株式	千株	29,227	29,227
純資産額	百万円	136,689	136,903
総資産額	百万円	141,793	141,996
1株当たり純資産額	円	4,701.85	4,709.77
1株当たり配当額			
普通株式	円	30.00	60.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)		
普通株式		(-)	(30.00)
1株当たり当期純利益金額	円	66.99	67.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	65.19	66.85
自己資本比率	%	96.40	96.38
自己資本利益率	%	1.43	1.43
株価収益率	倍	48.06	38.75
配当性向	%	44.78	88.92
従業員数		5	9
[外、平均臨時従業員数]	人	[-]	[-]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当社は、平成26年10月1日設立のため、平成26年3月期以前の経営指標等については記載しておりません。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)を適用しております。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【沿革】

- 平成25年10月10日 株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行（以下、総称して「両行」という。）は、「経営統合の検討に関する基本合意書」を締結
- 平成26年5月2日 両行は、「経営統合契約書」を締結するとともに「株式移転計画」を作成
- 平成26年6月27日 両行の定時株主総会において、両行が共同株式移転の方式により当社を設立し、両行がその完全子会社になることについて承認決議
株式会社東京都民銀行においては、定時株主総会と併せて、株式移転計画承認に係る普通株主による種類株主総会を開催
- 平成26年10月1日 両行が共同株式移転により当社を設立
東京証券取引所市場第一部に上場
- 平成27年6月12日 当社と株式会社新銀行東京（以下、総称して「両社」という。）は、「経営統合の検討に関する基本合意書」を締結
- 平成27年9月25日 両社は、「株式交換契約書」及び「経営統合契約書」を締結
- 平成27年11月27日 両社の臨時株主総会及び種類株主総会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社新銀行東京を株式交換完全子会社とする株式交換の方式により経営統合を行うことを内容とした株式交換契約について承認決議

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当連結会計年度末現在、当社、連結子会社11社及び関連会社（持分法適用関連会社）1社で構成され、銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、事業に係る位置付けは次のとおりであります。

〔銀行業〕

株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行は、東京都及び神奈川県北東部を主たる営業エリアとし、本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務などを行い、当社グループの中核業務と位置付けております。

また、連結子会社2社においては、信用保証業務を行っております。

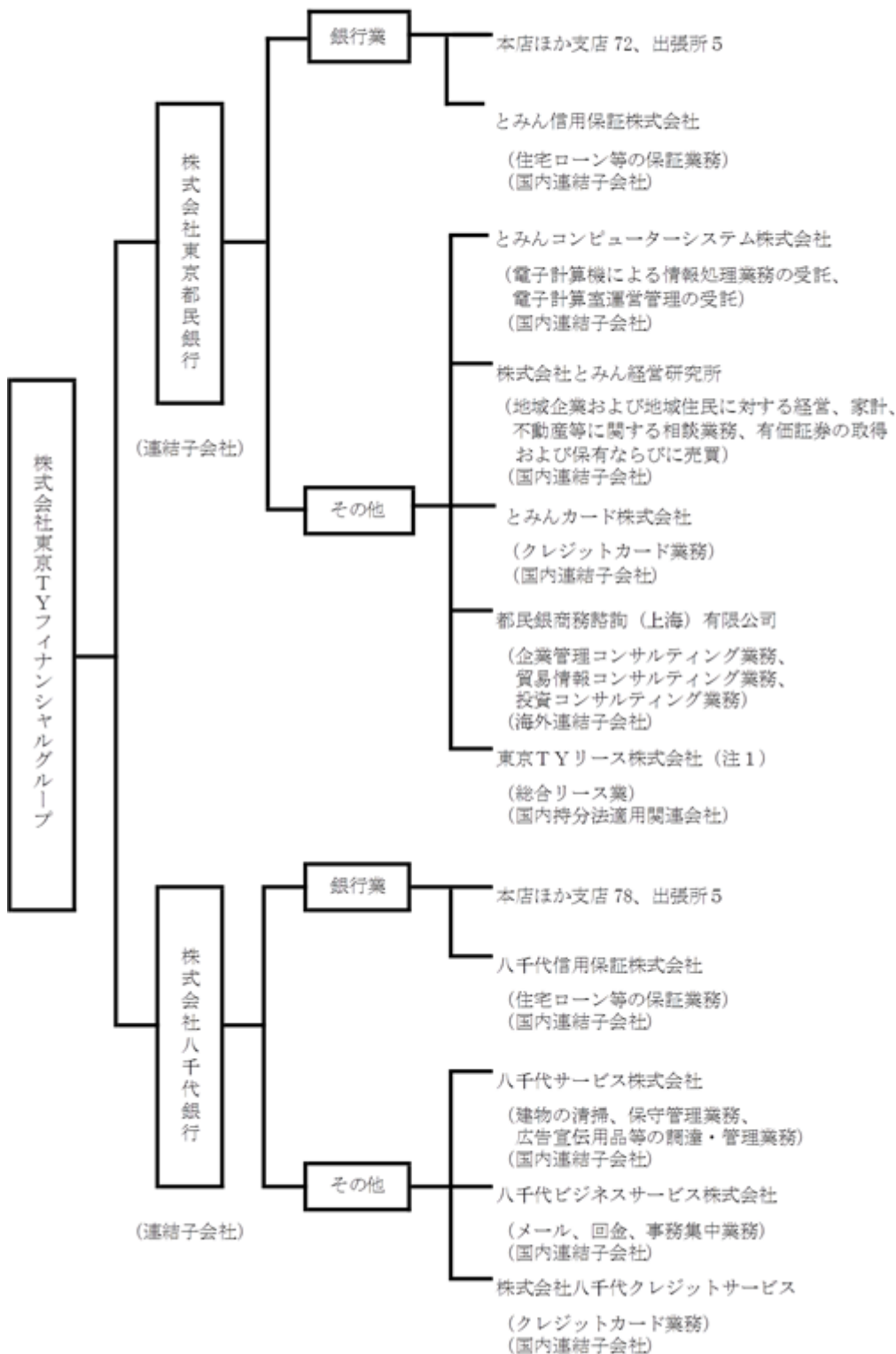
〔その他〕

その他の連結子会社7社及び関連会社（持分法適用関連会社）1社においては、コンピュータ関連サービス、情報提供サービス業及びクレジットカード業など銀行業務に付随する業務を行っており、当社と一体となってお客さまの金融ニーズへの対応を図っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(平成28年3月31日現在)



(注1) 平成27年4月1日付で、とみんリース株式会社は、東京TYリース株式会社に商号変更を行いました。

(注2) とみん銀事務センター株式会社は、平成27年9月28日清算終了し、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(注3) 株式交換による経営統合により、平成28年4月1日付で、株式会社新銀行東京が当社の連結子会社となっております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 株式会社東京都民銀行	東京都港区	48,120	銀行業	100.0 (-) [-]	14 (3)	-	経営管理 金銭貸借 預金取引	当社が建物の一部を賃借	-
株式会社八千代銀行	東京都新宿区	43,734	銀行業	100.0 (-) [-]	16 (4)	-	経営管理 金銭貸借 預金取引	当社が建物の一部を賃借	-
とみん信用保証株式会社	東京都千代田区	760	信用保証業務	100.0 (100.0) [-]	7 (-)	-	-	-	-
都民銀商務諮詢 (上海)有限公司	中国 上海市	米ドル 250,000	コンサルティング業務	100.0 (100.0) [-]	4 (-)	-	-	-	-
とみんコンピューター システム株式会社	東京都港区	20	コンピューター関連 サービス業	75.0 (75.0) [25.0]	6 (-)	-	-	-	-
株式会社 とみん経営研究所	東京都港区	50	情報提供サービス業 有価証券取引金融業	80.7 (80.7) [19.3]	4 (-)	-	-	-	-
とみんカード株式会社	東京都台東区	30	クレジットカード業務	73.0 (73.0) [17.0]	5 (-)	-	-	-	-
八千代サービス株式会社	東京都新宿区	10	建物の清掃、 保守管理業務、 広告宣伝用品等の 調達・管理業務	100.0 (100.0) [-]	5 (-)	-	-	-	-
八千代ビジネスサービス 株式会社	東京都文京区	10	メール、回金、 事務集中業務	100.0 (100.0) [-]	6 (-)	-	-	-	-
株式会社八千代 クレジットサービス	東京都豊島区	30	クレジットカード業務	91.0 (91.0) [-]	4 (-)	-	-	-	-
八千代信用保証株式会社	相模原市 中央区	342	信用保証業務	97.4 (97.4) [-]	4 (-)	-	-	-	-
(持分法適用関連会社) 東京ＴＹリース株式会社	東京都千代田区	305	総合リース業	35.5 (35.5) [-]	9 (-)	-	-	-	-

(注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行であり
ます。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行
であります。

3. 上記関係会社のうち、株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行の経常収益(連結会社相互間の内部取
引を除く)は連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えておりますが、有価証券報告書を提出しているため
主要な損益情報等の記載を省略しております。

4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内
は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容
の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意してい
る者」による所有割合(外書き)であります。

5. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。

6. とみんリース株式会社は、平成27年4月1日付で東京ＴＹリース株式会社に商号変更を行いました。

7. とみん銀事務センター株式会社は、平成27年9月28日清算終了し、当連結会計年度より連結の範囲から除外
しております。

8. 株式交換による経営統合により、平成28年4月1日付で、株式会社新銀行東京が当社の連結子会社となっ
ております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	3,097 [987]	162 [95]	3,259 [1,082]

- (注) 1. 当社グループは、報告セグメントが「銀行業」のみであり、セグメント情報の記載を省略しているため、セグメントの名称は「銀行業」と「その他」としております。
2. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,424人を含んでおりません。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
9 [-]	47.8	24.8	11,188

- (注) 1. 当社従業員は株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行からの出向者であります。なお、上記のほか、株式会社東京都民銀行71人及び株式会社八千代銀行55人の兼務者が従事しております。
2. 当社の従業員はすべてその他のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均勤続年数は、出向元での勤続年数を通算しております。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社には労働組合はありません。また、当社グループには東京都民銀行従業員組合(組合員数1,125人)、銀行労連八千代銀行従業員組合(組合員数70人)が組織されております。労使間においては特記すべき事項はありません。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

・業績

当連結会計年度におけるわが国経済を顧みますと、企業収益の改善により設備投資が緩やかな増加基調となり、雇用・所得環境の改善を背景として個人消費が底堅く推移するなど、緩やかな回復基調が続きました。一方、年明け以降、中国をはじめとする新興国・資源国など海外経済の減速や、株価下落、円高進行など、景気の下押し圧力が徐々に高まり、景気回復に向けた足取りに一部弱い動きもみられるようになりました。

当社グループの主な営業基盤であります首都圏における中小企業の景況は、訪日外国人の増加や雇用情勢の改善等による個人消費の下支えに加え、2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた関連投資による押し上げ効果が見込まれる等、回復が期待されますが、年明け以降の株価下落や円高傾向等により、消費者マインドや企業収益への影響が懸念されております。また、日銀のマイナス金利政策の導入により、金融経済環境の先行きについての不透明感が強まっております。

こうした経済環境の下、当社グループは、平成26年10月の設立と同時にスタートさせた中期経営計画「東京ＴＹ Plan 2020～First stage～」の実践に取り組んでおります。このなかで、当社グループは、目指すビジョンとして「首都圏においてお客さまから真に愛される地域 1の都市型地銀グループ」を掲げ、当社グループのすべてのお客さまが、傘下銀行のサービスをワンストップでご利用いただける「金融プラットフォームサービス“Club TY”」の推進を中心に、高度なコンサルティング機能の提供、お客さまのニーズに対応した商品・サービスの開発、地方公共団体等とのさらなる連携強化等を推進しております。

当社グループは、平成27年9月、東京圏における地域金融の担い手として一層の真価を発揮すべく、株式会社新銀行東京（以下「新銀行東京」といいます。）との経営統合について最終合意し、所要の手続きを経て、平成28年4月1日に新銀行東京を完全子会社化して、統合による新たな体制をスタートさせました。また、最終合意日と同日に、東京都との間で「東京における産業振興に関する包括連携協定」を締結したほか、平成28年3月には、公益財団法人東京都中小企業振興公社と「業務連携・協働に関する覚書」を取り交わすなど、地方公共団体や関係機関等との連携を進め、中小企業の様々なニーズに迅速に対応できる態勢を整備・強化いたしました。

また、法人営業の強化に向け、平成27年11月に「東京都民銀行新橋法人営業部」を新設し、続いて12月には「八千代銀行横浜西口支店」の開設に向けた開設準備室を設置するなど（平成28年4月開店）、重点地域、空白地域への法人融資専門拠点の設置を通じた営業網の拡大を進めました。

平成27年12月には、持株会社方式での経営統合を一步進め、統合効果を最大限発揮していくため、平成29年度中を目途とした、東京都民銀行、八千代銀行及び新銀行東京の3行合併によるワンバンク体制の構築を目指し、具体的な検討・対応準備を進めることを決定いたしました。これに伴い、合併に向けた検討・準備を円滑に推し進め、グループ内外の連携強化を図るべく、「合併準備室」や「連携推進室」を新設する等、組織の一部改編を行いました。

当社グループは、こうした施策を早期かつ着実に成果に結び付けることにより、「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。」という経営理念の実現を目指してまいります。

その結果、当連結会計年度の連結経常収益は、前連結会計年度比145億円増加し795億円となりました。連結経常費用は、前連結会計年度比118億円増加し651億円となり、その結果、連結経常利益は、前連結会計年度比26億円増加し144億円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比478億円減少し94億円となりましたが、これは前連結会計年度においては、負ののれん発生益504億円を含んでいるためであります。

なお、当社は平成26年10月1日に設立され、設立に際し、企業結合会計上の取得企業を東京都民銀行としたため、当社グループの前連結会計年度の経営成績は、取得企業である東京都民銀行の前連結会計年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の経営成績に、八千代銀行の平成26年10月1日から平成27年3月31日の経営成績、及び当社の平成26年10月1日から平成27年3月31日の経営成績、並びにその他連結決算の際に発生する所要の修正事項（負ののれん発生益等）を連結したものとなっております。

・キャッシュ・フロー

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の純増による支出が増加する一方、預金、譲渡性預金、債券貸借取引受入担保金の増加等を主因に1,057億円の収入となり、投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得による支出が増加する一方、有価証券の売却による収入の増加等により127億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは劣後特約付社債の償還等により117億円の支出となりました。この結果、現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比1,066億円増加し3,930億円となりました。

セグメント別の業績につきましては、当社グループは銀行業以外にコンピュータ関連サービス業、情報提供サービス業及びクレジットカード業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、国内が543億円、海外が0百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で522億円となりました。

役務取引等収支は、国内が132億円、海外が54百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で124億円となりました。

その他業務収支は、国内が63億円、海外が0百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で45億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	43,906	0	1,879	42,027
	当連結会計年度	54,357	0	2,140	52,216
うち資金運用収益	前連結会計年度	46,949	0	1,947	45,003
	当連結会計年度	58,110	0	2,270	55,840
うち資金調達費用	前連結会計年度	3,042	-	67	2,975
	当連結会計年度	3,753	-	129	3,623
役務取引等収支	前連結会計年度	11,732	66	1,284	10,515
	当連結会計年度	13,257	54	903	12,407
うち役務取引等収益	前連結会計年度	15,697	66	2,353	13,410
	当連結会計年度	17,774	54	1,996	15,832
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,965	-	1,069	2,895
	当連結会計年度	4,517	-	1,093	3,424
その他業務収支	前連結会計年度	4,709	1	970	3,737
	当連結会計年度	6,337	0	1,801	4,535
うちその他業務収益	前連結会計年度	5,270	-	1,321	3,946
	当連結会計年度	7,403	-	2,504	4,899
うちその他業務費用	前連結会計年度	560	1	351	209
	当連結会計年度	1,065	0	702	363

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定におきましては、平均残高は4兆9,075億円、資金運用収益は558億円、資金運用利回りは1.13%となりました。このうち、国内の平均残高は5兆665億円、資金運用収益は581億円、資金運用利回りは1.14%となりました。また、海外の平均残高は47百万円、資金運用収益は0百万円、資金運用利回りは1.07%となりました。

また、当連結会計年度の資金調達勘定におきましては、平均残高は4兆8,072億円、資金調達費用は36億円、資金調達利回りは0.07%となりました。このうち、国内の平均残高は4兆8,286億円、資金調達費用は37億円、資金調達利回りは0.07%となりました。また、海外の資金調達はありませんでした。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	3,707,147	46,949	1.26
	当連結会計年度	5,066,564	58,110	1.14
うち貸出金	前連結会計年度	2,509,259	37,950	1.51
	当連結会計年度	3,279,890	45,870	1.39
うち商品有価証券	前連結会計年度	271	1	0.56
	当連結会計年度	532	2	0.45
うち有価証券	前連結会計年度	928,459	8,281	0.89
	当連結会計年度	1,342,889	11,187	0.83
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	78,529	145	0.18
	当連結会計年度	116,088	211	0.18
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	10,687	9	0.08
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	172,698	165	0.09
	当連結会計年度	316,874	316	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	3,560,393	3,042	0.08
	当連結会計年度	4,828,646	3,753	0.07
うち預金	前連結会計年度	3,381,522	1,814	0.05
	当連結会計年度	4,457,608	2,151	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	31,829	38	0.12
	当連結会計年度	33,205	28	0.08
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	167	0	0.24
	当連結会計年度	781	7	0.90
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	99,270	117	0.11
	当連結会計年度	295,828	664	0.22
うちコマース ル・ペーパー	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	13,490	276	2.05
	当連結会計年度	13,569	249	1.84

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内(連結)子会社及び海外に営業拠点を有しない海外(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

3. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない(連結)子会社の取引であります。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	39	0	1.78
	当連結会計年度	47	0	1.07
うち貸出金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	39	0	1.78
	当連結会計年度	47	0	1.07
資金調達勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコマーシャ ル・ペーパー	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

（注）１．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外に営業拠点を有する海外（連結）子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

２．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

３．「海外」は海外に営業拠点を有する（連結）子会社の取引であります。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（％）
		小計	相殺消去額（ ）	合計	小計	相殺消去額（ ）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	3,707,186	83,816	3,623,370	46,950	1,947	45,003	1.24
	当連結会計年度	5,066,611	159,042	4,907,569	58,111	2,270	55,840	1.13
うち貸出金	前連結会計年度	2,509,259	3,382	2,505,876	37,950	70	37,879	1.51
	当連結会計年度	3,279,890	6,149	3,273,740	45,870	130	45,740	1.39
うち商品有価証券	前連結会計年度	271	-	271	1	-	1	0.56
	当連結会計年度	532	-	532	2	-	2	0.45
うち有価証券	前連結会計年度	928,459	70,061	858,398	8,281	1,873	6,408	0.74
	当連結会計年度	1,342,889	137,757	1,205,131	11,187	2,128	9,058	0.75
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	78,529	-	78,529	145	-	145	0.18
	当連結会計年度	116,088	158	115,930	211	6	204	0.17
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	10,687	-	10,687	9	-	9	0.08
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	172,737	10,372	162,365	166	2	163	0.10
	当連結会計年度	316,921	14,976	301,944	316	5	311	0.10
資金調達勘定	前連結会計年度	3,560,393	13,849	3,546,544	3,042	67	2,975	0.08
	当連結会計年度	4,828,646	21,435	4,807,210	3,753	129	3,623	0.07
うち預金	前連結会計年度	3,381,522	9,256	3,372,266	1,814	2	1,812	0.05
	当連結会計年度	4,457,608	11,930	4,445,677	2,151	4	2,147	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	31,829	1,210	30,619	38	0	38	0.12
	当連結会計年度	33,205	3,196	30,008	28	0	27	0.09
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	167	-	167	0	-	0	0.24
	当連結会計年度	781	158	623	7	6	0	0.11
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	99,270	-	99,270	117	-	117	0.11
	当連結会計年度	295,828	-	295,828	664	-	664	0.22
うちコマースル・ペーパー	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	13,490	3,382	10,107	276	64	212	2.10
	当連結会計年度	13,569	6,149	7,419	249	118	131	1.76

（注）１．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

２．平均残高の相殺消去額は、親子会社間の債権・債務の相殺消去額を記載しております。なお、有価証券については、投資と資本の相殺消去額も含めて記載しております。

３．利息の相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、国内が177億円、海外が54百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で158億円となりました。

役務取引等費用は、国内が45億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で34億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	15,697	66	2,353	13,410
	当連結会計年度	17,774	54	1,996	15,832
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	940	-	1	938
	当連結会計年度	1,696	-	8	1,687
うち為替業務	前連結会計年度	2,917	-	0	2,917
	当連結会計年度	3,906	-	0	3,905
うち証券関連業務	前連結会計年度	4,020	-	-	4,020
	当連結会計年度	2,855	-	-	2,855
うち代理業務	前連結会計年度	1,617	-	-	1,617
	当連結会計年度	1,712	-	-	1,712
うち保護預り・貸金 庫業務	前連結会計年度	328	-	-	328
	当連結会計年度	464	-	-	464
うち保証業務	前連結会計年度	1,684	-	1,013	670
	当連結会計年度	1,978	-	1,033	944
役務取引等費用	前連結会計年度	3,965	-	1,069	2,895
	当連結会計年度	4,517	-	1,093	3,424
うち為替業務	前連結会計年度	642	-	-	642
	当連結会計年度	882	-	-	882

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する(連結)子会社の取引であります。

2. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

(4) 国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	4,502,560	-	11,254	4,491,306
	当連結会計年度	4,514,958	-	12,765	4,502,192
うち流動性預金	前連結会計年度	2,330,404	-	5,314	2,325,090
	当連結会計年度	2,409,620	-	5,987	2,403,633
うち定期性預金	前連結会計年度	2,107,095	-	5,940	2,101,155
	当連結会計年度	2,028,519	-	6,778	2,021,740
うちその他	前連結会計年度	65,060	-	-	65,060
	当連結会計年度	76,818	-	-	76,818
譲渡性預金	前連結会計年度	29,768	-	2,730	27,038
	当連結会計年度	38,336	-	4,130	34,206
総合計	前連結会計年度	4,532,328	-	13,984	4,518,344
	当連結会計年度	4,553,294	-	16,895	4,536,398

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2. 預金の区分は、次のとおりであります。

a. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

b. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内業務部門 （除く特別国際金融取引勘定分）	3,294,201	100.00	3,359,761	100.00
製造業	338,969	10.28	328,046	9.76
農業, 林業	1,229	0.03	983	0.02
漁業	36	0.00	46	0.00
鉱業, 採石業, 砂利採取業	730	0.02	1,006	0.02
建設業	170,013	5.16	172,313	5.12
電気・ガス・熱供給・水道業	12,239	0.37	12,066	0.35
情報通信業	75,118	2.28	75,774	2.25
運輸業, 郵便業	90,802	2.75	101,677	3.02
卸売業, 小売業	391,434	11.88	378,235	11.25
金融業, 保険業	207,365	6.29	197,240	5.87
不動産業	606,543	18.41	646,110	19.23
不動産取引業（注）2	218,629	6.63	249,997	7.44
不動産賃貸業等（注）2	387,913	11.77	396,113	11.78
物品賃貸業	84,063	2.55	92,361	2.74
学術研究, 専門・技術サービス業	46,252	1.40	45,588	1.35
宿泊業	9,729	0.29	10,289	0.30
飲食業	26,988	0.81	27,737	0.82
生活関連サービス業, 娯楽業	49,085	1.49	48,515	1.44
教育, 学習支援業	15,013	0.45	14,261	0.42
医療・福祉	89,245	2.70	95,956	2.85
その他サービス	75,944	2.30	78,341	2.33
地方公共団体	151,359	4.59	174,752	5.20
その他	852,019	25.86	861,445	25.64
海外及び特別国際金融取引勘定分	600	100.00	157	100.00
政府系	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	600	100.00	157	100.00
合計	3,294,802		3,359,919	

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2. 不動産取引業とは不動産取引の免許を有する業者による不動産業であり、不動産賃貸業等とは主にアパート経営等を営む個人経営者による賃貸業等であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

(6) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額（ ）	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	602,991	-	-	602,991
	当連結会計年度	518,714	-	-	518,714
地方債	前連結会計年度	115,391	-	-	115,391
	当連結会計年度	116,365	-	-	116,365
短期社債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	9,999	-	-	9,999
社債	前連結会計年度	350,272	-	-	350,272
	当連結会計年度	355,056	-	-	355,056
株式	前連結会計年度	183,141	-	137,337	45,803
	当連結会計年度	175,296	-	137,390	37,905
その他の証券	前連結会計年度	122,399	-	23	122,376
	当連結会計年度	172,077	-	23	172,054
合計	前連結会計年度	1,374,195	-	137,360	1,236,834
	当連結会計年度	1,347,511	-	137,413	1,210,097

（注）１．「国内」とは、当社（海外店を除く）及び国内（連結）子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外（連結）子会社であります。

２．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を、それぞれ採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	平成28年3月31日
１．連結自己資本比率（２／３）	8.65
２．連結における自己資本の額	2,226
３．リスク・アセットの額	25,712
４．連結総所要自己資本額	1,028

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のもに区分される債権をいう。

株式会社東京都民銀行(単体)の資産の査定額

債権の区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	104	97
危険債権	511	386
要管理債権	29	24
正常債権	17,872	18,135

株式会社八千代銀行(単体)の資産の査定額

債権の区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	36	44
危険債権	422	337
要管理債権	17	9
正常債権	14,310	14,933

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

今後を展望いたしますと、当社グループの営業地盤であります東京圏においては、高齢化の進展に伴い、相続や中小企業の事業承継に関するニーズが拡大し、また、地方の高齢化や人口減少を背景に、地方から東京圏への企業の進出、人口の流入が続くものと予想しております。また、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、道路・鉄道等の交通インフラや宿泊施設等の大規模な再開発が見込まれるほか、訪日外国人の増加やそれに伴う消費の拡大等、幅広い業種に追い風が吹くものと考えております。

東京圏では、こうしたビジネスチャンスが拡大する一方、他の金融機関の東京圏への積極的な業務展開もあり、当社グループの営業エリア内での競争は、今後激化していくことが見込まれます。また、日本銀行が導入したマイナス金利政策は、当面は金融機関の収益の下押し圧力となり、収益力増強に向けた取組みの必要性が高まっております。

当社グループが、こうした厳しい外部環境の下にあっても、ビジネスチャンスを確かなものとして業績につなげ、持続的な成長・発展を遂げるためには、傘下銀行各々の強み・ノウハウの共有によりシナジー効果を最大限に発揮することで、統合効果のさらなる向上を図り、他の金融機関との差別化を図っていくことが喫緊の課題であると考えております。

こうした認識の下、当社グループでは、4月1日に、新銀行東京が新たに傘下銀行に加わるとともに、経営統合の形態をさらに一歩進め、平成29年度中を目途に、3行合併によるワンバンク体制の構築を目指しております。今後、東京都をはじめとした地方公共団体、関係機関等との連携をさらに強化すると共に、160以上の店舗ネットワークや顧客基盤を活かしながら、東京圏での地域経済の発展に貢献してまいります。

また、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、ステークホルダーの皆さまの立場を尊重し、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図ってまいります。コンプライアンスにつきましても、地域金融グループとしての社会的使命を柱とした企業倫理の構築に努めていくとともに、株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を基本方針に掲げ、業務の健全性と適切性の確保に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。各項目に掲げられたリスクは、それぞれが独立するものではなく、ある項目のリスクの発生が関連する他の項目のリスクに結びつき、リスクが増大する可能性もあります。

当社及び当社グループ企業（以下、「当社グループ」といいます。）は、こうしたリスクの発生可能性を認識したうえで、管理体制の強化に取り組み、発生の回避及び発生した場合の適切かつ迅速な対応に努めてまいります。

なお、以下の記載における将来に関する事項については、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1. 信用リスク

(1) 不良債権に関するリスク

当社グループは、貸出金に対する審査体制の強化や自己査定に厳格な運用を通じて貸出資産の健全化に努めております。しかし、国内外の景気動向、不動産価格や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等によっては、不良債権が増加する可能性があります。

(2) 貸倒引当金に関するリスク

当社グループは、自己査定等に基づき、将来の損失額を見積り、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、経済情勢や貸出先の経営状況の悪化、担保価値の下落、自己査定及び償却引当に関する基準の変更、その他予期せぬ理由により、貸倒引当金の積み増しが必要となり与信関係費用が増加する可能性があります。

(3) 貸出先への対応に関するリスク

当社グループは、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、回収の実効性その他の観点から、法的な権利をすべて行使しない場合があります。また、こうした先に対して追加貸出、債権放棄等による支援を行う場合があります。こうした支援により、当社グループの不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(4) 担保・保証に関するリスク

担保や保証による回収見込額は、現在の景気動向や不動産市況等を前提として算定しているため、不動産価格等の下落による担保価値の減少や保証人の信用状態の悪化等が発生した場合には、与信関係費用が増加する可能性があります。

(5) 権利行使に関するリスク

当社グループは、不動産市場における価格の下落や流動性の欠如、有価証券価格の下落等の要因により、担保権を設定した不動産や有価証券の換金、または貸出先が保有するこれらの資産に対して強制執行することが困難となる可能性があります。

(6) 他の金融機関の動向に関するリスク

当社グループは、業況が低迷している企業等であっても改善が見込まれる場合には、貸出条件の変更や追加のご融資にも応じておりますが、他の金融機関が急速な貸出金の回収や取組方針等の変更を行った場合には、与信関係費用や不良債権が増加する可能性があります。

2. 市場リスク

(1) 有価証券の価格下落リスク

当社グループは、市場性のある株式や債券等の有価証券を保有しております。これらの有価証券の価格下落により、評価損や売却損が発生する場合があります。当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金利変動リスク

当社グループでは、資金運用と資金調達に金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利変動が発生した場合には、資金収益が減少し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) デリバティブ取引

当社グループは、国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスク及び取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクを有しているため、想定を超える市場金利・為替相場等の変動や取引先の契約不履行により、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 為替リスク

当社グループは、資産及び負債の一部を外貨建てで保有しております。外貨建ての資産と負債が通貨ごとに同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。

3. 流動性リスク

経済環境の変化や金融市場全般または当社グループの信用状況等が悪化した場合には、資金調達コストが上昇し業績に悪影響を及ぼすことがある他、資金調達が困難になれば財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. オペレーショナルリスク

(1) 事務リスク

当社グループは、預貸金業務や為替業務をはじめ、国債や投資信託、生損保等の販売等、様々な業務を行っております。こうした業務において、役職員が過失の有無を問わず不適切な事務処理を行った場合には、当社グループが損失を被る可能性があります。

(2) システムリスク

当社グループは、銀行業務を正確かつ迅速に処理するとともに、お客さまに多様なサービスを提供するため、基幹系システムをはじめとした様々なコンピュータシステムを使用しております。これらのシステムについて、事故やシステムの新規開発・更新等によるシステムダウンまたは誤作動等の障害が発生した場合、障害の規模によっては当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報セキュリティリスク

当社グループは、業務遂行上、多数のお客さま情報を保有しております。こうした情報が漏洩した場合には、お客さまからの信用が失墜するばかりでなく、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) レピュテーションリスク

当社グループは、経営管理の徹底を図るとともにお客さま満足度や利便性の向上に努めております。しかしながら、マスコミ報道やインターネット等を通じ、当社グループや金融業界等に対する事実と異なった風説や風評が拡散した場合には、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟リスク

今後の業務運営の過程で訴訟を提起され、補償等を余儀なくされた場合、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5. 決済リスク

当社グループは、多くの金融機関と取引を行っております。取引にあたっては一定の基準を設定しておりますが、金融システム不安が発生した場合や大規模なシステム障害が発生した場合には、金融市場における流動性が低下する等、資金決済が困難となる可能性があります。

6. 法令違反等に関するリスク

当社グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとらえ態勢の整備に努めておりますが、法令等に違反するような事態が生じた場合には、罰則や行政処分等を受け、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

7. 退職給付債務に関するリスク

当社グループは、割引率や年金資産の期待運用収益率等について、一定の条件の下で、従業員退職給付債務及び退職給付費用を算出しております。しかしながら、年金資産の時価下落や運用利回りの低下、退職給付債務を計算する前提となる割引率等、算出の前提条件に変更があった場合は、退職給付費用が増加し、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上することが認められております。当社グループは、現時点で想定されるさまざまな予測・仮定を元に将来の課税所得を合理的に見積り繰延税金資産を計上しておりますが、実際の課税所得が見積額と異なり一部または全部の回収が困難であると判断した場合や、算出基準が変更された場合には、繰延税金資産が減額され、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼし、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

9. 自己資本比率に関するリスク

当社グループは、連結自己資本比率を「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第20号）に定められた国内基準（現時点で4％）以上、また、当社の銀行子会社は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた国内基準（現時点では4％）以上に維持することが求められておりますが、当社グループの自己資本比率がこの最低所要基準を下回った場合には、監督当局から行政処分を受ける可能性があります。

当社グループの自己資本比率に影響を及ぼす主な要因として、以下のものがあります。

- ・債務者の信用力悪化及び不良債権処理の増加に伴う与信関係費用の大幅増加
- ・景気動向や金利変動に伴う保有有価証券の大幅下落
- ・繰延税金資産について将来の課税所得の見積額と実際の課税所得との相違等に伴う繰延税金資産の大幅減額
- ・自己資本比率基準や算定方法の変更
- ・本項記載のその他の不利益な展開

10. 固定資産減損に係るリスク

当社グループが保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用しております。保有する固定資産は、市場価格の著しい下落、使用範囲または方法の変更、収益性の低下等により固定資産の減損損失を計上することになる場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

11. 普通株式の希薄化リスク

当社は、第一回無担保転換社債型新株予約権付社債50億円を発行しております。当該社債権者は、平成26年10月1日から平成28年9月29日までの間、当社の普通株式の交付を目的として本新株予約権を行使することができます。

また、平成28年4月1日付で株式会社新銀行東京との株式交換による経営統合に伴い、第二種優先株式400億円を発行しております。第二種優先株主は、平成33年4月1日から平成43年3月31日までの間、当社に対し普通株式の交付と引換えに第二種優先株式を取得することを請求することができます。また、当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第二種優先株式がある場合、そのすべてを取得請求期間の末日の翌日に取得し、それと引換えに第二種優先株主に対し普通株式を交付いたします。

また、平成28年6月24日付で、第三者割当により第1回第一種優先株式150億円を発行しております。第1回第一種優先株主は、平成35年6月1日から平成43年3月31日までの間、当社に対し普通株式と引換えに第1回第一種優先株式を取得することを請求することができます。当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第1回第一種優先株式がある場合、そのすべてを取得請求期間の末日の翌日に取得し、それと引換えに第1回第一種優先株主に対し普通株式を交付いたします。

こうした場合、普通株式の株式数が増加し、1株当たりの価値が低下する場合があります。

12. 業務範囲拡大によるリスク

当社グループは、法令等に則ったうえで、伝統的な銀行業務以外の新規業務にも業務範囲を拡大しております。新規業務を取扱うことにより、当社グループは新しく複雑なリスクにさらされることとなります。当社グループは新規業務に関するリスクについては全く経験がないか、または、限定的な経験しかない場合があります。

13. 経営統合に関するリスク

当社は、平成26年10月1日、株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行の共同株式移転により設立され、平成28年4月1日には、株式会社新銀行東京が新たに当社傘下に加わりました。

当社グループは、東京都及び神奈川県北東部を中心とした160以上の店舗網や、傘下銀行それぞれの強み・ノウハウの共有、地方公共団体や地域の商工会議所等の経済団体との更なる連携強化を通じて、高度な金融サービスの提供に努め、お客さま満足度や競争力を向上させるとともに経営の効率化を進めております。

しかしながら、当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

統合効果の進展を妨げる主な要因として以下のものが考えられますが、これらに限定されるものではありません。

- ・当社グループ内における業務面での協調体制の強化や経営資源の相互活用が奏功せず、シナジー効果を十分に発揮できない場合
- ・経営統合に伴う経営インフラの整備・統合・再編等により、想定外の追加費用が発生する場合
- ・当社グループの資産及び貸出債権等に関する会計基準、償却引当基準等を統一することにより、追加の与信関係費用やその他の費用・損失が発生する場合

14. 持株会社のリスク

当社は銀行持株会社であり、その収入の大部分を当社が直接保有している銀行子会社から受領する配当金及び経営管理料に依存しております。一定の条件下では、様々な規制上の制限等により、当社の銀行子会社が当社に支払うことができる配当の金額が制限される可能性があります。また、銀行子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当等を支払えない状況が生じた場合には、当社株主に対し配当を支払えなくなる可能性があります。

15. 主要な業務の前提に関するリスク

当社の子銀行である東京都民銀行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき銀行業の免許を受け、同じく子銀行である八千代銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律第5条第1項の規定に基づき平成3年3月25日に信用金庫から普通銀行への転換の認可（同法第5条第5項の規定に基づき、銀行業の免許を受けたものとみなされております。）を受け、共に銀行業を営んでおります。銀行業の免許には、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条、第27条及び第28条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止または免許の取消し等を命ぜられることがあります。現時点において、両行はこれらの事由に該当する事実はないものと認識しておりますが、将来、何らかの事由により前述の業務の停止や免許の取消し等の要件に該当した場合には、銀行子会社の主要な事業活動に支障をきたすとともに、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

16. 格付低下によるリスク

当社グループは、外部格付機関より格付を取得しておりますが、格付が引き下げられた場合、当社グループの資金・資本調達に影響を及ぼす可能性があります。

17. 地域経済の動向に影響を受けるリスク

当社グループは、東京都及び神奈川県北東部を主要営業エリアとし、地域の中小企業と個人のお客さまを中心に金融サービスを提供しております。そのため、営業エリアにおける地域経済の動向が当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

18. 災害等に関するリスク

大地震・台風等の自然災害や伝染病の発生、停電等の社会インフラ障害、犯罪等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

19. その他

当社グループが業務を行ううえで適用される法律及び規則、政策、実務慣行、会計制度、税制等が変更された場合には、当社グループの業務運営や業績等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

1 株式会社新銀行東京との経営統合

当社と株式会社新銀行東京（以下、「新銀行東京」といいます。）は、平成27年9月25日に開催したそれぞれの取締役会において、両社の株主総会及び種類株主総会の承認並びに関係当局の許認可等を得られることを前提として、当社を株式交換完全親会社、新銀行東京を株式交換完全子会社とし、平成28年4月1日を効力発生日とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）により経営統合（以下、「本件経営統合」といいます。）を行うことを決議し、両社間で「株式交換契約書」及び「経営統合契約書」を締結いたしました。

なお、本株主交換契約については、平成27年11月27日に開催された両社の臨時株主総会及び種類株主総会において承認され、平成28年4月1日付で当社と新銀行東京は経営統合いたしました。

（1）本件経営統合の経緯・目的

当社は、発足以来、東京都及び神奈川県北東部を中心とした首都圏で存在感を発揮できる磐石な経営基盤を確立し、地域における地域金融の担い手として一層真価を発揮していくを通じ、首都圏においてお客さまから真に愛される地域1の地方銀行グループを目指しております。具体的には、金融プラットフォームサービス“Club TY”を中心にビジネスマッチングや事業承継相談等コンサルティング機能を活かしたワンストップでの金融サービスの提供等、様々な施策に取り組んでおります。また、同時に地方公共団体との連携強化を図りネットワークを拡大させ営業基盤の拡充を行うことを経営計画の重要な施策の一つとして捉えております。

新銀行東京は、技術力や将来性等に優れた都内中小企業の資金調達を支援するため、東京都の中小企業支援策の一環として、平成16年4月に発足した地域金融機関です。東京都と幅広く連携しながら、首都圏における中小企業をはじめとした幅広いお客さまのニーズにお応えした金融サービスを創造・提供し、地域中小企業や地域経済活性化への持続的貢献を担うべく取り組んでまいりました。

そのような中、当社及び新銀行東京は、ともに首都東京における地域金融の担い手としてそれぞれの強みを活かしながら、地域金融の円滑化及び地域経済の発展に貢献してまいりましたが、東京都内における中小企業支援という共通の経営目標を有するとともに、経営統合により首都圏における地域金融の担い手として一層の真価を発揮し、統合による相乗効果も期待できることから、経営統合につき最終的な合意にいたしました。

（2）東京都との連携

平成27年9月25日付で、東京都、当社、東京都民銀行、八千代銀行及び新銀行東京の間で、以下に記載の産業振興に関する事項につき相互に連携して取り組んでいくことにより、東京の経済の持続的な発展を図るため、「東京における産業振興に関する包括連携協定」（以下、「本協定」といいます。）を締結いたしました。

<連携する事項>

中小企業振興に関すること

- ・ 資金調達支援に関すること
- ・ 創業支援に関すること
- ・ 海外展開支援に関すること
- ・ 産学公連携に関すること
- ・ その他

観光振興に関すること

農林水産業振興に関すること

雇用就業に関すること

その他各当事者が協議の上必要と認めること

当社及び新銀行東京は、本協定に基づく東京都との上記の連携に関し、以下のような具体的施策を展開し、統合効果の早期実現を目指します。

中小企業等への資金供給手段の拡充・推進

起業・創業や事業承継等、ライフステージに応じた支援の充実

東京都中小企業振興公社・東京都立産業技術研究センターと連携した中小企業の海外展開支援

お客さまと東京都との橋渡しに貢献すべく、“Club TY”を活用した情報提供、お客さまと東京都とのマッチング

なお、両社は、東京都との活発なコミュニケーションにより、お客さまの声を東京都に届けていくとともに、金融サービス機能をより一層拡充することで、多くのお客さまの発展に貢献してまいります。

(3) 本株式交換の要旨

本株式交換の方式

新銀行東京の株主さまが保有する新銀行東京の株式を、平成28年4月1日をもって当社に移転するとともに、新銀行東京の株主さまに対し、当社の発行する新株式を割り当てるものといたしました。

本株式交換に係る割当ての内容

．普通株式（株式交換比率）

会社名	東京ＴＹＦＧ (株式交換完全親会社)	新銀行東京 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.24

(注1) 当社は、本株式交換に際して、新銀行東京の普通株式1株につき、0.24株の当社の普通株式を割当て交付いたしました。

(注2) 本株式交換により交付した株式
当社の普通株式 1,422,289株

(注3) 本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有された株主さまについては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする配当金を受領する権利等はありませんが、東京証券取引所その他の取引所金融商品市場において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主さまは、単元未満株式に係る以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び定款に基づき、株主さまが所有された当社の単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の当社の普通株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができる制度です。

単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項に基づき、東京証券取引所その他の取引所金融商品市場で売却することができない1単元に満たない数の当社の普通株式を買い取るよう、当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けた新銀行東京の株主さまに対しては、会社法第234条その他関連法令に従い、当該1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

．優先株式

新銀行東京のA種優先株式1株につき、1株の当社の第二種優先株式を割当て交付いたしました。当社の第二種優先株式の発行要項に定める条件は、第二種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、当社及び新銀行東京にて合意のうえ決定したものです。

本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

新銀行東京は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

普通株式

．割当ての内容の根拠及び理由

上記3.「本株式交換の要旨」の(2)「本株式交換に係る割当ての内容」の「普通株式」に記載の株式交換比率の決定にあたって公正性を担保するため、当社はみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、また新銀行東京はデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下、「デロイトトーマツ」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関に任命のうえ、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼しました。そして、当社及び新銀行東京は、それぞれが任命した当該第三者算定機関のDDM法等の算定手法による算定結果を参考に、それぞれ両社が相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、平成27年9月25日に開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。

・算定に関する事項

ア．算定機関の名称並びに両社との関係

当社の第三者算定機関であるみずほ証券及び新銀行東京の第三者算定機関であるデロイトトーマツは、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ．算定の概要

両社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を担保するため、当社はみずほ証券を、また新銀行東京はデロイトトーマツをそれぞれ両社から独立した第三者算定機関として任命し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得いたしました。

みずほ証券は、当社については、マーケットアプローチとして、当社の株式が東京証券取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価基準法（平成27年[9月24日]を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1週間の終値の単純平均値、算定基準日から遡る1ヶ月間の終値の単純平均値、算定基準日から遡る3ヶ月間の終値の単純平均値、及び算定基準日から遡る6ヶ月間の終値の単純平均値に基づいております。）を採用するとともに、当社と比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較法による株式価値の分析が可能であることから、類似企業比較法を採用して算定を行いました。さらに、インカムアプローチとして、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主さまに帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下、「DDM法」といいます。）を採用して算定を行いました。なお、DDM法による算定の基礎とした当社の将来予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

一方、新銀行東京については、新銀行東京の株式が非上場であり市場株価が存在しないため市場株価基準法は採用せず、マーケットアプローチとして、新銀行東京と比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似企業比較法による株式価値の分析が可能であることから、類似企業比較法を採用して算定を行いました。さらに、インカムアプローチとして、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、当社の算定と同様にDDM法を採用して算定を行いました。なお、DDM法による算定の基礎とした新銀行東京の将来予測中、平成29年3月期において、経常利益、税引前当期利益及び当期純利益が、対前年度比較で3割をやや上回る大幅な減益となることを見込まれております。これは、景況感の回復を背景とした取引先企業の信用状況改善により、近年継続的に保守的に繰り入れてきた貸倒引当金の戻入が平成28年3月期に計上されることを見込み、これに伴い当該年度における業績の大幅な上振れを予想したためであります。

各算定手法における算定結果は、以下のとおりです。なお、以下の株式交換比率の算定レンジは、新銀行東京の普通株式1株に割り当てる当社の普通株式数を表しております。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準法 / 類似企業比較法	0.270 ~ 0.377
類似企業比較法	0.258 ~ 0.394
DDM法	0.138 ~ 0.362

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の個別の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について独自の評価、鑑定又は査定を行っておりません。みずほ証券が提供を受けた財務予測その他の将来に関する情報（将来の収益及び費用に関する予想、費用節減の見通し並びに各社の事業計画を含みます。）については、両社及び両社の関係会社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、各社の経営陣によって合理的に準備・作成されたことを前提としております。みずほ証券は、上記の前提事項及び各社の財務予測、並びに事業計画の実現可能性について独自の検証をしておりません。

デロイトトーマツは、当社については、当社の株式が東京証券取引所に上場しており市場株価が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法による算定に際しては、平成27年5月26

日の夜に一部の報道機関から本件に関する報道がなされたことから、株価への影響を排除するために算定基準日を平成27年5月26日とし、算定基準日の終値、算定基準日以前の1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値平均値に基づき算定を行っております。加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主さまに帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されているDDM法を用いて算定を行いました。

一方、新銀行東京については、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似企業比較法による株式価値の分析が可能であることから、類似企業比較法を用いて算定を行いました。加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、当社の算定と同様にDDM法を用いて算定を行いました。

各算定手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記株式交換比率の算定レンジは、新銀行東京の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
類似企業比較法 / 市場株価基準法	0.182 ~ 0.271
DDM法	0.184 ~ 0.360

デロイトトーマツは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で予測可能な最善の予想及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、デロイトトーマツがDDM法で前提とした新銀行東京の財務予測については、財務予想期間の初年度（平成29年3月期）の経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益が前事業年度（平成28年3月期予想）に比して大幅な減益となることを見込まれております。これは景況感の回復を背景とした取引先企業の信用状況改善により、近年継続的に保守的に繰り入れた貸倒引当金の戻入が平成28年3月期に計上されることを見込み、これに伴い業績の大幅な上振れを予想したためであります。それ以降につきましては大幅な増減益は見込まれておりません。

一方、当社の財務予測について、大幅な増減益は見込まれておりません。

優先株式

新銀行東京が発行しているA種優先株式については、当社はみずほ証券の分析及び意見を参考としたうえで、また、新銀行東京についてはデロイトトーマツの分析及び意見を参考としたうえで、当社が新たに発行する第二種優先株式において、当該第二種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件や、普通株式と異なり市場価格が存在しないこと等を総合的に勘案し両社間でA種優先株式に対する割当ての内容について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に新銀行東京の発行するA種優先株式1株につき、1株あたり2万円の当社の第二種優先株式（合計200万株）を割当て交付することが妥当であるとの判断に至り、平成27年9月25日に開催された両社の取締役会において当該割当ての内容を決定し、合意いたしました。

上場廃止となる見込み及びその事由

当社は本株式交換において株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社となる新銀行東京は非上場会社であるため、該当事項はありません。

公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

・独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

当社は、本株式交換の公正性を担保するために、上記4.「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」に記載のとおり、両社から独立した第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。当社は、第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び意見を参考として新銀行東京との交渉・協議を行い、上記3.「本株式交換の要旨」の(2)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の合意した株式交換比率により本株式交換を行うことを平成27年9月25日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、当社はみずほ証券から平成27年9月25日付にて、本株式交換における株式交換比率は、当社の普通株主さまにとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

・独立した法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、当社の意思決定の方法、過程及びその他本株式交換に係る手続に関する法的助言を受けております。

一方、新銀行東京は、本株式交換の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

・独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

新銀行東京は、本株式交換の公正性を担保するために、上記4.「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」に記載のとおり、両社から独立した第三者算定機関としてデロイトトーマツを選定し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。新銀行東京は、第三者算定機関であるデロイトトーマツの分析及び意見を参考として当社との交渉・協議を行い、上記3.「本株式交換の要旨」の(2)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の合意した株式交換比率により本株式交換を行うことを平成27年9月25日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、新銀行東京はデロイトトーマツから平成27年9月24日付にて、本株式交換における株式交換比率は、新銀行東京の普通株主及びA種優先株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

・独立した法律事務所からの助言

新銀行東京は、新銀行東京の取締役会の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、新銀行東京の意思決定の方法、過程及びその他本株式交換に係る手続に関する法的助言を受けております。

利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、株式交換契約締結の承認を決議した当社の取締役会と新銀行東京の取締役会のいずれにおきましても、本株式交換の相手方の役員又は従業員を兼務する者はおらず、本株式交換にあたって利益相反関係が生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(5) 本株式交換後の状況

商号	株式会社東京TYフィナンシャルグループ
本店所在地	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
代表者	代表取締役社長 味岡 桂三
事業内容	銀行持株会社
資本金	20,000百万円
決算期	3月31日

2 株式会社新銀行東京との経営管理に関する契約

当社は、当社の完全子会社である株式会社新銀行東京との間で、当社が株式会社新銀行東京に対して行う経営管理について、平成28年4月1日付で「経営管理に関する契約」を締結しております。

3 三井住友信託銀行株式会社との業務・資本提携

当社並びに当社グループの株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行は、三井住友信託銀行株式会社との間で、経営基盤の一層の強化と企業価値の向上を推進するために、業務・資本提携契約を平成28年6月3日付で締結いたしました。

また、当社は、本業務・資本提携のため、平成28年6月24日付で三井住友信託銀行株式会社を割当先として第三者割当の方法により第1回第一種優先株式を発行いたしました。

業務・資本提携の主な内容

(1) 業務提携

当社、株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行並びに三井住友信託銀行株式会社は、主に以下の商品・サービスに関連する業務について、相互に、案件紹介や販売サポート等を通じて提携いたします。

法人向け商品・サービス

- ・ビジネスマッチング業務
- ・不動産担保ローン業務
- ・債権流動化業務
- ・ファイナンス業務（シンジケートローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス、PFI等）
- ・企業再生ビジネス
- ・M&A、事業承継コンサルティング
- ・海外拠点ビジネス
- ・リース業務

個人向け商品・サービス

- ・遺言信託・遺産整理業務、相続関連ビジネス
- ・資産運用に資する商品提供（投資信託、預金、信託商品等）
- ・不動産担保ローン等の各種ローン業務
- ・ATM相互無料開放

(2) 資本提携

当社は、三井住友信託銀行株式会社を割当先として、以下の内容の当社第1回第一種優先株式を発行いたしました。

(1) 発行株式の種類	株式会社東京TYフィナンシャルグループ 第1回第一種優先株式
(2) 発行新株式数	750,000株
(3) 払込金額	1株につき20,000円
(4) 払込金額の総額	15,000,000,000円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	それぞれ7,500,000,000円（1株につき10,000円）
(6) 払込期日	平成28年6月24日（金）
(7) 資金の用途	株式会社東京都民銀行への出資に充当

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりであります。

1．財政状態の分析

当連結会計年度末の連結財政状態につきましては、総資産は前連結会計年度末比1,687億円増加し5兆1,125億円となり、純資産は前連結会計年度末比6億円増加し2,032億円となりました。

主要な勘定残高につきましては、預金は前連結会計年度末比108億円増加し4兆5,021億円、貸出金は前連結会計年度末比651億円増加し3兆3,599億円、有価証券は前連結会計年度末比267億円減少し1兆2,100億円となりました。

2．経営成績の分析

資金運用収支は、資金運用利回りの低下傾向が続くなか、貸出金残高の増強等による資金運用収益の拡大に努めた結果、前連結会計年度比101億円増加し522億円となりました。役務取引等収支は、投資信託や生命保険の販売等による役務取引等収益の拡大に努めた結果、前連結会計年度比18億円増加し124億円となりました。その他業務収支は、前連結会計年度比7億円増加し45億円となりました。また、営業経費は、前連結会計年度比105億円増加し542億円となりました。その他経常収支は、前連結会計年度比2億円増加し4億円となりました。

この結果、連結経常利益は、前連結会計年度比26億円増加し144億円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比478億円減少し94億円となりましたが、これは前連結会計年度においては、負ののれん発生益504億円を含んでいるためであります。

なお、当社は平成26年10月1日に設立され、設立に際し、企業結合会計上の取得企業を東京都民銀行としたため、当社グループの前連結会計年度の経営成績は、取得企業である東京都民銀行の前連結会計年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の経営成績に、八千代銀行の平成26年10月1日から平成27年3月31日の経営成績、及び当社の平成26年10月1日～平成27年3月31日の経営成績、並びにその他連結決算の際に発生する所要の修正事項（負ののれん発生益等）を連結したのとなっております。

3．キャッシュ・フローの状況

「第2 事業の状況」中の「1.業績等の概要」に記載しております。

4．会社の経営の基本方針

当社グループは、「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。」との経営理念を掲げております。東京に本店を置く地域金融機関として、将来を見据えた持続可能なビジネスモデルの確立を目指すと共に、地域金融機関として都内最大の店舗ネットワークを活用し、中小企業及び個人のお客さまへコンサルティング機能など高度な金融サービス機能と安定的な資金供給機能を発揮することにより、首都圏においてお客さまから真に愛される地域1の都市型地銀グループを目指してまいります。

5．中長期的な会社の経営戦略及び目標とする経営指標

当社グループでは、平成26年10月より平成29年3月まで2年半の中期経営計画「東京TY Plan2020～First stage～」において、金融パートナーとしてのサービスの強化、営業基盤及び地域金融機能の拡充や経営の効率化による収益力強化を図るべく、「金融プラットフォームサービス“Club TY”」の推進による高度なコンサルティング機能の提供や、地方公共団体・関係機関とのネットワーク拡大、本部機能の集約や本部人員のスリム化等の各種施策にグループ一丸となって取り組んでおります。

また、統合効果のさらなる向上を目指し、平成29年度中を目途とした、東京都民銀行、八千代銀行及び新銀行東京の3行合併によるワンバンク体制の構築に向け、検討・対応準備を進めております。

なお、平成26年10月29日に公表した「東京TYフィナンシャルグループの経営計画」における平成28年度の経営目標については、マイナス金利政策の影響や、当社グループと新銀行東京との経営統合等の内外環境の変化を踏まえ、以下のとおり見直しを行っております。

また、平成32年度の経営目標については、3行のワンバンク化を見据え、今後検討を加えていく予定です。

(目標とする経営指標)

	平成28年度 (見直し後・3行単体ベース)	参考 見直し前の目標
預金等残高(末残)	4兆8,700億円	4兆5,500億円
貸出金残高(末残)	3兆6,200億円	3兆3,500億円
コア業務純益	141億円	165億円
当期純利益	79億円	100億円

(注) 上記(目標とする経営指標)には、当社の平成29年3月期の連結業績予想における「負ののれん発生益」194億円は含まれておりません。

6. 会社の対処すべき課題

今後を展望いたしますと、当社グループの営業地盤であります東京圏においては、高齢化の進展に伴い、相続や中小企業の事業承継に関するニーズが拡大し、また、地方の高齢化や人口減少を背景に、地方から東京圏への企業の進出、人口の流入が続くものと予想しております。また、2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、道路・鉄道等の交通インフラや宿泊施設等の大規模な再開発が見込まれるほか、訪日外国人の増加やそれに伴う消費の拡大等、幅広い業種に追い風が吹くものと考えております。

東京圏では、こうしたビジネスチャンスが拡大する一方、他の金融機関の東京圏への積極的な業務展開もあり、当社グループの営業エリア内での競争は、今後激化していくことが見込まれます。また、日本銀行が導入したマイナス金利政策は、当面は金融機関の収益の下押し圧力となり、収益力増強に向けた取組みの必要性が高まっております。

当社グループが、こうした厳しい外部環境の下にあっても、ビジネスチャンスを確かなものとして業績につなげ、持続的な成長・発展を遂げるためには、傘下銀行各々の強み・ノウハウの共有によりシナジー効果を最大限に発揮することで、統合効果のさらなる向上を図り、他の金融機関との差別化を図っていくことが喫緊の課題であると考えております。

こうした認識の下、当社グループでは、4月1日に、新銀行東京が新たに傘下銀行に加わるとともに、経営統合の形態をさらに一歩進め、平成29年度中を目標に、3行合併によるワンバンク体制の構築を目指しております。今後、東京都をはじめとした地方公共団体、関係機関等との連携をさらに強化すると共に、160以上の店舗ネットワークや顧客基盤を活かしながら、東京圏での地域経済の発展に貢献してまいります。

また、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、ステークホルダーの皆さまの立場を尊重し、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図ってまいります。コンプライアンスにつきましても、地域金融グループとしての社会的使命を柱とした企業倫理の構築に努めていくとともに、株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を基本方針に掲げ、業務の健全性と適切性の確保に努めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、お客さまの利便性向上及び事務の効率化等を目的として、銀行業を中心に総額2,487百万円の設備投資を行いました。

株式会社東京都民銀行の設備投資につきましては、店舗の改修及び事務機器やソフトウェアならびに新本店関連などの投資を行い、その主なものは営業店端末システム更改及び融資支援システム基盤更改等による369百万円であります。

株式会社八千代銀行の設備投資につきましては、店舗の改修及び事務機器やソフトウェア等の投資を行い、その主なものは市が尾支店の建替え移転による104百万円及び神田支店の仮店舗移転による102百万円であります。

また、売却・除却の主なものは、椎名町支店の建替えに伴う旧店舗の土地建物売却166百万円及び長津田支店の収用による土地売却246百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成28年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
当社	(株)東京ＴＹ フィナンシャル グループ	本社	東京都 新宿区	本社	-	-	-	-	-	-	9
連結 子会社	(株)東京都民銀行	本店 他77か店	東京都	店舗等	14,889.24 (2,064.12)	21,783	3,358	1,021	632	26,793	1,426
		横浜支店	神奈川県 横浜市	店舗	-	-	2	3	1	7	11
		梶ヶ谷支店	神奈川県 川崎市	店舗	-	-	35	8	2	46	10
		戸田支店 他1か店	埼玉県	店舗	-	-	26	10	7	45	23
		船橋支店	千葉県 船橋市	店舗	-	-	13	1	7	22	11
		研修センター	東京都	研修施設	7,344.57	571	1,056	18	-	1,646	-
		システム研究所	茨城県	電算 センター	5,387.55	624	1,026	3	-	1,654	-
		厚生施設他	長野県 他	厚生施設他	4,230.91	170	31	0	-	201	-
	(株)八千代銀行	本店 他49店	東京都	店舗	15,015.52 (1,042.66)	12,569	5,751	444	215	18,980	962
		淵野辺支店 他32店	神奈川県	店舗	15,076.05 (21.79)	6,120	1,064	238	195	7,619	494
		鳩ヶ谷支店	埼玉県 川口市	店舗	581.25	73	111	12	7	204	10
		事務センター	東京都	事務 センター	195.25	99	32	27	-	159	23
		電算センター	神奈川県 他	電算 センター	-	-	-	137	19	157	-
		厚生施設他	東京都 他	厚生施設他	4,319.96	1,524	575	81	-	2,180	101
	とみん信用保証 (株)	本社	東京都 千代田区	事務所	-	-	3	12	-	16	13
	とみんコン ピューターシス テム(株)	本社	東京都 港区	事務所	-	-	-	4	8	13	83
	(株)とみん経営研 究所	本社	東京都 港区	事務所	-	-	-	0	-	0	2
	とみんカード(株)	本社	東京都 台東区	事務所	-	-	0	0	5	5	2
	都民銀商務諮詢 (上海)有限公司	本社	中国 上海市	本社	-	-	-	0	-	0	-
	八千代サービス (株)	本社	東京都 新宿区	事務所	-	-	0	2	-	3	18
八千代ビジネス サービス(株)	本社	東京都 文京区	事務所	-	-	-	0	-	0	39	
(株)八千代クレ ジットサービス	本社	東京都 豊島区	事務所	-	-	-	0	-	0	9	
八千代信用保証 (株)	本社	相模原市 中央区	事務所	-	-	1	18	-	19	13	

(注) 1. 当社グループは、報告セグメント銀行業のみであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。また、その年間賃借料は建物も含め4,012百万円であります。
3. 動産は、事務機械1,278百万円、その他768百万円であります。
4. (株)東京都民銀行の出張所5ヶ所及び店舗外現金自動設備7ヶ所(京王駅ATM及びセブン銀行との提携による共同ATMは除く)は上記に含めて記載しております。
5. (株)八千代銀行の出張所5ヶ所及び店舗外現金自動設備29ヶ所は上記に含めて記載しております。
6. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

(平成28年3月31日現在)

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料(百万円)
連結子会社	(株)八千代銀行	事務センター・本店営業部他	東京都新宿区	電算機及びその周辺機器等		139

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
					総額	既支払額			
東京都民銀行	本店	東京都港区	新設	本店	22,000	17,426	自己資金	平成27年5月	平成29年6月
	本店他	東京都港区他	新設	システム関連機器	1,965		自己資金		
八千代銀行	横浜西口支店	神奈川県横浜市	新設	店舗	43		自己資金	平成27年12月	平成28年4月
	八丁堀支店	東京都中央区	新設	店舗	158	0	自己資金	平成28年2月	平成28年6月
	長津田支店	神奈川県横浜市	新設	店舗	416	148	自己資金	平成27年8月	平成28年10月
	神田支店	東京都千代田区	新設	店舗	139		自己資金	平成27年2月	平成29年5月
	滝野川支店	東京都北区	新設	店舗	1,117	1	自己資金	平成27年11月	平成29年9月

(2) 除却及び売却等

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	除却及び売却等の予定時期	土地		建物	動産	リース資産	合計
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
八千代銀行	笹塚駅前出張所	東京都渋谷区	廃止	店舗外現金自動設備	平成28年4月			0	0		0
	自由が丘駅前出張所	東京都目黒区	廃止	店舗外現金自動設備	平成28年4月			0	0		0
	昭島病院出張所	東京都昭島市	廃止	店舗外現金自動設備	平成28年4月			0	0		0
	そうてつローゼン出張所	神奈川県大和市	廃止	店舗外現金自動設備	平成28年4月			0	0		0
	ハーモス相模大野出張所	神奈川県相模原市	廃止	店舗外現金自動設備	平成28年4月			0	0		0
	八丁堀支店	東京都中央区	移転	店舗	平成28年6月			17	5	3	26
	長津田支店	神奈川県横浜市	移転	仮店舗	平成28年10月			-	11	11	23
	神田支店	東京都千代田区	移転	仮店舗	平成29年5月			72	40	2	114
	滝野川支店	東京都北区	移転	仮店舗	平成29年9月			11	11	2	25
	滝野川2丁目出張所	東京都北区	廃止	店舗外現金自動設備	平成29年9月			13	5		19

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(１)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
第１回第一種優先株式	5,000,000
第２回第一種優先株式	5,000,000
第二種優先株式(注)１	2,000,000
計	112,000,000

(注) １．平成27年11月27日開催の臨時株主総会決議により、平成28年４月１日付で発行可能株式総数に関する定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は2,000,000株増加し、112,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年３月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成28年６月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,227,826	30,650,115	東京証券取引所市場第 一部	単元株式数 100株(注) 1
第１回第一種優先株式 (行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等 に該当します)	-	750,000	-	単元株式数 100株 (注) 2、3、4、5
第二種優先株式 (行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等 に該当します)	-	2,000,000	-	単元株式数 100株 (注) 1、3、4、6
新株予約権付社債 (行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等 に該当します)	-	-	-	無担保転換社債型新 株予約権付社債 50億円(注) 7、8
計	29,227,826	33,400,115		

(注) １．平成28年４月１日に、当社を株式交換完全親会社、株式会社新銀行東京(以下、「新銀行東京」という。)を株式交換完全子会社とする株式交換により経営統合を行ないました。当社は、本株式交換に際して、新銀行東京の普通株式１株につき、0.24株の当社普通株式を割当て交付しました。また、新銀行東京のA種優先株式１株につき、１株の当社の第二種優先株式を割当て交付いたしました。この結果、普通株式1,422,289株、第二種優先株式2,000,000株、それぞれ増加しております。

(注) ２．平成28年６月24日に、第１回第一種優先株式750,000株を発行しております。

(注) ３．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(１) 第１回第一種優先株式及び第二種優先株式は、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の市場株価を基準として修正されることがあり、当社の市場株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合があります。

(２) 取得価額の修正の基準及び頻度

修正の基準

・第１回第一種優先株式

平成35年６月１日から平成43年３月31日までの毎年４月１日及び10月１日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。また、下記(注)５.５.(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は下記(注)５.５.(8)に準じて調整される。)とします。

・第二種優先株式

平成33年4月1日から平成43年3月31日までの毎年4月1日及び10月1日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。また、下記（注）6.5.(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は下記（注）6.5.(8)に準じて調整される。）とします。

修正の頻度

・第1回第一種優先株式

平成35年6月1日から平成43年3月31日までの毎年4月1日および10月1日

・第二種優先株式

平成33年4月1日から平成43年3月31日までの毎年4月1日および10月1日

(3) 取得価額の下限

・第1回第一種優先株式

1,637円（ただし、（注）5.5.(8)による調整を受ける。）

・第二種優先株式

1,370円（ただし、（注）6.5.(8)による調整を受ける。）

(4) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

・第1回第一種優先株式

9,163,103株（平成28年6月29日現在における第1回第一種優先株式の発行済株式総数750,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の29.89%）

・第二種優先株式

29,197,080株（平成28年6月29日現在における第二種優先株式の発行済株式総数2,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の95.25%）

(5) 第1回第一種優先株式について、当社は、平成38年6月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

(6) 第二種優先株式について、当社は、平成36年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

(注) 4. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

・第1回第一種優先株式

該当事項はありません。

・第二種優先株式

該当事項はありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

・第1回第一種優先株式

当社と三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）が平成28年6月3日付けで締結した業務・資本提携契約により、三井住友信託銀行による第1回第一種優先株式の譲渡が次のとおり制限されております。すなわち、三井住友信託銀行が第1回第一種優先株式を第三者へ譲渡しようとするときは、当社に対して譲渡の承諾を求めなければならず、これに対して、当社が承諾を行った場合、又は、当社が承諾を拒絶し、かつ、当社若しくは当社が指定する者による当該第1回第一種優先株式の取得が行われなかった場合に限り、三井住友信託銀行は当該第三者に対して当該第1回第一種優先株式を譲渡することができます。また、三井住友信託銀行は当社に対して第1回第一種優先株式の買取りを申し入れることができ、当社がかかる申し入れを拒み、かつ、当社が指定する者による当該第1回第一種優先株式の買取りが行われなかった場合には、それ以降、三井住友信託銀行は当該第1回第一種優先株式を自由に譲渡することができます。

・第二種優先株式

第二種優先株式を譲渡により取得することについては当社の取締役会の承認を要する旨の定めがありません。

(注) 5. 第1回第一種優先株式の内容は、以下のとおりです。

1. 第1回第一種優先配当金

(1) 第1回第一種優先配当金

当社は、定款第44条第1項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第一種優先株式を有する株主（以下「第1回第一種優先株主」という。）または第1回第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、20,000円（ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、以下に定める配当年率を乗じて算出した金銭（ただし、払込期日の属する事業年度に係る配当については、当該金銭に、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して算出される数を乗じて算出される額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。））による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先配当金」という。）を支払う。

配当年率 = 日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物） + 1.1%（ゼロを下回る場合には、ゼロとする。）

ただし、上記の配当年率が5%を超える場合には、配当年率は5%とする。なお、配当年率は、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。また、当該事業年度において下記2. に定める第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、第1回第一種優先配当金はその額を控除した額とする。

上記の算式において「日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）」とは、払込期日が属する事業年度については平成28年4月1日、それ以降に開始する事業年度については毎年の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「第1回第一種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レート（日本円ＴＩＢＯＲ）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第1回第一種優先配当年率決定日（ただし、当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合はその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるユーロ円12ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円ＬＩＢＯＲ12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（ＢＢＡ）によって公表される数値を、日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、第1回第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 優先順位

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対する第1回第一種優先配当金の支払いと第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の株主または登録株式質権者に対する優先配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

2. 第1回第一種優先中間配当金

当社は、定款第44条第2項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、各事業年度における第1回第一種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先中間配当金」という。）を行う。なお、第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対する第1回第一種優先中間配当金の支払いと第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の株主または登録株式質権者に対する優先中間配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき20,000円（ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配と第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の株主または登録株式質権者に対する残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

4. 議決権

第1回第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1回第一種優先株主は、()各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、()第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の取締役会決議または株主総会決議がなされるまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第1回第一種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)中、当会社に対して、自己の有する第1回第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第1回第一種優先株主がかかる取得の請求をした第1回第一種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第1回第一種優先株主に対して交付する。ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数(以下に定義する。)を超える場合には、引き換えに交付される普通株式数が行使可能株式数を超えない範囲内で最大数の第1回第一種優先株式について取得請求の効力が生じるものとし、その余の第1回第一種優先株式については取得請求がなされなかったものとみなす。「行使可能株式数」とは、()取得請求をした日(以下「取得請求日」という。)における当会社の発行可能株式総数から、取得請求日における当会社の発行済株式総数(当会社の自己株式数を除く。)および取得請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、()取得請求日における当会社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当会社の普通株式に係る発行済株式総数(当会社の自己株式数を除く。)、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得請求期間

取得請求期間は、平成35年6月1日から平成43年3月31日までとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第1回第一種優先株式の取得と引換えに、第1回第一種優先株主が取得の請求をした第1回第一種優先株式数に20,000円(ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1回第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

当初取得価額は、発行決議日である平成28年6月3日(以下「当初取得価額決定日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下「普通株式1株当たり時価(当初取得価額決定日)」という。)である2,728円とする。

普通株式1株当たり時価(当初取得価額決定日)とは、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。

(5) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年4月1日および10月1日(以下「取得価額修正日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下「普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)」という。)に修正される(以下

「修正後取得価額」という。)ただし、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記(6)に定める上限取得価額を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とし、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)とは、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。なお、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(6) 上限取得価額

上限取得価額は、当初取得価額とする。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は、発行決議日である平成28年6月3日(以下「下限取得価額決定日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下「普通株式1株当たり時価(下限取得価額決定日)」という。)の60%(円位未満切上げ。また、下記(8)による調整を受ける。)である1,637円とする。

普通株式1株当たり時価(下限取得価額決定日)とは、下限取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。

(8) 取得価額の調整

イ. 第1回第一種優先株式の発行後、下記()ないし()のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額及び上限取得価額を含む。以下同じ。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する時価(下記八.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当会社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(株式無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下本()、下記()および()ならびに下記八.()において同じ。)をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
- 調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
- なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合
- 調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
- 調整係数は1とする。
- ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とし、上限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の上限取得価額を当該調整後の上限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合
- 調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合
- 調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ただし、当該取得条項付株式等について既上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- () 株式の併合をする場合
- 調整後取得価額は、株式の併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。
- ロ．上記イ．()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- ハ．() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日の当社の発行済株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に、当該取得価額の調整の前に上記イ．またはロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

()取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(株式無償割当ての場合は０円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には０円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。

ニ.上記イ.()ないし()および上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト.取得価額調整式により算出された上記イ.第２文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を(ただし、円位未満小数第２位までを算出し、その小数第２位を切り捨てる。)使用する。

(9)合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(下記7.(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10)取得請求受付場所

株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 経営企画部

(11)取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

6.金銭を対価とする取得条項

(1)金銭を対価とする取得条項

当社は、平成38年6月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第1回第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第1回第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1回第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記5.に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2)取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第1回第一種優先株式の取得と引換えに、第1回第一種優先株式1株につき、20,000円(ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を交付する。

7.普通株式を対価とする取得条項

(1)普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第1回第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当社は、かかる第1回第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第1回第一種優先株主に対し、その有する第1回第一種優先株式数に20,000円(ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（以下「一斉取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、一斉取得価額算定期間において、上記5.(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は上記5.(8)に準じて調整される。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が上記5.(6)に定める上限取得価額を上回る場合は、一斉取得価額は上限取得価額とし、上記5.(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

8. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式および第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式および第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

9. その他

(1) 単元株式数

第1回第一種優先株式の単元株式数は100株です。

(2) 議決権の有無及び差異並びに理由

当社は、株主としての権利内容に制限のない株式である普通株式の他に、株主総会における議決権を有さない第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第二種優先株式を定款に定めています。これは、優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する代わりに、優先株式には議決権を付さないこととしたものであります。

(3) 種類株主総会の決議

当社は、第1回第一種優先株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めておりません。

(注) 6. 第二種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

1. 第二種優先配当金

(1) 第二種優先配当金

当社は、定款第44条第1項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第二種優先株式1株につき、20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、以下に定める配当年率を乗じて算出した金銭による剰余金の配当（以下「第二種優先配当金」という。）を支払う。

配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.0%

ただし、上記の配当年率が5%を超える場合には、配当年率は5%とする。また、当該事業年度において第2項に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、第二種優先配当金はその額を控除した額とする。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「第二種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第二種優先配当年率決定日（ただし、当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合はその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インターバンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第

760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 優先順位

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する第二種優先配当金の支払いと第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する第一種優先配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

2. 第二種優先中間配当金

当社は、定款第44条第2項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき、各事業年度における第二種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「第二種優先中間配当金」という。）を行う。なお、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する第二種優先中間配当金の支払いと第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する第一種優先中間配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配と第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

4. 議決権

第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

二種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当社に対して、自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付する。ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数（以下に定義する。）を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。「行使可能株式数」とは、()取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数（当社の自己株式数を除く。）および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、()取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数（当社の自己株式数を除く。）、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得請求期間

取得請求期間は、平成33年4月1日から平成43年3月31日までとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

当初取得価額は、取得請求期間の初日（以下「当初取得価額決定日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下「普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）」という。）とする。ただし、普通株式

1株当たり時価（当初取得価額決定日）が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）とは、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(5) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年4月1日及び10月1日（以下「取得価額修正日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下「普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）」という。）に修正される（以下「修正後取得価額」という。）。ただし、普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）とは、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は、平成28年4月1日（以下「下限取得価額決定日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下「普通株式1株当たり時価（下限取得価額決定日）」という。）の50%（円位未満切上げ。また、下記(8)による調整を受ける。）である1,370円とする。

普通株式1株当たり時価（下限取得価額決定日）とは、下限取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額とする。なお、下限取得価額決定日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(8) 取得価額の調整

イ．第二種優先株式の発行後、下記()ないし()のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。以下同じ。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価（下記八．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（株式無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- () 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下本()、下記()および()ならびに下記八．()において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行または処分する場合（株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

- () 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合により減少した普通株式数（効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

ロ．上記イ．()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ．() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（V

WAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし())に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に、当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(株式無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。

ニ.上記イ.()ないし()および上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の最終の日の翌日以降にこれを適用する。

ト.取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式の中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(第7項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

株式会社東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成36年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第5項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、20,000円(ただし、第二種優

先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を交付する。

7. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第二種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当社は、かかる第二種優先株式を取得すると引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に20,000円(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得額で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(以下「一斉取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。なお、一斉取得価額算定期間において、第5項(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は第5項(8)に準じて調整される。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が第5項(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

8. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、第一種優先株式および第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、第一種優先株式および第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

9. 譲渡制限

第二種優先株式を譲渡により取得することについては当社の取締役会の承認を要する。

10. 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

11. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

12. 議決権の有無及び差異並びに理由

当社は、株主としての権利内容に制限のない株式である普通株式の他に、株主総会における議決権を有さない第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第二種優先株式を定款に定めています。これは、優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する代わりに、優先株式には議決権を付さないこととしたものであります。

(注)7. 当社は、平成26年10月1日に株式会社東京都民銀行(以下、「東京都民銀行」という。)と株式会社八千代銀行(以下、「八千代銀行」という。)の共同株式移転により両行の完全親会社として設立されました。

これに伴い、株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関する八千代銀行の新株予約権者に対して八千代銀行の新株予約権の代わりに、当該新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を平成26年10月1日付で交付しております。

また、当社は株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)について、八千代銀行が当該新株予約権付社債の社債権者に対し負担する社債債務を、株式会社東京TYフィナンシャルグループ第一回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)として継承しております。

(注)8. 新株予約権付社債は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、その内容は以下のとおりであります。

新株予約権付社債の転換価額は3,741.4円であります。これにより、新株予約権付社債において転換請求があった場合には普通株式が1,336,398株増加します。

当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。また、当社の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）

当社は、平成26年10月1日に株式会社東京都民銀行（以下、「東京都民銀行」という。）と株式会社八千代銀行（以下、「八千代銀行」という。）の共同株式移転により両行の完全親会社として設立されました。

これに伴い、株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に関する八千代銀行の新株予約権者に対して八千代銀行の新株予約権の代わりに、当該新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を平成26年10月1日付で交付しております。

また、当社は株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）について、八千代銀行が当該新株予約権付社債の社債権者に対し負担する社債債務を、株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ第一回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）として継承しております。

なお、会社法に基づき発行した新株予約権社債は、次のとおりであります。

平成26年10月1日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,336,398 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,741.4 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年10月1日 至平成28年9月29日 (注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,741.4 資本組入額 1,871 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、本社債の価額はその払込金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-
新株予約権付社債の残高(百万円)	5,000	5,000

(注)1. 新株予約権付社債は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)及び、当社の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

その他の特質につきましては、(注)3.に記載しております。

(注) 2 . 本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)により当社が当社普通株式を新たに発行し、又は、当社の有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使する本新株予約権に係る本社債の償還価額の総額を(注) 3 . 第 1 項第(2)号記載の転換価額(但し、(注) 3 . 第 2 項又は 3 項によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(注) 3 . 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額ならびに出資の目的とされる財産の内容および価額
(1) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式 1 株あたりの価額(以下「転換価額」という。)は、3,741.4円とする。なお、転換価額は本項第 2 項によって調整されることがある。

2 転換価額の調整

(1) 本新株予約権の割当て後、下記の a . 乃至 c . のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \right)}{1}$$

a 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合(但し、当社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、転換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

b 株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降又は基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

c 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券若しくは権利又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが当初の取得価額で取得され若しくは当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(2) 本項第(1)号に掲げる場合のほか、次の a . 乃至 c . のいずれかに該当する場合には、転換価額は当社の取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

a 合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の額の減少により転換価額の調整を必要とするとき。

b その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

c 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にその都度算入する。

(4) 転換価額調整式に使用する 1 株当たり時価は、以下の a . 又は b . に定めるとおりとする。当該時価を特定するために用いられる株価の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、以下の a . 又は b . における 45 取引日の間に本項第(1)号又は第(2)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は本項第(1)号又は第(2)号に準じて調整される。

- a 調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目の時点で、当社の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で当社の普通株式が上場されている金融商品取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該45取引日目から調整後転換価額を適用する前日までの出来高の合計額が最も多い金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。
 - b 調整後転換価額を適用する日に先立つ当該45取引日目の時点で、当社の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。
- (5) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1カ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。
- 3 本項第2項により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額並びにその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本項第2項(1) bの場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (注) 4 . 本新株予約権付社債の社債権者は、平成26年10月1日から平成28年9月29日（但し、当社が本社債を期限前償還する場合には、当該償還日の前銀行営業日、当社が取得した本新株予約権付社債の本社債を消却する場合は、当社が本社債を消却した時）までの間、いつでも、本新株予約権を行使することができる。
- (注) 5 . 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合には、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し（計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。）、その残額を資本準備金として計上する。
- (注) 6 . 当社が本社債を繰上償還する場合、償還日以後当該本新株予約権を行使することはできない。平成26年10月1日から平成28年9月29日までの間、当社が期限前償還する場合を除きいつでも新株予約権を行使できるが、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

第１回新株予約権

平成27年６月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年５月31日)
新株予約権の数(個)	120個 (注) 1	115個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000株 (注) 2	11,500株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年８月３日 至平成57年８月２日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,881円 資本組入額 1,941円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1．新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は100株とする。

(注) 2．新株予約権の目的となる株式の数

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注) 3．新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、当社並びに当社の子会社である株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行のいずれの取締役の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2)前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日から1年に満たなくなった平成56年8月3日以降は、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

(注) 4．組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1)合併

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社(当社が消滅する場合に限る。)

(2)吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3)新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4)株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5)株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

新株予約権付社債

	第4四半期会計期間 (平成28年1月1日から 平成28年3月31日まで)	第2期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成26年10月1日 (注)1	29,227	29,227	20,000	20,000	5,000	5,000

(注)1. 株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行の両行が、株式移転により共同で当社を設立したことに伴う新株の発行であります。

2. 平成28年4月1日に、当社を株式交換完全親会社、株式会社新銀行東京(以下、「新銀行東京」という。)を株式交換完全子会社とする株式交換により経営統合を行ないました。当社は、本株式交換に際して、新銀行東京の普通株式1株につき、0.24株の当社普通株式を割当て交付しました。また、新銀行東京のA種優先株式1株につき、1株の当社の第二種優先株式を割当て交付いたしました。この結果、普通株式1,422千株、第二種優先株式2,000千株、それぞれ増加しております。

3. 平成28年6月24日を払込期日とする第1回第一種優先株式の第三者割当増資により、発行済株式総数が750千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ7,500百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	62	28	2,342	153	1	9,036	11,622	-
所有株式数 (単元)	-	116,729	2,335	63,171	48,536	1	52,926	283,698	858,026
所有株式数の割合 (%)	-	41.14	0.82	22.26	17.10	0.00	18.65	100.00	-

(注)1. 自己株式169,852株は「個人その他」に1,698単元、「単元未満株式の状況」に52株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式1単元が含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,341	8.01
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	2,290	7.83
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	715	2.44
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	622	2.13
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	485	1.66
八千代銀行従業員持株会	東京都新宿区新宿五丁目9番2号	467	1.59
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALU E PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	418	1.43
東京都民銀行職員持株会	東京都港区六本木二丁目3番11号	406	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	388	1.32
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	388 GREENWICH STREET, NE W YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	378	1.29
計		8,515	29.13

(注)「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式169,800	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式28,200,000 (注1)	282,000 (注2)	
単元未満株式	普通株式858,026	-	
発行済株式総数	29,227,826	-	
総株主の議決権		282,000	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の「株式数(株)」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式100株が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の「議決権の数(個)」には、株式会社証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
株式会社東京ＴＹ フィナンシャルグループ	新宿区新宿五 丁目9番2号	169,800	-	169,800	0.58
計		169,800	-	169,800	0.58

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。

第 1 回新株予約権

平成27年 6 月26日開催の取締役会において決議された新株予約権

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）及び子会社である銀行の取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割当てることを、平成27年 6 月26日の取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成27年 6 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当 社 取締役 8 株式会社東京都民銀行 取締役 4 株式会社八千代銀行 取締役 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「（ 2 ）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第 2 回新株予約権

平成28年 6 月29日開催の取締役会において決議された新株予約権

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）及び子会社である銀行の取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割当てることを、平成28年 6 月29日の取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成28年 6 月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当 社 取締役 7 株式会社東京都民銀行 取締役 5 株式会社八千代銀行 取締役 5 株式会社新銀行東京 取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	22,000株（注 1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 株あたり 1 円
新株予約権の行使期間	平成28年 8 月 1 日～平成58年 7 月31日
新株予約権の行使の条件	（注 2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注 3）

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社並びに株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京のいずれの取締役の地位も喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日から 1 年に満たなくなった平成 57 年 8 月 1 日以降は、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

その他の行使の条件は、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社（当会社が消滅する場合に限る。）

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	13,992	52,175,591
当期間における取得自己株式	1,546	4,065,140

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(注)1	590	2,061,300	578	2,020,293
保有自己株式数	169,852	-	170,820	-

(注)1. 当事業年度の内訳は、単元未満株式の買増請求による買増(株式数590株、処分価額の総額2,061,300円)であります。

2. 当期間の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数500株、処分価額の総額1,747,714円)及び単元未満株式の買増請求による買増(株式数78株、処分価額の総額272,579円)であります。

3. 当期間における「その他(注)1」には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買増請求による売却株式数は含めておりません。

4. 当期間における「保有自己株式数」には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨、ならびに同法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨定款で定めております。また、配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としております。

当事業年度の配当金につきましては、上記の考え方にに基づき、1株当たり60円（中間配当30円、期末配当30円）とさせていただきます。

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び将来の事業発展のための原資として活用してまいります。

なお、基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額	1株当たり配当額
平成27年11月13日取締役会決議	871百万円	30円
平成28年5月13日取締役会決議	871百万円	30円

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月
最高（円）	3,620	4,370
最低（円）	3,010	2,333

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2．当社は平成26年10月1日付で東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。従って、それ以前の株価については該当ありません。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高（円）	4,150	4,100	4,100	4,075	3,510	3,000
最低（円）	3,605	3,690	3,705	3,235	2,333	2,541

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性12名 女性2名（役員のうち女性の比率14%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)		高橋 一之	昭和27年9月14日生	昭和52年4月 八千代信用金庫入庫 平成12年4月 株式会社八千代銀行 総合企画部次長 平成13年5月 同行 総合企画部長 平成15年4月 同行 経営企画部長 平成18年4月 同行 執行役員頭取付 平成18年6月 同行 執行役員淵野辺支店長 平成20年4月 同行 執行役員人事部長 平成20年6月 同行 取締役人事部長 平成21年6月 同行 常務取締役 平成24年6月 同行 専務取締役 平成26年10月 同行 取締役会長（現職） 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 取締役 平成28年4月 同社 代表取締役会長（現職） 平成28年4月 株式会社新銀行東京 取締役（非常勤・非業務 執行）（現職）	平成28年 6月から 1年	普通株式 6,400
取締役社長 (代表取締役)		味岡 桂三	昭和32年4月25日生	昭和56年4月 日本銀行入行 平成16年6月 同行 大分支店長 平成19年8月 同行 金融機構局参事役 平成21年6月 同行 金沢支店長 平成23年5月 株式会社東京都民銀行入行 執行役員 平成23年6月 同行 執行役員日本橋支店長 平成24年6月 同行 常務取締役日本橋支店長 平成24年7月 同行 常務取締役事務・システム本部長 平成26年6月 同行 専務取締役事務・システム本部長 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 取締役 平成27年7月 株式会社東京都民銀行 専務取締役 平成28年4月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 代表取締役社長（現職） 平成28年4月 株式会社東京都民銀行 取締役副頭取 （現職） 平成28年4月 株式会社新銀行東京 取締役（非常勤・非業務 執行）（現職）	平成28年 6月から 1年	普通株式 1,477
取締役		田原 宏和	昭和31年1月17日生	昭和53年4月 八千代信用金庫入庫 平成11年10月 株式会社八千代銀行 市場金融部次長 平成14年4月 同行 古淵支店長 平成16年4月 同行 八丁堀支店長 平成17年10月 同行 経営企画部副部長 平成18年4月 同行 執行役員経営企画部長 平成20年6月 同行 取締役経営企画部長 平成22年4月 同行 取締役 平成22年6月 同行 常務取締役 平成24年6月 同行 専務取締役 平成26年10月 同行 取締役頭取（現職） 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 取締役（現職）	平成28年 6月から 1年	普通株式 7,540

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		坂本 隆	昭和32年6月15日生	昭和55年4月 株式会社東京都民銀行 入行 平成13年6月 同行 茅場町支店長 平成16年7月 同行 日本橋支店長 平成18年7月 同行 融資審査企画部長 平成19年7月 同行 参与融資審査部長 平成21年6月 同行 取締役執行役員融資審査部長 平成21年6月 同行 取締役執行役員融資審査本部長 平成23年4月 同行 取締役執行役員融資審査本部長 兼 融資管理部長 平成23年6月 同行 常務取締役融資審査本部長 平成23年7月 同行 常務取締役融資本部長 平成24年6月 同行 専務取締役融資本部長 平成24年7月 同行 専務取締役営業本部長 平成26年6月 同行 取締役副頭取営業本部長 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 取締役(現職) 平成27年7月 株式会社東京都民銀行 取締役副頭取 平成28年4月 同行 取締役頭取(現職)	平成28年 6月から 1年	普通株式 2,887
取締役		小林 秀郎	昭和33年3月24日生	昭和55年4月 八千代信用金庫 入庫 平成15年4月 株式会社八千代銀行 資産査定部次長 平成18年4月 同行 東林間支店長 平成20年4月 同行 中板橋支店長 平成22年4月 同行 相模原法人営業部長 平成23年4月 同行 執行役員相模原法人営業部長 平成24年4月 同行 執行役員営業推進第二部長 平成25年6月 同行 取締役営業推進第二部長 平成26年4月 同行 取締役 平成26年6月 同行 常務取締役(現職) 平成27年12月 株式会社東京都民銀行 取締役(非常勤・非業 務執行) 平成28年6月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 取締役(現職)	平成28年 6月から 1年	普通株式 1,700
取締役		野邊田 覚	昭和35年8月24日生	昭和59年4月 株式会社日本興業銀行 入行 平成14年4月 株式会社みずほ銀行 業務企画部次長 平成15年7月 同行 経営企画部次長 平成19年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 コンプライアンス統括部次長 平成21年4月 同行 営業第一部付参事役 興和不動産株式会社 出向 経営企画部長 平成22年4月 同行 資産監査部長 平成24年4月 株式会社東京都民銀行 外為営業部部長 (みずほコーポレート銀行より出向) 平成24年6月 同行 外為営業部長 兼 人事部付 出向 (都民銀商務諮詢(上海)有限公司出向) 平成25年4月 同行 入行 外為営業部長 兼 人事部付 出向 (都民銀商務諮詢(上海)有限公司出向) 平成25年6月 同行 事務統括部長 平成25年7月 同行 参与事務統括部長 平成26年6月 同行 取締役執行役員事務統括部長 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ グループ戦略部ゼネラルマネージャー 平成28年1月 同社 合併準備室事務システム統合プロジェ クトチームゼネラルマネージャー 平成28年4月 株式会社東京都民銀行 常務取締役(現職) 平成28年6月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 取締役(現職)	平成28年 6月から 1年	普通株式 611

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		常久 秀紀	昭和38年2月12日生	昭和62年4月 株式会社三菱銀行入行 平成6年11月 同行 シカゴ支店 アシスタントバイスプレジデント 平成13年2月 プライスウォーターハウスクーパース コンサルタント株式会社 マネージャー 平成16年4月 株式会社新銀行東京入行 平成19年4月 同行 企画グループ 担当部長 平成20年8月 同行 執行役 平成21年6月 同行 執行役員 平成26年6月 同行 取締役執行役員 平成27年6月 同行 代表取締役社長執行役員(現職) 平成28年4月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 取締役(現職)	平成28年6月から1年	-
取締役		中村 靖	昭和29年11月5日生	昭和56年11月 東京都 入都(養育院管理部) 平成6年8月 同 交通局大塚自動車営業所長 平成14年4月 同 財務局主計部公債課長(統括) 平成16年8月 株式会社東京レポートセンター 総務部長 平成20年7月 東京都 産業労働局金融監理室長 平成22年7月 同 交通局総務部長 平成23年7月 同 交通局次長 平成24年7月 同 交通局長 平成25年10月 同 知事本局長 平成26年9月 株式会社はとバス代表取締役社長(現職) 平成28年6月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 社外取締役(現職)	平成28年6月から1年	-
取締役		佐藤 明夫	昭和41年2月4日生	平成9年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成15年3月 佐藤総合法律事務所開設 平成17年6月 株式会社アミューズ 社外監査役 平成19年3月 GMOホスティング&セキュリティ株式会社(現:GMOクラウド株式会社) 社外監査役 平成19年6月 インフォテリア株式会社 社外監査役 平成20年3月 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役(現職) 平成20年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 社外取締役(現職) 平成24年1月 GMOクリックホールディングス株式会社 社外取締役(現職) 平成25年6月 株式会社東京都民銀行 社外監査役 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 社外取締役(現職) 平成27年6月 株式会社きらやか銀行 社外取締役(現職)	平成28年6月から1年	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		三浦 隆治	昭和43年5月5日生	平成7年11月 中央監査法人入所（後に、合併により中央青山監査法人に名称変更） 平成13年3月 金融庁監督局総務課金融危機対応室課長補佐として出向 平成15年10月 中央青山監査法人復職 平成16年10月 三浦公認会計士事務所開業 平成16年10月 リーガル・アソシエイツ株式会社 パートナー 平成18年7月 L.A.コンサルティング株式会社 取締役（現職） 平成23年6月 株式会社八千代銀行 社外監査役 平成24年6月 青梅信用金庫 員外監事（現職） 平成26年6月 株式会社八千代銀行 社外取締役 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 社外取締役（現職） 平成28年4月 株式会社MeUアドバイザーズ 代表取締役（現職）	平成28年6月から1年	-
常勤監査役		片山 寧彦	昭和28年7月28日生	昭和51年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成7年10月 同行 戸田支店長 平成9年10月 同行 総合企画部副部長 平成11年7月 同行 経営企画部副部長 平成14年4月 同行 人事・経営企画部副部長 平成14年7月 同行 経営企画部副部長 平成17年7月 同行 参与経営企画部関連事業室長 平成23年6月 同行 常勤監査役 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 常勤監査役（現職）	(注)4	普通株式 1,946
常勤監査役		真壁 幹夫	昭和31年2月22日生	昭和53年4月 八千代信用金庫入庫 平成15年4月 株式会社八千代銀行 総務部次長 平成15年10月 同行 昭島支店長 平成18年4月 同行 経営監査部長 平成24年4月 同行 執行役員経営監査部長 平成26年4月 同行 執行役員 平成26年6月 同行 常勤監査役 平成28年6月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 常勤監査役（現職）	(注)4	普通株式 700
監査役		稲葉 喜子	昭和41年9月28日生	平成5年10月 センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成11年7月 金融監督庁検査部（現金融庁検査局）に転籍 平成13年7月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）に復職 平成17年10月 稲葉公認会計士事務所開業 平成19年7月 株式会社PAS（現株式会社はやぶさコンサルティング）設立 同社 代表取締役（現職） 平成21年9月 株式会社東京国際会計設立 同社 代表取締役（現職） 平成22年11月 はやぶさ監査法人設立 同所 代表社員（現職） 平成26年6月 株式会社八千代銀行 社外監査役 平成26年6月 株式会社東和銀行 社外取締役（現職） 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 社外監査役（現職） 平成26年12月 税理士法人はやぶさ会計社員（現職）	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役		東道 佳代	昭和45年5月4日生	平成9年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 光和総合法律事務所入所 平成14年1月 同事務所パートナー(現職) 平成20年10月 東京地方裁判所民事調停官(非常勤裁判官) 平成26年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 社外監査役(現職) 平成27年6月 日本郵便輸送株式会社 社外監査役(現職)	(注)4	-
計						普通株式 23,261

(注)1. 取締役 中村靖、取締役 佐藤明夫及び取締役 三浦隆治は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役 稲葉喜子及び監査役 東道佳代は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 社外監査役 東道佳代の職務上(弁護士)の氏名は、黒澤佳代であります。

4. 監査役の任期は、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 当社では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

なお、補欠監査役相互間の優先順位は、宮村百合子氏が第1順位、遠藤賢治氏が第2順位であります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
宮村 百合子	昭和31年7月1日生	昭和54年7月 丸紅株式会社入社 昭和58年10月 有限会社カイリンクス入社 昭和63年7月 株式会社開不動産研究所入社 平成元年12月 税理士資格取得 平成2年3月 本郷公認会計士事務所 (現:辻・本郷税理士事務所)入所 平成14年1月 税理士登録 平成20年6月 辻・本郷税理士法人理事 平成26年10月 同法人 常務理事 平成28年1月 同法人 専務執行理事(現職)	(注)6	-
遠藤 賢治	昭和40年5月5日生	平成10年3月 最高裁判所司法研修所修了 平成10年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 平成11年3月 石原総合法律事務所入所 平成20年1月 遠藤法律事務所開業(現職)	(注)6	-

6. 補欠監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制の概要等

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。」という経営理念の実現のために、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

なお、以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、本有価証券報告書提出日現在の状況を記載しております。

・現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役・監査役会が、取締役の職務執行の監督・監査を行います。また、独立性の高い社外取締役（3名）及び社外監査役（2名）の選任による経営の監督機能及び監査役・監査役会による監査機能を有効に活用しコーポレート・ガバナンスの実効性を高めることにより、経営の監督・監査機能の適切性と効率的な業務執行体制が確保されていると判断しております。

当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る主な経営管理組織は、以下のとおりであります。

イ．業務執行、監督の機能

A．取締役・取締役会

・取締役会は取締役10名（社外取締役3名を含む）で構成し、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催できる体制とすることで、経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を監督する体制としております。

B．経営会議・合併準備会議

・取締役会の下に、取締役で構成される経営会議・合併準備会議を設置し、原則として毎週1回開催（合併準備会議は原則として毎月1回開催）するほか必要に応じて随時開催することとしており、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受ける体制としております。

C．委員会

・経営会議の下部組織として、重要な経営課題の分野ごとに「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」「営業戦略委員会」を設置し、専門性と機動性を高める体制を構築しております。各委員会規則に基づき、定期的開催するほか必要に応じて臨時に開催することとしております。

ロ．監査・監督の機能

A．監査役・監査役会

・監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役（社外監査役）2名で構成されております。監査役会では取締役の意思決定及び業務執行に対する有効な監視機能を確保し、監査態勢の強化に努めております。各監査役は、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の監査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行、内部統制等について監査しております。なお、監査役及び監査役会は、内部監査部門、会計監査人等と緊密な連携を保ち、代表取締役等との間においても定期的な会合を通じ監査上の重要課題等について意見交換を行うなど実効的な監査に努めております。

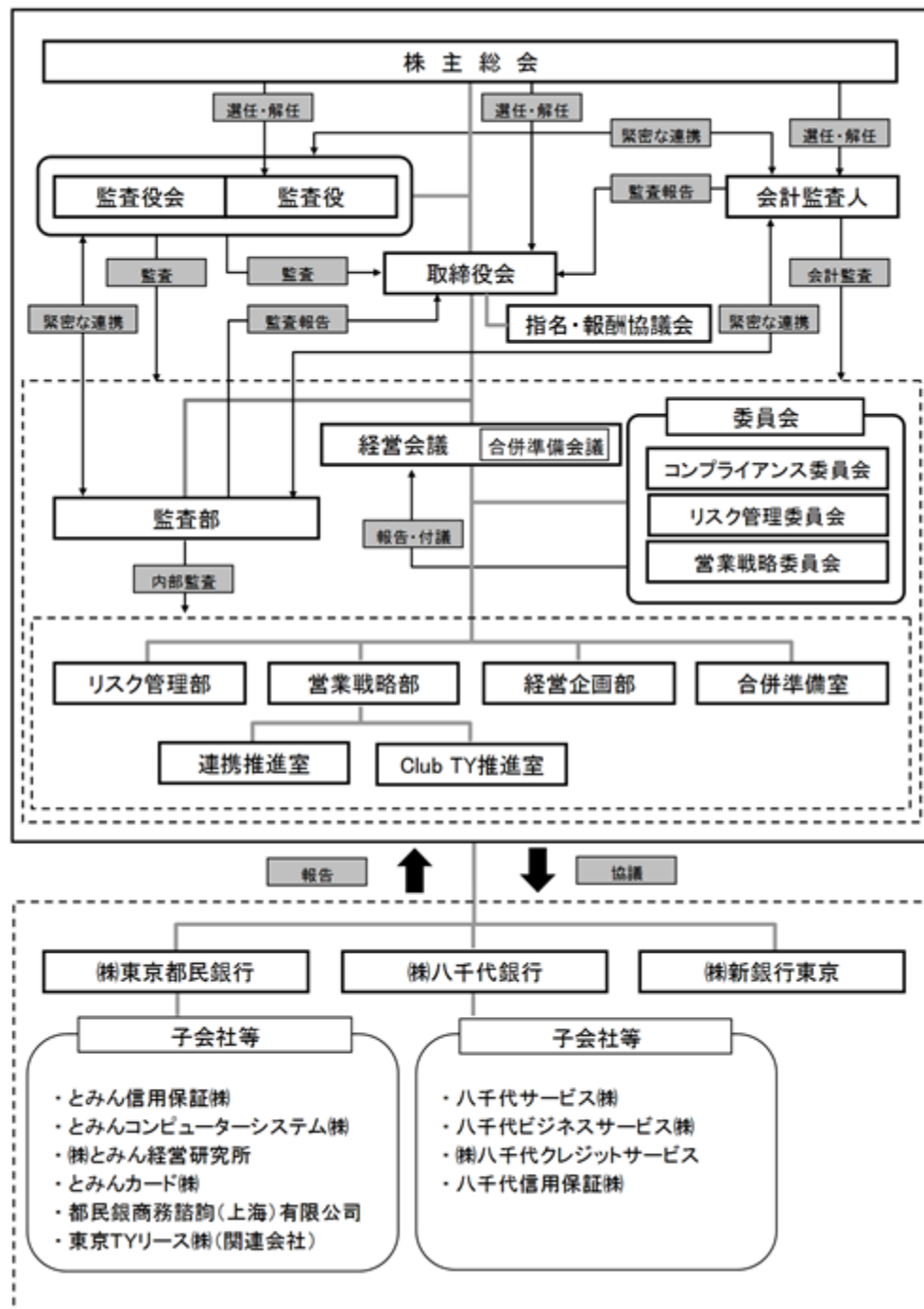
B．内部監査

・当社グループ内の他の部門から独立した監査部を設置し、取締役会の承認を受けた「年度監査計画」に基づき、内部監査を実施しております。監査結果については、取締役会への報告を定期的に行っております。

C．会計監査

・新日本有限責任監査法人が会計監査業務を執行しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図



内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の「業務の適正を確保するための体制」を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努めております。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図ってまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。
- (2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統一的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。
- (3) 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
- (4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。
- (5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。
- (6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
- (7) 当社は、「インサイダー取引未然防止管理規則」に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。
- (2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統一的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
- (3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。
- (4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。
- (5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- (2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。
- (3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ経営管理規程において、子会社の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。

- (2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- (3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
- (4) 当社は、当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して「関連当事者間取引管理に関する基本方針」を定め、法令等に則り各社の業務の健全性および適切性並びに株主共同の利益を確保する。
- (5) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- (6) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役へ報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
- (7) 当社は、(6)で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。

7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
- (2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
- (2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
- (2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

・リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、リスク管理を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、グループ各社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、適切なグループ経営管理（ガバナンス）のもと、グループ全体として各種リスクの的確な管理に努めております。また、リスク管理規程等の制定・改廃に関する協議やグループのリスク管理体制の整備・確立に向けた方針策定の検討等を行うリスク管理委員会を設置している他、グループのリスク管理の統括部署としてリスク管理部を設置し体制整備を図っております。

・コンプライアンス体制

当社グループは、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと捉え、地域金融グループとして社会的使命を柱とした企業倫理の構築に努めていくと共に、株主に信頼され、お客さまや社会から信頼されるコンプライアンス重視の企業風土の醸成を基本方針に掲げ、業務の健全性と適切性の確保に努めております。また、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスに係る事項の施策を企画するとともにコンプライアンス機能の強化を図っている他、コンプライアンス統括責任者としてリスク管理部担当役員を、コンプライアンスにかかる事項の統括部署としてリスク管理部をそれぞれ設置し体制整備を図っております。

・反社会的勢力排除に向けた体制

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、以下の基本方針を遵守し、責任ある健全な業務運営を確保します。

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、組織として対応し、毅然とした姿勢を貫いてまいります。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察等の外部専門機関と緊密な連携強化に努めます。
- (3) 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
- (4) 反社会的勢力により不当な要求等を受けた場合は、民事及び刑事の法的対応を行うなど、断固として拒絶します。
- (5) 反社会的勢力に対しては、資金提供や利益供与は断固として拒絶します。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力等との関係を遮断するために、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」及び「反社会的勢力への対応に係る基本規則」を制定し体制を整備しております。また、リスク管理部において反社会的勢力に関する情報を一元管理し、当社及びグループ会社は、反社会的勢力に関する情報の収集・共有化に努めております。

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

・内部監査

当社の内部監査は、当社グループ内の他の部門から独立した監査部（11名）が、取締役会の承認を受けた「年度監査計画」に基づき、監査を実施しております。監査結果については、取締役会への報告を半期ごとに行っております。

・監査役監査

監査役は、監査役会で定めた監査の方針等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧・調査等により、取締役の職務執行、内部統制等について監査しております。なお、監査役監査をサポートするため、監査役補助者（2名）を配属しております。

また、監査役は、内部監査部門等及び会計監査人と緊密な連携を保っているほか、代表取締役との間においても定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名を選任しております。

・会計監査

・業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 南 波 秀 哉	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 西 田 裕 志	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 長 尾 礎 樹	新日本有限責任監査法人

なお、監査継続年数については各名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	9名
その他	8名

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携につきましては、定期的な会議の出席の他、適宜意見及び情報交換を行うことで、緊密な連携を保つ体制としております。また、内部統制部門から監査役監査は定期的な会議において説明・報告や補足資料の提供を受け、会計監査は必要に応じ説明や補足資料の提供を受ける体制としております。

社外取締役及び社外監査役

- ・社外取締役及び社外監査役の機能・役割・選任状況
- ・社外取締役は、弁護士や公認会計士としての専門的知識などから、当社の経営全般に関して独立した立場からの確かな助言・提言を行い、経営の意思決定機能及び監督機能を強化する役割を担っております。また、社外監査役は、弁護士や公認会計士としての専門的知識などから、取締役の職務の執行に対する監査機能を強化する役割を担っております。なお、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては社外役員の企業統治における機能と役割を踏まえ、以下のとおり、「社外役員の独立性に関する基準」を定め運用しております。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社およびその子銀行（以下、「当社グループ」という）は、社外取締役および社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断する。

1. (1)当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
ただし、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）であったことがないことを要件に加える。
(2)社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等または非業務執行取締役であったことがないこと。
(3)当社グループの役員等（注2）および支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の、配偶者または二親等以内の親族でないこと。
2. 当社の主要株主（注3）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。
3. (1)当社グループを主要な取引先（注4）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間においても業務執行者等ではなかったこと。
(2)当社グループの主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間においても業務執行者等ではなかったこと。
(3)当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円または、当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。
4. 当社グループから役員等を受入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。
5. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。
6. 弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。また、当社グループを主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファーム（過去3事業年度の平均で、その連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたアドバイザー・ファーム）の社員等ではないこと。
7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

- (注1)「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。
- (注2)「役員等」とは、取締役(社外取締役を含む)、監査役(社外監査役を含む)、執行役員、相談役、顧問をいう。
- (注3)「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
- (注4)「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高(当社の場合は年間連結経常収益)の2%以上を基準に判定。

また、社外取締役3名及び社外監査役2名を、株式会社東京証券取引所に対して一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として独立役員届出書を提出しております。

氏名	選任理由
中村 靖 (社外取締役)	東京都において多くの部署を歴任し、都の事業に幅広く精通し、産業労働局金融監理室長を務め、地域金融に対する理解も深く、また、株式会社はとパスでは社長を務めるなど経営の経験も豊富であります。東京に本店を置く地域金融機関である当社グループに対し、経営全般に関わる助言等が期待できるものと考え社外取締役に選任しております。
佐藤 明夫 (社外取締役)	弁護士としての専門知識に加え、他事業会社の社外役員を歴任するとともに金融行政にも精通し、その卓越した知見から当社の経営全般に対する有益な助言と、業務執行に対する監督機能を果たすことができるものと判断し選任しております。
三浦 隆治 (社外取締役)	公認会計士としての高度な専門知識に加え、金融行政当局での勤務経験も有しております。また、企業経営者としても豊富な経験を有し、経営における高い見識を当社のコーポレート・ガバナンスの向上に反映できるものと判断し選任しております。
稲葉 喜子 (社外監査役)	公認会計士としての高度な専門知識に加え、金融行政当局での勤務経験も有しております。また、企業経営者としての経営に対する幅広い見識を当社の監査体制に反映できるものと判断し選任しております。
東道 佳代 (社外監査役)	法律事務所のパートナーとしての職責を果たされており、また、弁護士としての専門的な見地から、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行う等、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し選任しております。

・社外取締役及び社外監査役による監督・監査と内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携や内部統制部門との関係

- ・社外取締役は取締役会等に出席し、独立した立場からの的確な助言・提言を行うことにより、取締役会等における意思決定の公正性、客観性を向上させるとともに取締役の職務執行に対する監督機能を高めております。また、取締役会の重要な議案については、各担当部署等から、事前説明や補足資料等の提供を行うなどサポート体制を確保しております。
- ・社外監査役は取締役会及び監査役会等に出席し、必要に応じ、それぞれ独立した立場から有益かつ適切な提言・助言等を行っております。また、内部監査部門、常勤監査役及び会計監査人と適宜意見交換を行うなど緊密な連携を維持しております。なお、社外監査役へのサポートとして監査役補助者を配属し、監査役の業務の補助を行う体制とするとともに、取締役会の重要な議案については、必要に応じ、事前説明や補足資料等の提供を行うなどサポート体制を確保しております。

・当社と当社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

- ・当社では、社外取締役を3名、社外監査役を2名選任しておりますが、いずれも当社及び当社グループの出身ではなく、当社の他の取締役、監査役との人的関係や当社との間に特別な利害関係はございません。
- ・社外取締役 佐藤 明夫氏が代表を務める佐藤総合法律事務所には、当社の子会社であります株式会社東京都民銀行が、必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。
- ・社外監査役 東道 佳代氏が所属する光和総合法律事務所には、当社の子会社であります株式会社東京都民銀行が、必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。

役員の報酬等の内容

・ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬を決定するに当たっての方針としては、当社グループの経営方針の実現、持続的な成長を可能とするよう、短期的業績に加え中長期的な業績向上への貢献意欲も高めることを目的としております。

また、取締役の報酬の水準に関しましては、経済や社会の情勢を踏まえ、当社及び当社の子会社として適切な水準を決定することとしております。

イ．報酬の種類

当社の取締役（社外取締役を除く）が受ける報酬等は、基本報酬であります「月額報酬」と、当社の株価と連動する報酬として、業績と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的とする「株式報酬型ストック・オプション」としております。

但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。

なお、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から株式報酬型ストック・オプションの対象となっていません。

ロ．手続

・ 当社は、取締役の「人事・報酬」の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、「指名・報酬協議会」を設置しております。

「指名・報酬協議会」は、取締役2名及び社外取締役2名にて構成し、委員長は社外取締役が務めております。

・ ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、「指名・報酬協議会」では、プロセスの妥当性を含め、当社及び子会社の取締役報酬額の検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上、当社取締役の報酬額を決定しております。

子会社取締役としての報酬額は、「指名・報酬協議会」の検討結果を基に各子会社の取締役会で決定しております。

なお、監査役の報酬額の決定につきましては、株主総会の承認枠の範囲内で、監査役の協議により決定されております。

・ 当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等	報酬等	
			月額報酬	株式報酬型 ストック・オプション
取締役	8名	80	55	24
監査役	2名	33	33	-
社外役員	4名	32	32	-
計	14名	146	121	24

（注）1．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

2．役員報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第1回定時株主総会において、取締役が年額250百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）、監査役が年額80百万円以内と決議されております。また、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬限度額は、前記の報酬限度額とは別枠として、年額60百万円以内と決議されております。

3．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

責任限定契約の概要

当社は、社外役員の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

株式の保有状況

当社は、子会社の経営管理を主たる業務としている会社であります。また、保有する株式は関係会社株式のみであり、投資株式は保有していません。

連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社東京都民銀行の株式の保有状況については以下のとおりです。

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 146銘柄
貸借対照表計上額の合計額 23,851百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表計上額が資本金の100分の1を越える銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
エーザイ株式会社	697,182	5,950	取引関係の維持・強化のため
M S & A Dインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	774,404	2,609	連携関係の維持・強化のため
株式会社京都銀行	1,145,687	1,442	連携関係の維持・強化のため
株式会社千葉銀行	1,542,000	1,360	連携関係の維持・強化のため
アスビー食品株式会社	244,506	1,259	取引関係の維持・強化のため
興銀リース株式会社	500,000	1,242	取引関係の維持・強化のため
株式会社ニチイ学館	1,010,228	1,068	取引関係の維持・強化のため
株式会社みずほフィナンシャルグループ	4,677,521	987	連携関係の維持・強化のため
株式会社武蔵野銀行	243,133	981	連携関係の維持・強化のため
株式会社A D E K A	511,861	795	取引関係の維持・強化のため
株式会社安藤・間	1,009,650	693	取引関係の維持・強化のため
株式会社大和証券グループ本社	644,424	609	連携関係の維持・強化のため
株式会社滋賀銀行	1,013,000	607	連携関係の維持・強化のため
株式会社伊藤園	222,000	575	取引関係の維持・強化のため
東京海上ホールディングス株式会社	126,195	572	連携関係の維持・強化のため
小池酸素工業株式会社	1,526,059	558	取引関係の維持・強化のため
清水建設株式会社	663,000	539	取引関係の維持・強化のため
日本化学産業株式会社	660,000	523	取引関係の維持・強化のため
第一建設工業株式会社	377,009	514	取引関係の維持・強化のため
日本ケミファ株式会社	757,825	444	取引関係の維持・強化のため
株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ	528,780	393	連携関係の維持・強化のため
株式会社大垣共立銀行	883,000	335	連携関係の維持・強化のため
東洋合成工業株式会社	298,000	300	取引関係の維持・強化のため
株式会社アルファシステムズ	158,400	270	取引関係の維持・強化のため
株式会社ニレコ	364,640	251	取引関係の維持・強化のため
株式会社清水銀行	75,300	228	連携関係の維持・強化のため
岡部株式会社	203,100	225	取引関係の維持・強化のため
第一化成株式会社	275,000	214	取引関係の維持・強化のため

(みなし保有株式)

銘柄	株式数	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的 (権限の内容)
フクダ電子株式会社	695,100	4,705	議決権行使に関する指図権限
理想科学工業株式会社	783,800	3,103	議決権行使に関する指図権限
ユニオンツール株式会社	685,190	2,350	議決権行使に関する指図権限
日本精工株式会社	1,020,000	1,793	議決権行使に関する指図権限
株式会社マースエンジニアリング	663,000	1,408	議決権行使に関する指図権限
株式会社UKCホールディングス	623,800	1,299	議決権行使に関する指図権限
野村ホールディングス株式会社	1,208,495	853	議決権行使に関する指図権限
株式会社新川	900,400	687	議決権行使に関する指図権限
日本シイエムケイ株式会社	1,745,000	540	議決権行使に関する指図権限
富士エレクトロニクス株式会社	330,000	498	議決権行使に関する指図権限
ジオマテック株式会社	394,800	415	議決権行使に関する指図権限

(注) 1. みなし保有株式は、退職給付信託の信託財産として拠出した株式です。

2. みなし保有株式の貸借対照表計上額は、平成26年度末日の時価に議決権行使権限の対象となる株式の数を乗じた額を記載しております。

(当事業年度)

貸借対照表計上額が資本金の100分の1を越える銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
エーザイ株式会社	697,182	4,719	取引関係の維持・強化のため
M S & A Dインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	387,204	1,214	連携関係の維持・強化のため
エスビー食品株式会社	244,506	1,136	取引関係の維持・強化のため
興銀リース株式会社	500,000	999	取引関係の維持・強化のため
株式会社千葉銀行	1,542,000	865	連携関係の維持・強化のため
株式会社A D E K A	511,861	840	取引関係の維持・強化のため
株式会社京都銀行	1,145,687	840	連携関係の維持・強化のため
株式会社伊藤園	222,000	789	取引関係の維持・強化のため
株式会社ニチイ学館	1,010,228	786	取引関係の維持・強化のため
株式会社みずほフィナンシャルグループ	4,677,521	786	連携関係の維持・強化のため
株式会社武蔵野銀行	243,133	689	連携関係の維持・強化のため
清水建設株式会社	663,000	632	取引関係の維持・強化のため
株式会社安藤・間	1,009,650	553	取引関係の維持・強化のため
日本化学産業株式会社	660,000	522	取引関係の維持・強化のため
株式会社滋賀銀行	1,013,000	480	連携関係の維持・強化のため
東京海上ホールディングス株式会社	126,195	479	連携関係の維持・強化のため
株式会社大和証券グループ本社	644,424	446	連携関係の維持・強化のため
小池酸素工業株式会社	1,526,059	419	取引関係の維持・強化のため
第一建設工業株式会社	377,009	416	取引関係の維持・強化のため
日本ケミファ株式会社	757,825	362	取引関係の維持・強化のため
東京中小企業投資育成株式会社	31,617	329	連携関係の維持・強化のため
株式会社大垣共立銀行	883,000	300	連携関係の維持・強化のため
株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ	528,780	275	連携関係の維持・強化のため
株式会社アルファシステムズ	158,400	274	取引関係の維持・強化のため
東洋合成工業株式会社	298,000	209	取引関係の維持・強化のため
株式会社ニレコ	364,640	203	取引関係の維持・強化のため

(みなし保有株式)

銘柄	株式数	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的 (権限の内容)
フクダ電子株式会社	695,100	4,101	議決権行使に関する指図権限
理想科学工業株式会社	1,567,600	2,721	議決権行使に関する指図権限
ユニオンツール株式会社	685,190	2,026	議決権行使に関する指図権限
株式会社UKCホールディングス	623,800	1,392	議決権行使に関する指図権限
株式会社マースエンジニアリング	663,000	1,293	議決権行使に関する指図権限
日本精工株式会社	1,020,000	1,050	議決権行使に関する指図権限
日本シイエムケイ株式会社	1,745,000	774	議決権行使に関する指図権限
野村ホールディングス株式会社	1,208,495	607	議決権行使に関する指図権限
マクニカ・富士エレホールディングス株式会社	330,000	441	議決権行使に関する指図権限
株式会社新川	900,400	412	議決権行使に関する指図権限
ジオマテック株式会社	394,800	286	議決権行使に関する指図権限

(注) 1. みなし保有株式は、退職給付信託の信託財産として拠出した株式です。

2. みなし保有株式の貸借対照表計上額は、平成27年度末日の時価に議決権行使権限の対象となる株式の数を乗じた額を記載しております。

八．保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	283	12	67	24
非上場株式	-	-	-	-

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	96	6	3	4
非上場株式	529	1	-	-

二．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役は株主総会の決議により選任し、取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により決定することができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限にすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としたものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項及び同法第324条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

種類株式

当社は、資本政策の選択肢の多様化を図り、将来における金融環境の変化に機動的かつ柔軟に対応するために、普通株式とは異なる種類の株式である第1回ないし第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の発行を可能とする旨を定款に定めております。これらの優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配については普通株式に優先する一方で、優先株主は法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。ただし、第1回ないし第2回第一種優先株主は、第一種優先配当金が発行条件通り支払われない場合には、配当の支払いが再開されるまで議決権を有することになります。また、第1回ないし第2回第一種優先株主及び第二種優先株主は、普通株式を対価とする取得請求権を有し、当社は、一定の場合に金銭を対価とする取得請求権を有するとともに、普通株式を対価として一斉取得をすることを定めております。

なお、当社は、有価証券報告書提出日現在において、第1回第一種優先株式及び第二種優先株式を発行していません。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	10	-	17	38
連結子会社	71	5	104	-
計	81	5	121	38

(注) 上記報酬の内容は、当社の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

【その他重要な報酬の内容】**(前連結会計年度)**

当社の連結子会社である株式会社八千代銀行は、あらた監査法人に対して、監査証明業務に基づく報酬72百万円及び非監査業務に基づく報酬4百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**(前連結会計年度)**

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式会社新銀行東京との経営統合に伴う財務デューデリジェンス業務に係るものであります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

- 1．当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- 3．当社は、平成26年10月1日付で株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行の経営統合にともない、両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、株式会社東京都民銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）の連結経営成績は、取得企業である株式会社東京都民銀行の前連結会計年度の連結経営成績を基礎に、株式会社八千代銀行の平成26年10月1日から平成27年3月31日までの連結経営成績を連結したものととなります。
- 4．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
- 5．当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。
また、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	298,834	405,539
コールローン及び買入手形	28,938	43,600
買入金銭債権	3,012	4,202
商品有価証券	607	658
有価証券	1, 9, 17 1,236,834	1, 2, 9, 17 1,210,097
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 3,294,802	3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 3,359,919
外国為替	7 7,731	7 6,531
その他資産	9 21,018	9 29,258
有形固定資産	12, 13 53,613	12, 13 53,217
建物	13,478	13,074
土地	11 34,625	11 34,547
リース資産	973	1,101
建設仮勘定	2,223	2,226
その他の有形固定資産	2,313	2,266
無形固定資産	3,295	2,039
ソフトウェア	2,604	1,441
リース資産	183	198
その他の無形固定資産	507	399
繰延資産	74	56
退職給付に係る資産	10,777	8,647
繰延税金資産	6,570	7,035
支払承諾見返	6,630	5,860
貸倒引当金	28,913	24,122
資産の部合計	4,943,828	5,112,540

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
預金	9,491,306	9,450,192
譲渡性預金	27,038	34,206
債券貸借取引受入担保金	9,140,876	9,293,327
借入金	9,147,409	9,147,425
外国為替	139	68
社債	15,25,600	15,16,000
新株予約権付社債	16,5,000	16,5,000
その他負債	30,012	35,803
賞与引当金	2,074	2,038
退職給付に係る負債	3,326	5,530
役員退職慰労引当金	137	85
ポイント引当金	51	53
利息返還損失引当金	14	14
睡眠預金払戻損失引当金	844	988
偶発損失引当金	740	659
繰延税金負債	30	55
再評価に係る繰延税金負債	11,15	11,14
支払承諾	6,630	5,860
負債の部合計	4,741,248	4,909,324
純資産の部		
資本金	20,000	20,000
資本剰余金	99,607	99,585
利益剰余金	73,245	80,913
自己株式	544	594
株主資本合計	192,308	199,905
その他有価証券評価差額金	9,784	8,390
繰延ヘッジ損益	2	6
土地再評価差額金	11,210	11,209
為替換算調整勘定	17	11
退職給付に係る調整累計額	432	5,221
その他の包括利益累計額合計	10,026	2,977
新株予約権	-	46
非支配株主持分	245	286
純資産の部合計	202,580	203,216
負債及び純資産の部合計	4,943,828	5,112,540

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
経常収益	65,043	79,583
資金運用収益	45,003	55,840
貸出金利息	37,879	45,740
有価証券利息配当金	6,409	9,060
コールローン利息及び買入手形利息	145	204
債券貸借取引受入利息	9	-
預け金利息	163	311
その他の受入利息	395	523
役務取引等収益	13,410	15,832
その他業務収益	3,946	4,899
その他経常収益	2,682	3,011
償却債権取立益	210	528
その他の経常収益	1,247	1,248
経常費用	53,234	65,129
資金調達費用	2,975	3,623
預金利息	1,812	2,147
譲渡性預金利息	38	27
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
債券貸借取引支払利息	117	664
借入金利息	212	131
社債利息	698	488
新株予約権付社債利息	53	107
その他の支払利息	42	56
役務取引等費用	2,895	3,424
その他業務費用	209	363
営業経費	2,43,749	2,54,269
その他経常費用	3,403	3,448
貸倒引当金繰入額	721	1,103
その他の経常費用	3,2,681	3,2,345
経常利益	11,809	14,453
特別利益	50,476	391
固定資産処分益	0	258
国庫補助金等受贈益	-	132
負ののれん発生益	50,476	-
特別損失	80	293
固定資産処分損	76	171
固定資産圧縮特別勘定繰入額	-	122
段階取得に係る差損	3	-
税金等調整前当期純利益	62,205	14,551
法人税、住民税及び事業税	2,054	2,475
法人税等調整額	2,815	2,638
法人税等合計	4,870	5,113
当期純利益	57,335	9,437
非支配株主に帰属する当期純利益	44	24
親会社株主に帰属する当期純利益	57,290	9,412

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	57,335	9,437
その他の包括利益	1 13,164	1 7,046
その他有価証券評価差額金	7,966	1,284
繰延ヘッジ損益	2	4
土地再評価差額金	1	0
為替換算調整勘定	6	5
退職給付に係る調整額	5,087	5,654
持分法適用会社に対する持分相当額	100	108
包括利益	70,500	2,390
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	70,465	2,363
非支配株主に係る包括利益	34	26

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,120	18,379	19,031	1,636	83,894
会計方針の変更による累積的影響額			260		260
会計方針の変更を反映した当期首残高	48,120	18,379	19,291	1,636	84,155
当期変動額					
株式移転による変動	28,120	81,089			52,969
株式移転に伴う子会社株式の追加取得		153			153
剰余金の配当			1,758		1,758
親会社株主に帰属する当期純利益			57,290		57,290
自己株式の取得				548	548
自己株式の処分		0	6	68	62
自己株式の消却		1,571		1,571	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		1,571	1,571		-
子会社持分の変動		15			15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	28,120	81,227	53,953	1,092	108,152
当期末残高	20,000	99,607	73,245	544	192,308

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,707	-	211	10	4,655	3,148	79	248	81,073
会計方針の変更による累積的影響額									260
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,707	-	211	10	4,655	3,148	79	248	81,334
当期変動額									
株式移転による変動									52,969
株式移転に伴う子会社株式の追加取得									153
剰余金の配当									1,758
親会社株主に帰属する当期純利益									57,290
自己株式の取得									548
自己株式の処分									62
自己株式の消却									-
利益剰余金から資本剰余金への振替									-
子会社持分の変動									15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,076	2	1	6	5,087	13,174	79	2	13,092
当期変動額合計	8,076	2	1	6	5,087	13,174	79	2	121,245
当期末残高	9,784	2	210	17	432	10,026	-	245	202,580

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,000	99,607	73,245	544	192,308
当期変動額					
剰余金の配当			1,744		1,744
親会社株主に帰属する当期純利益			9,412		9,412
自己株式の取得				52	52
自己株式の処分		0		2	2
子会社持分の変動		21			21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	21	7,668	50	7,596
当期末残高	20,000	99,585	80,913	594	199,905

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	9,784	2	210	17	432	10,026	-	245	202,580
当期変動額									
剰余金の配当									1,744
親会社株主に帰属する当期純利益									9,412
自己株式の取得									52
自己株式の処分									2
子会社持分の変動									21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,393	4	0	5	5,654	7,048	46	41	6,960
当期変動額合計	1,393	4	0	5	5,654	7,048	46	41	636
当期末残高	8,390	6	209	11	5,221	2,977	46	286	203,216

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	62,205	14,551
減価償却費	2,508	3,485
退職給付費用	1,263	216
負ののれん発生益	50,476	-
段階取得に係る差損益（は益）	3	-
持分法による投資損益（は益）	202	189
貸倒引当金の増減（）	4,104	4,791
賞与引当金の増減額（は減少）	50	36
退職給付に係る資産の増減額（は増加）	8,207	2,130
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	1,768	2,204
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	9	51
ポイント引当金の増減額（は減少）	4	2
利息返還損失引当金の増減額（は減少）	3	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減（）	113	144
偶発損失引当金の増減（）	68	80
資金運用収益	45,003	55,840
資金調達費用	2,975	3,623
有価証券関係損益（）	2,389	2,984
為替差損益（は益）	9,010	19,144
固定資産処分損益（は益）	76	87
固定資産圧縮特別勘定繰入額	-	122
国庫補助金等受贈益	-	132
商品有価証券の純増（）減	213	51
貸出金の純増（）減	18,788	65,117
預金の純増減（）	7,587	10,886
譲渡性預金の純増減（）	5,127	7,168
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（）	119	15
預け金（日銀預け金を除く）の純増（）減	7,878	33
コールローン等の純増（）減	27,026	15,852
債券貸借取引受入担保金の純増減（）	140,876	152,450
金銭の信託の純増（）減	20	-
外国為替（資産）の純増（）減	496	1,200
外国為替（負債）の純増減（）	17	70
資金運用による収入	45,518	57,631
資金調達による支出	3,130	3,845
その他	8,185	16,436
小計	158,109	108,940
法人税等の支払額	1,208	3,544
法人税等の還付額	-	312
営業活動によるキャッシュ・フロー	156,901	105,708

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	588,928	657,580
有価証券の売却による収入	500,403	577,214
有価証券の償還による収入	13,998	94,063
有形固定資産の取得による支出	18,332	1,408
有形固定資産の除却による支出	46	41
有形固定資産の売却による収入	0	534
無形固定資産の取得による支出	393	260
国庫補助金等による収入	-	234
投資活動によるキャッシュ・フロー	93,299	12,757
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	5,000	-
劣後特約付社債の償還による支出	5,000	9,600
配当金の支払額	1,755	1,747
非支配株主への配当金の支払額	0	6
自己株式の取得による支出	55	52
自己株式の売却による収入	37	2
リース債務の返済による支出	290	390
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,066	11,794
現金及び現金同等物に係る換算差額	11	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	51,546	106,671
現金及び現金同等物の期首残高	122,982	286,385
株式移転による現金及び現金同等物の増加額	2,111,855	2 -
現金及び現金同等物の期末残高	1,286,385	1,393,056

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 11社

株式会社東京都民銀行
株式会社八千代銀行
とみん信用保証株式会社
都民銀商務諮詢(上海)有限公司
とみんコンピューターシステム株式会社
株式会社とみん経営研究所
とみんカード株式会社
八千代サービス株式会社
八千代ビジネスサービス株式会社
株式会社八千代クレジットサービス
八千代信用保証株式会社

(連結の範囲の変更)

とみん銀事務センター株式会社は、平成27年9月28日に清算終了し、当連結会計年度より連結の範囲から除外しておりますが、清算までの損益計算書については連結しております。

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

東京ＴＹリース株式会社

(持分法適用の関連会社の商号の変更)

平成27年4月1日付で、とみんリース株式会社は、東京ＴＹリース株式会社に商号を変更しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社
3月末日 10社

(2) 12月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、連結決算日の財務諸表により連結しております。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：2年～20年

その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

創立費 5年間の均等償却を行っております。

株式交付費 3年間の均等償却を行っております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

なお、銀行業を営む一部の連結子会社の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、前連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してはりましたが、経営統合に伴い当連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における前連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は1,992百万円（前連結会計年度末は3,854百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、銀行業を営む一部の連結子会社の執行役員並びにその他の一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員並びに役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、一部の連結子会社において、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、一部の連結子会社において、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

なお、見積返還額のうち貸付金に充当される部分については貸倒引当金として1百万円計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、銀行業を営む連結子会社において、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結子会社において、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む連結子会社の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年、12年）による定額法により
損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、その他の一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

当連結会計年度は、預貸金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

なお、その他の連結子会社は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。

(16) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(17) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当社は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

(表示方法の変更)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
株 式	1,173百万円	998百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	- 百万円	2,999百万円

3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	4,032百万円	3,693百万円
延滞債権額	104,109百万円	83,414百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	588百万円	291百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	4,063百万円	3,138百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
合計額	112,793百万円	90,536百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	46,683百万円	42,124百万円

8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	5,002百万円	1,500百万円

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	188,297百万円	330,445百万円
その他資産	18 "	36 "
計	188,315 "	330,482 "
担保資産に対応する債務		
預金	10,714 "	55,382 "
債券貸借取引受入担保金	140,876 "	293,327 "
借入金	5 "	2 "

上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
有価証券	95,540百万円	89,194百万円

また、その他資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
保証金	5,544百万円	5,513百万円
金融商品等差入担保金	- 百万円	129百万円

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
融資未実行残高	873,529百万円	878,776百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	850,299百万円	855,417百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社東京都民銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号または第2号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	184百万円	149百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
減価償却累計額	37,452百万円	37,825百万円

13. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
圧縮記帳額	216百万円	216百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(-百万円)	(-百万円)

14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
劣後特約付借入金	7,000百万円	7,000百万円

15. 社債は、劣後特約付社債であります。

16. 新株予約権付社債は、劣後特約付社債であります。

17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
24,020百万円	27,889百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
株式等売却益	367百万円	969百万円
債権売却益	556百万円	0百万円
持分法による投資利益	202百万円	189百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
給料・手当	18,739百万円	24,982百万円
退職給付費用	1,764百万円	213百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
貸出金償却	774百万円	190百万円
株式等売却損	76百万円	299百万円
株式等償却	48百万円	0百万円
債権売却損	141百万円	117百万円

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自	平成26年4月1日	(自	平成27年4月1日
	至	平成27年3月31日)	至	平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金				
当期発生額		13,716		1,188
組替調整額		2,446		3,165
税効果調整前		11,270		1,976
税効果額		3,303		692
その他有価証券評価差額金		7,966		1,284
繰延ヘッジ損益				
当期発生額		0		2
組替調整額		4		9
税効果調整前		4		6
税効果額		2		2
繰延ヘッジ損益		2		4
土地再評価差額金				
当期発生額		-		-
組替調整額		-		-
税効果調整前		-		-
税効果額		1		0
土地再評価差額金		1		0
為替換算調整勘定				
当期発生額		6		5
組替調整額		-		-
税効果調整前		6		5
税効果額		-		-
為替換算調整勘定		6		5
退職給付に係る調整額				
当期発生額		6,663		7,837
組替調整額		1,263		400
税効果調整前		7,927		8,237
税効果額		2,839		2,582
退職給付に係る調整額		5,087		5,654
持分法適用会社に対する持分相当額				
当期発生額		100		102
組替調整額		-		5
税効果調整前		100		108
税効果額		-		-
持分法適用会社に対する持分相当額		100		108
その他の包括利益合計		13,164		7,046

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	40,050	-	10,822	29,227	(注)1
合計	40,050	-	10,822	29,227	
自己株式					
普通株式	1,271	158	1,273	156	(注)2
合計	1,271	158	1,273	156	

(注)1. 発行済株式の当連結会計年度減少株式数 10,822千株は、株式移転による減少9,607千株及び株式消却1,214千株の合計であります。

(注)2. 自己株式の当連結会計年度増加株式数 158千株は、子会社からの現物配当140千株及び単元未満株式の買取請求による取得17千株の合計であり、当連結会計年度減少株式数1,273千株は、株式消却1,214千株、市場取引による売却32千株、ストック・オプション権利行使による売渡25千株及び単元未満株式の買増請求による売渡0千株の合計であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

当社は、平成26年10月1日に共同株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は以下の完全子会社の取締役会において決議された金額であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月13日 取締役会	株式会社 東京都民銀行 普通株式	776	20	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年11月11日 取締役会	株式会社 東京都民銀行 普通株式	388	10	平成26年9月30日	平成26年12月2日
	株式会社 八千代銀行 普通株式	594	40	平成26年9月30日	平成26年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 5月15日 取締役会	株式会社 東京ＴＹフィナン シャルグループ 普通株式	872	利益剰余金	30	平成27年3月31日	平成27年6月10日

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	29,227	-	-	29,227	
合計	29,227	-	-	29,227	
自己株式					
普通株式	156	13	0	169	(注)
合計	156	13	0	169	

(注) 自己株式の当連結会計年度増加株式数13千株は、単元未満株式の買取請求によるものであり、当連結会計年度減少株式数0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度 期末		
当社	ストック・ オプション としての 新株予約権					46		
合計						46		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	872	30	平成27年3月31日	平成27年6月10日
平成27年11月13日 取締役会	普通株式	871	30	平成27年9月30日	平成27年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	871	利益剰余金	30	平成28年3月31日	平成28年6月13日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金預け金勘定	298,834百万円	405,539百万円
定期預け金	2,039 "	2,043 "
譲渡性預け金	10,000 "	10,000 "
その他の預け金	409 "	439 "
現金及び現金同等物	286,385 "	393,056 "

2. 株式移転により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

株式移転により新たに株式会社八千代銀行を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

資産合計	2,260,320百万円
うち貸出金	1,444,364 "
うち有価証券	622,404 "
うち貸倒引当金	12,460 "
負債合計	2,156,770 "
うち預金	2,122,129 "

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、電子計算機及び事務用機器等の動産であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	47	103
1年超	177	230
合 計	225	333

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	27	60
1年超	20	26
合 計	48	87

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主として地域の取引先から預金等を受け入れ、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(A L M)を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先企業及び個人顧客に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に国内の債券、株式、投資信託であり、債券は満期保有目的、その他有価証券に区分して保有しているほか、商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利・価格等の市場リスクに晒されております。

当社グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先企業及び個人顧客からの調達による預金であります。預金は一定の環境の下で必要な資金の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。

また、当社グループは、国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

統合的リスク管理

当社グループは、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、当社グループの経営体力と比較・対照し、経営の健全性を検証する統合的リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用等级付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など、適切な信用リスクの管理を行っております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については監査担当部門が監査しております。

市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「社債」、「デリバティブ取引」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてV a R (観測期間は5年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託、外国証券、預金、貸出金、金利スワップ、その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、上場政策投資株式は1年、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

当社グループの市場リスク量は、連結子会社である株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行の市場リスク量を合算した値として管理しており、平成28年3月31日において、当該リスク量の大きさは40,634百万円(平成27年3月31日現在は32,458百万円)になります。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したV a Rと実際の損益変動額を比較するバックテストを子銀行毎に実施しており、平成27年度に実施したバックテストの結果、使用するモデルは、十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと判断しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に従い、流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど日々資金繰り管理や資金調達の状況をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注２）参照）。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	298,834	298,820	13
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	607	607	-
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	554,286	565,385	11,099
その他有価証券	671,359	671,359	-
(4) 貸出金 貸倒引当金（ １ ）	3,294,802 27,937		
	3,266,864	3,296,364	29,499
資産計	4,791,952	4,832,537	40,585
(1) 預金	4,491,306	4,491,127	178
(2) 債券貸借取引受入担保金	140,876	140,876	-
負債計	4,632,182	4,632,004	178
デリバティブ取引（ ２ ） ヘッジ会計が適用されていないもの	788	788	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(17)	(17)	-
デリバティブ取引計	770	770	-

（ １ ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ ２ ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	405,539	405,533	5
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	658	658	-
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	522,745	543,804	21,059
その他有価証券	679,839	679,839	-
(4) 貸出金 貸倒引当金（ 1 ）	3,359,919 23,479		
	3,336,440	3,371,825	35,384
資産計	4,945,223	5,001,661	56,438
(1) 預金	4,502,192	4,502,306	114
(2) 債券貸借取引受入担保金	293,327	293,327	-
負債計	4,795,520	4,795,634	114
デリバティブ取引（ 2 ） ヘッジ会計が適用されていないもの	1,514	1,514	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(10)	(10)	-
デリバティブ取引計	1,503	1,503	-

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、および、残存期間が短期間（1年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が1年超の預け金については、取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は証券投資信託委託会社が提供する基準価格等によっております。自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出された現在価値を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保証付私募債については、時価は連結決算日における保証等に基づき算定した回収可能見込額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率、もしくは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率（期末月の実績値）を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式(1)(4)	4,867	5,146
非上場REIT(2)	4,019	-
組合出資金(3)(4)	2,301	2,365
合計	11,188	7,512

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 非上場REITについては、当連結会計年度より、その全てについて、時価開示の対象としております。
- (3) 組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。
- (4) 前連結会計年度において、減損処理(非上場株式 9百万円、組合出資金 39百万円)を行っております。
当連結会計年度において、減損処理(非上場株式 0百万円)を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	251,557	-	2,000	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	44,775	121,305	25,273	149,436	167,308	36,450
うち国債	23,640	46,610	11,000	97,000	147,000	34,000
地方債	3,818	43,990	5,780	13,824	2,550	450
社債	5,300	29,705	8,493	37,612	15,758	-
外国証券	12,017	1,000	-	1,000	2,000	2,000
その他有価証券のうち満期 があるもの	53,298	111,361	342,428	37,348	68,743	9,566
うち国債	33,304	23,132	152,242	-	22,978	6,000
地方債	3,038	6,171	9,540	3,000	21,366	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	15,477	73,383	110,378	28,617	18,503	2,855
その他	1,478	8,674	70,267	5,731	5,895	710
貸出金()	685,871	672,180	411,452	267,249	334,908	621,047
合 計	1,035,503	904,847	781,153	454,034	570,960	667,063

() 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 107,846百万円、期間の定めのないもの 194,245百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	365,182	-	2,000	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	90,290	44,788	101,800	180,122	59,540	38,400
うち国債	44,140	8,070	68,600	133,000	48,000	34,000
地方債	33,010	14,510	5,000	12,124	1,550	400
社債	13,140	22,208	16,932	34,998	6,990	-
外国証券	-	-	11,268	-	3,000	4,000
その他有価証券のうち満期 があるもの	56,561	232,496	203,442	18,249	95,880	20,689
うち国債	-	141,399	11,600	-	10,000	13,000
地方債	4,264	5,041	7,209	318	29,961	984
短期社債	10,000	-	-	-	-	-
社債	38,671	67,394	107,698	11,155	24,583	6,705
その他	3,625	18,660	76,934	6,776	31,335	-
貸出金（ ）	721,324	656,701	408,077	298,205	328,051	661,379
合 計	1,233,358	933,986	715,319	496,577	483,471	720,469

（ ） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 87,883百万円、期間の定めのないもの 198,295百万円は含めておりません。

（注4） その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（ ）	4,233,462	237,605	20,139	40	33	25
債券貸借取引受入担保金	140,876	-	-	-	-	-
合 計	4,374,339	237,605	20,139	40	33	25

（ ） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（ ）	4,312,538	170,939	18,630	33	29	20
債券貸借取引受入担保金	293,327	-	-	-	-	-
合 計	4,605,865	170,939	18,630	33	29	20

（ ） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価 差額	2	6

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	361,096	371,236	10,139
	地方債	69,846	70,182	336
	社債	94,573	95,133	560
	外国証券	12,997	13,194	196
	小計	538,514	549,747	11,232
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	3,519	3,518	1
	地方債	2,008	2,008	0
	社債	5,187	5,183	3
	外国証券	5,056	4,927	128
	小計	15,771	15,638	133
合計		554,286	565,385	11,099

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	340,371	359,354	18,982
	地方債	63,637	64,072	435
	社債	90,237	91,408	1,170
	外国証券	15,133	15,674	541
	小計	509,380	530,509	21,129
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	40	40	0
	地方債	4,017	4,016	0
	社債	6,308	6,306	1
	外国証券	3,000	2,931	68
	小計	13,365	13,294	70
合計		522,745	543,804	21,059

3. その他有価証券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	38,988	27,884	11,104
	債券	415,916	414,332	1,583
	国債	179,188	178,422	765
	地方債	37,415	37,228	186
	短期社債	-	-	-
	社債	199,312	198,681	631
	その他	91,478	89,509	1,968
	小計	546,383	531,727	14,655
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,947	2,172	224
	債券	116,506	117,066	560
	国債	59,186	59,427	241
	地方債	6,120	6,186	65
	短期社債	-	-	-
	社債	51,198	51,452	253
	その他	19,534	19,580	45
	小計	137,988	138,819	830
合計		684,371	670,546	13,825

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	22,329	15,163	7,166
	債券	455,747	450,268	5,478
	国債	176,318	173,763	2,555
	地方債	47,711	46,957	754
	短期社債	-	-	-
	社債	231,717	229,548	2,169
	その他	122,218	118,917	3,301
	小計	600,295	584,349	15,946
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	10,428	12,975	2,546
	債券	39,777	40,040	262
	国債	1,984	1,998	13
	地方債	999	1,000	0
	短期社債	9,999	9,999	-
	社債	26,793	27,042	248
	その他	43,539	44,529	990
	小計	93,746	97,546	3,800
合計		694,041	681,895	12,146

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券
前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,444	232	27
債券	426,453	1,412	77
国債	358,465	1,238	76
地方債	13,165	37	-
短期社債	-	-	-
社債	54,822	136	1
その他	61,368	608	29
合計	490,266	2,253	134

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	6,692	844	241
債券	461,522	1,434	12
国債	315,467	771	-
地方債	60,429	318	10
短期社債	-	-	-
社債	85,625	344	2
その他	101,347	904	213
合計	569,563	3,183	467

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、ありません。

当連結会計年度における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	14,984
その他有価証券	14,984
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	5,392
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	9,591
()非支配株主持分相当額	11
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	203
その他有価証券評価差額金	9,784

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	13,193
その他有価証券	13,193
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	4,886
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	8,307
()非支配株主持分相当額	12
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	95
その他有価証券評価差額金	8,390

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	126,990	111,375	1,265	1,265
	受取変動・支払固定	125,525	109,890	296	296
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利スワップション				
	売建	8,300	1,190	2	39
	買建	6,800	1,190	2	2
	金利キャップ				
	売建	2,711	2,465	3	69
	買建	2,711	2,465	3	13
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
	合計			968	1,066

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	132,367	115,163	2,013	2,013
	受取変動・支払固定	130,967	113,718	954	954
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利スワップション				
	売建	2,970	1,070	0	17
	買建	2,970	1,070	0	0
	金利キャップ				
	売建	2,883	2,825	-	77
	買建	2,937	2,825	-	19
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
合計				1,059	1,135

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引
前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	38,623	15,301	63	63
	為替予約				
	売建	21,390	398	565	565
	買建	10,780	316	320	320
	通貨オプション				
	売建	28,344	91	464	56
	買建	28,344	91	464	52
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計				180	70

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	14,807	4,380	30	30
	為替予約				
	売建	28,334	411	549	549
	買建	14,449	140	126	126
	通貨オプション				
	売建	8,822	896	119	72
	買建	8,901	896	120	15
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計				455	511

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	550	550	17
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		550	550	17
	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金	46,731	39,503	(注)3
	受取固定・支払変動		46,731	39,503	
	受取変動・支払固定		-	-	
合計					17

(注) 1．主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2．時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3．金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載してあります。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	550	-	10
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		550	-	10
	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸出金	39,778	33,271	(注)3
	受取固定・支払変動		39,778	33,271	
	受取変動・支払固定				
合計					10

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載してあります。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

株式会社東京都民銀行は、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けておりますが、平成25年10月1日より確定給付企業年金からポイント制を用いたキャッシュバランスプラン類似型年金に移行しました。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

昭和62年に加入員期間20年以上の者を対象として、退職給付額の概ね20%程度を退職一時金制度から厚生年金基金制度へ移行しております。

また、厚生年金基金の代行部分について、平成16年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受け、平成17年4月1日に過去分返上の認可を受けております。

株式会社八千代銀行は、企業年金制度及び退職一時金制度を設けておりますが、企業年金は平成16年3月1日付にて厚生年金基金からの移行認可を受けて企業年金基金を発足し、さらに、平成17年4月1日付で基金型から規約型に移行しました。

また、退職金の一部を平成16年3月1日付で発足した確定拠出年金に平成16年3月31日に移換いたしました。確定拠出年金においては、平成25年1月1日付でマッチング拠出を導入しております。

上記2社以外の一部の国内連結子会社では、退職一時金制度や確定拠出年金制度を採用しております。

なお、株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行は退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	32,526	57,004
会計方針の変更に伴う累積的影響額	405	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	32,121	57,004
株式移転による増加額	23,934	-
勤務費用	1,013	1,425
利息費用	356	357
数理計算上の差異の発生額	2,339	3,491
退職給付の支払額	2,762	3,552
過去勤務費用の発生額	-	-
その他	-	7
退職給付債務の期末残高	57,004	58,717

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	35,089	64,455
株式移転による増加額	18,847	-
期待運用収益	877	1,263
数理計算上の差異の発生額	9,046	4,345
事業主からの拠出額	2,663	2,903
退職給付の支払額	2,068	2,443
その他	-	-
年金資産の期末残高	64,455	61,833

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	56,932	58,651
年金資産	64,455	61,833
	7,523	3,181
非積立型制度の退職給付債務	72	65
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	7,451	3,116

退職給付に係る負債	3,326	5,530
退職給付に係る資産	10,777	8,647
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	7,451	3,116

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	1,013	1,425
利息費用	356	357
期待運用収益	877	1,263
数理計算上の差異の費用処理額	1,830	241
過去勤務費用の費用処理額	1,147	564
その他	536	80
確定給付制度に係る退職給付費用	1,712	115

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（百万円）

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
過去勤務費用	1,147	564
数理計算上の差異	8,537	7,595
その他	537	77
合計	7,927	8,237

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（百万円）

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	1,495	427
未認識数理計算上の差異	2,032	7,970
合計	537	7,542

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
債券	30.0%	32.2%
株式	55.5%	51.3%
現金及び預金	5.7%	9.5%
生保一般勘定	5.6%	4.3%
その他	3.2%	2.7%
合計	100.0%	100.0%

（注）年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が30.0%（前連結会計年度は31.8%）含まれております。

また、前連結会計年度において、「その他」に含めて表示しておりました「生保一般勘定」は、表示区分を明確にするため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示の変更に伴い、前連結会計年度の表示を組み替えております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産配分と、年金資産を構成する様々な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.82%又は1.00%	0.57%又は0.64%
長期期待運用収益率	1.90%又は2.00%	1.90%又は2.00%
予想昇給率	4.5%又は5.00%	3.70%又は5.00%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は95百万円（前連結会計年度は51百万円）であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業経費	8百万円	46百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 8名 当社子会社取締役 10名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 12,000株
付与日	平成27年8月3日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成27年8月3日 ～平成57年8月2日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	-
付与	12,000
失効	-
権利確定	12,000
未確定残	-
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	-
権利確定	12,000
権利行使	-
失効	-
未行使残	12,000

単価情報

	第1回 ストック・オプション
権利行使価格（円）	1
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な 評価単価（円）	3,881

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第1回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第1回 ストック・オプション
株価変動性(注)1	28.5%
予想残存期間(注)2	2.0年
予想配当(注)3	60円/株
無リスク利率(注)4	0.01%

(注)1. 予想残存期間2.0年に対応する期間の株価実績に基づき算出しております。

(注)2. 過去の役員の平均的な在任期間から、現在の在任役員の平均在任期間を減じた期間を予想残存期間とする方法で予想残存期間を見積もっております。

(注)3. 平成27年3月期（6ヶ月分）の配当実績を年額換算しております。

(注)4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	2,316百万円	2,033百万円
退職給付関係	6,216	7,316
貸倒引当金	9,196	7,156
有価証券償却	1,003	1,023
減価償却	1,032	844
その他	2,348	2,343
繰延税金資産小計	22,113	20,717
評価性引当額	4,951	4,728
繰延税金資産合計	17,162	15,989
繰延税金負債		
有価証券関係	1,017	931
その他有価証券評価差額金	5,292	4,526
資産除去債務関係	34	35
時価評価による簿価修正額	4,277	3,516
その他	0	0
繰延税金負債合計	10,622	9,009
繰延税金資産の純額	6,540百万円	6,979百万円

前連結会計年度及び当連結会計年度の繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

繰延税金資産	6,570百万円	7,035百万円
繰延税金負債	30百万円	55百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	35.64%	33.06%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.18	0.78
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.39	0.71
住民税均等割等	0.12	0.68
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.37	3.13
評価性引当額の増減	0.34	0.80
法人税等還付税額	-	0.40
負ののれん発生益	28.92	-
その他	0.83	0.60
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.83%	35.14%

3. 法人税の税率変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産は317百万円減少し、繰延税金負債は2百万円減少し、その他有価証券評価差額金は241百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は125百万円減少し、法人税等調整額は403百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は0百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が変更されることとなります。この変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。なお、銀行業以外にコンピューター関連サービス業、情報提供サービス業及びクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	38,646	8,665	13,410	4,320	65,043

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益のうち連結損益計算書の経常収益の10%以上を占める取引がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	46,269	12,250	15,832	5,232	79,583

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益のうち連結損益計算書の経常収益の10%以上を占める取引がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	6,959円92銭	6,982円00銭
1株当たり当期純利益金額	2,638円39銭	323円84銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	2,561円38銭	311円89銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	202,580	203,216
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	245	333
(うち新株予約権)	百万円	-	46
(うち非支配株主持分)	百万円	245	286
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	202,334	202,882
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	29,071	29,057

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	57,290	9,412
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	57,290	9,412
普通株式の期中平均株式数	千株	21,714	29,064
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	34	71
うち新株予約権付社債利息(税額相当額控除後)	百万円	34	71
普通株式増加数	千株	666	1,344
うち新株予約権付社債	千株	666	1,336
うち新株予約権	千株	-	7
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)における普通株式の期中平均株式数は、当社が平成26年10月1日に共同株式移転により設立された会社であるため、会社設立前の平成26年4月1日から平成26年9月30日までの期間については、株式会社東京都民銀行の期中平均株式数に株式移転比率を乗じた数値を用いて計算し、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの期間については、当社の期中平均株式数を用いて計算しております。

(重要な後発事象)

1 株式会社新銀行東京との経営統合

当社と株式会社新銀行東京(以下、「新銀行東京」といいます。)は、平成27年9月25日に開催したそれぞれの取締役会において、両社の株主総会及び種類株主総会の承認並びに関係当局の許可を得られることを前提として、当社を株式交換完全親会社、新銀行東京を株式交換完全子会社とし、平成28年4月1日を効力発生日とする株式交換により経営統合を行うことを決議し、両社間で「株式交換契約書」及び「経営統合契約書」を締結いたしました。本契約に基づき、平成28年4月1日に株式交換を実施し、新銀行東京を完全子会社といたしました。

なお、本株式交換契約については、平成27年11月27日に開催された両社の臨時株主総会及び種類株主総会において承認されております。

1. 取得による企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称、事業の内容及び規模

被取得企業の名称	新銀行東京
事業の内容	銀行業
資本金	20,000百万円

(2) 企業結合を行った主な理由

当社及び新銀行東京は、ともに首都東京における地域金融の担い手としてそれぞれの強みを活かしながら、地域金融の円滑化及び地域経済の発展に貢献してまいりましたが、東京都内における中小企業支援という共通の経営目標を有するとともに、経営統合により首都圏における地域金融の担い手として一層の真価を発揮し、統合による相乗効果も期待できることから、経営統合いたしました。

(3) 企業結合日

平成28年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式交換

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準上の取得決定要素及び各種要因を総合的に勘案した結果、当社を取得企業といたしました。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式	3,719百万円
	企業結合日に交付した当社の優先株式	40,000百万円
取得原価		43,719百万円

3. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

新銀行東京の普通株式1株に対し、当社の普通株式0.24株

新銀行東京の優先株式1株に対し、当社の優先株式1株

(2) 株式交換比率の算定方法

複数のフィナンシャル・アドバイザーに第三者算定機関として株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定いたしました。

(3) 交付した株式数

普通株式 1,422,289株

優先株式 2,000,000株

4. 取得による連結損益計算書への影響

当該株式の取得により負のれん発生益 19,443百万円(暫定値)を見込んでおります。

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 144百万円

2 優先株式の発行

当社は、平成28年6月3日開催の取締役会で、三井住友信託銀行株式会社を割当先として第三者割当の方法により第1回第一種優先株式の発行を決議し、平成28年6月24日に発行いたしました。

(1) 発行株式の種類	株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 第1回第一種優先株式
(2) 発行新株式数	750,000株
(3) 払込金額	1株につき20,000円
(4) 払込金額の総額	15,000,000,000円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	それぞれ7,500,000,000円(1株につき10,000円)
(6) 払込期日	平成28年6月24日(金)
(7) 資金の用途	株式会社東京都民銀行への出資に充当

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
当社	株式会社東京TYフィナンシャルグループ第一回無担保 転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付)	平成26年10月1日	5,000	5,000 [5,000]	2.15	なし	平成28年9月30日
株式会社 東京都民 銀行	第4回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成22年7月23日	6,000	-	2.15	なし	平成32年7月23日
	第5回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成23年1月31日	3,600	-	2.21	なし	平成33年2月1日
	第6回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成23年11月4日	12,500	12,500	2.38	なし	平成33年11月4日
	第7回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成23年11月4日	3,500	3,500	2.38	なし	平成33年11月4日
合計			30,600	21,000			

(注) 1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

新株予約権 行使期間	新株予約権の 発行価額(円)	株式の発行価格 (円)	発行価額の総額 (百万円)	発行株式	付与割合(%)	行使により発行 した株式の発行 価額の総額 (百万円)
平成26.10.1 ~ 28.9.29	無償	3,741.4	5,000	普通株式	100	-

平成28年3月31日現在の発行価格であります。なお、発行価格の修正または調整に関する事項については、「第4 提出会社の状況」中、「1 株式等の状況」の「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2. 新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	5,000	-	-	-	-

4. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

5. 利率欄において、変動金利債券は、平成28年3月末現在の適用金利にて記載しております。

第6回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)の利率は、平成23年11月5日から平成28年11月4日まで年2.38%、平成28年11月5日以降6ヶ月ユーロ円LIBOR+3.35%であります。

第7回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)の利率は、平成23年11月5日から平成28年11月4日まで年2.38%、平成28年11月5日以降6ヶ月ユーロ円LIBOR+3.35%であります。

6. 第6回~第7回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)の連結決算日後5年以内における償還予定額はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	7,409	7,425	1.70	
再割引手形	-	-	-	
借入金	7,409	7,425	1.70	平成28年4月～ 平成36年4月
1年以内に返済予定のリース債務	367	334	3.55	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	849	1,017	3.66	平成29年4月～ 平成38年2月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	277	63	45	28	10
リース債務(百万円)	334	296	282	230	112

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
経常収益 (百万円)	20,548	39,791	59,971	79,583
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	3,635	6,869	11,245	14,551
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	2,354	4,790	7,452	9,412
1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	80.98	164.79	256.38	323.84

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	80.98	83.81	91.59	67.45

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,544	1,702
未収入金	-	25
前払費用	1	1
未収還付法人税等	312	355
繰延税金資産	14	10
流動資産合計	1,873	2,095
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	134,845	134,845
関係会社貸付金	5,000	5,000
投資その他の資産合計	139,845	139,845
固定資産合計	139,845	139,845
繰延資産		
創立費	64	50
株式交付費	9	5
繰延資産合計	74	56
資産の部合計	141,793	141,996
負債の部		
流動負債		
未払金	34	7
未払費用	-	0
未払配当金	-	13
未払法人税等	34	29
預り金	10	11
仮受金	-	0
賞与引当金	24	31
流動負債合計	103	93
固定負債		
新株予約権付社債	5,000	5,000
固定負債合計	5,000	5,000
負債の部合計	5,103	5,093
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
資本剰余金		
資本準備金	5,000	5,000
その他資本剰余金	110,276	110,277
資本剰余金合計	115,276	115,277
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,957	2,174
利益剰余金合計	1,957	2,174
自己株式	544	594
株主資本合計	136,689	136,856
新株予約権	-	46
純資産の部合計	136,689	136,903
負債及び純資産の部合計	141,793	141,996

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	1,849	1,888
関係会社受入手数料	534	1,039
営業収益合計	2,383	2,927
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,2349	1,2731
営業費用合計	349	731
営業利益	2,034	2,196
営業外収益		
受取利息	153	1107
雑収入	0	0
営業外収益合計	53	108
営業外費用		
支払利息	153	1107
支払手数料	-	144
創立費償却	7	14
株式交付費償却	1	3
営業外費用合計	62	270
経常利益	2,024	2,034
税引前当期純利益	2,024	2,034
法人税、住民税及び事業税	82	68
法人税等調整額	14	4
法人税等合計	67	72
当期純利益	1,957	1,961

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額										
株式移転による増減	20,000	5,000	110,276	115,276				135,276		135,276
当期純利益					1,957	1,957		1,957		1,957
自己株式の取得							546	546		546
自己株式の処分			0	0			1	1		1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									-	-
当期変動額合計	20,000	5,000	110,276	115,276	1,957	1,957	544	136,689	-	136,689
当期末残高	20,000	5,000	110,276	115,276	1,957	1,957	544	136,689	-	136,689

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	20,000	5,000	110,276	115,276	1,957	1,957	544	136,689	-	136,689
当期変動額										
剰余金の配当					1,744	1,744		1,744		1,744
当期純利益					1,961	1,961		1,961		1,961
自己株式の取得							52	52		52
自己株式の処分			0	0			2	2		2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									46	46
当期変動額合計	-	-	0	0	217	217	50	167	46	213
当期末残高	20,000	5,000	110,277	115,277	2,174	2,174	594	136,856	46	136,903

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法により行っておりません。

2. 繰延資産の処理方法

創立費 5年間の均等償却を行っております。
株式交付費 3年間の均等償却を行っております。

3. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
預金	1,544百万円	1,702百万円
未収入金	-百万円	21百万円
貸付金	5,000百万円	5,000百万円

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
受取配当金	1,849百万円	1,888百万円
受入手数料	534百万円	1,039百万円
販売費及び一般管理費	206百万円	328百万円
受取利息	53百万円	107百万円
支払利息	0百万円	-百万円

2. 販売費及び一般管理費のうち、主要な費用及び金額は次のとおりであります。

なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
給与・手当	190百万円	428百万円
広告宣伝費	65百万円	31百万円
支払報酬	25百万円	111百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
子会社株式	134,845	134,845
関連会社株式	-	-
合計	134,845	134,845

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	8百万円	9百万円
未払事業税	6	-
株式報酬費用	-	7
関係会社株式	139	132
その他	0	0
繰延税金資産小計	154百万円	149百万円
評価性引当額	139	139
繰延税金資産合計	14百万円	10百万円
繰延税金負債		
未収事業税	-	0
繰延税金負債合計	-百万円	0百万円
繰延税金資産の純額	14百万円	10百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	35.64%	33.06%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02	0.01
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	32.56	30.70
住民税均等割等	0.17	0.33
株式報酬費用	-	0.40
その他	0.09	0.49
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.36%	3.59%

3. 法人税の税率変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

1 株式会社新銀行東京との経営統合

当社と株式会社新銀行東京(以下、「新銀行東京」といいます。)は、平成27年9月25日に開催したそれぞれの取締役会において、両社の株主総会及び種類株主総会の承認並びに関係当局の許可を得られることを前提として、当社を株式交換完全親会社、新銀行東京を株式交換完全子会社とし、平成28年4月1日を効力発生日とする株式交換により経営統合を行うことを決議し、両社間で「株式交換契約書」及び「経営統合契約書」を締結いたしました。本契約に基づき、平成28年4月1日に株式交換を実施し、新銀行東京を完全子会社といたしました。

なお、本株式交換契約については、平成27年11月27日に開催された両社の臨時株主総会及び種類株主総会において承認されております。

1. 取得による企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称、事業の内容及び規模

被取得企業の名称	新銀行東京
事業の内容	銀行業
資本金	20,000百万円

(2) 企業結合を行った主な理由

当社及び新銀行東京は、ともに首都東京における地域金融の担い手としてそれぞれの強みを活かしながら、地域金融の円滑化及び地域経済の発展に貢献してまいりましたが、東京都内における中小企業支援という共通の経営目標を有するとともに、経営統合により首都圏における地域金融の担い手として一層の真価を發揮し、統合による相乗効果も期待できることから、経営統合いたしました。

(3) 企業結合日

平成28年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式交換

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準上の取得決定要素及び各種要因を総合的に勘案した結果、当社を取得企業といたしました。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式	3,719百万円
	企業結合日に交付した当社の優先株式	40,000百万円
取得原価		43,719百万円

3. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

新銀行東京の普通株式1株に対し、当社の普通株式0.24株
新銀行東京の優先株式1株に対し、当社の優先株式1株

(2) 株式交換比率の算定方法

複数のフィナンシャル・アドバイザーに第三者算定機関として株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定いたしました。

(3) 交付した株式数

普通株式 1,422,289株
優先株式 2,000,000株

4. 取得による連結損益計算書への影響

当該株式の取得により負のれん発生益 19,443百万円(暫定値)を見込んでおります。

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 144百万円

2 優先株式の発行

当社は、平成28年6月3日開催の取締役会で、三井住友信託銀行株式会社を割当先として第三者割当の方法により第1回第一種優先株式の発行を決議し、平成28年6月24日に発行いたしました。

(1) 発行株式の種類	株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 第1回第一種優先株式
(2) 発行新株式数	750,000株
(3) 払込金額	1株につき20,000円
(4) 払込金額の総額	15,000,000,000円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	それぞれ7,500,000,000円(1株につき10,000円)
(6) 払込期日	平成28年6月24日(金)
(7) 資金の用途	株式会社東京都民銀行への出資に充当

3 子会社の増資引受

当社は、平成28年6月3日開催の取締役会で、当社の子会社である株式会社東京都民銀行の普通株式について、株主割当増資にて引受けることを決議し、平成28年6月24日に引受けいたしました。

本増資引受の概要は、以下のとおりであります。

(1) 引受株式の種類	株式会社東京都民銀行普通株式
(2) 引受株式数	750,000株
(3) 引受金額	1株につき20,000円
(4) 払込金額の総額	15,000,000,000円
(5) 払込期日	平成28年6月24日(金)

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
繰延資産							
創立費	71	-	-	71	21	14	50
株式交付費	11	-	-	11	5	3	5
繰延資産計	83	-	-	83	27	18	56

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	24	31	24	-	31
計	24	31	24	-	31

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3)【その他】

株式移転により当社完全子会社となった株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行の最近2連結会計年度の連結財務諸表は以下のとおりであります。

(株式会社 東京都民銀行)
連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	213,356	295,296
コールローン及び買入手形	3,442	4,497
買入金銭債権	65	0
商品有価証券	177	31
有価証券	1, 9, 16 587,246	1, 2, 9, 16 587,476
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 1,828,236	3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 1,842,225
外国為替	7 5,544	7 3,406
その他資産	9 14,586	9 19,235
有形固定資産	12, 13 32,312	12, 13 32,610
建物	5,709	5,538
土地	11 22,843	11 22,979
リース資産	470	664
建設仮勘定	2,160	2,160
その他の有形固定資産	1,128	1,267
無形固定資産	1,993	1,235
ソフトウェア	1,549	887
リース資産	169	194
その他の無形固定資産	274	153
退職給付に係る資産	10,777	8,647
繰延税金資産	6,163	6,168
支払承諾見返	3,133	2,926
貸倒引当金	17,570	13,356
資産の部合計	2,689,468	2,790,400
負債の部		
預金	9 2,371,868	9 2,381,469
譲渡性預金	25,838	32,706
コールマネー及び売渡手形	-	474
債券貸借取引受入担保金	9 140,876	9 236,597
借入金	9, 14 7,409	9, 14 7,425
外国為替	138	65
社債	15 25,600	15 16,000
その他負債	18,960	18,734
賞与引当金	1,157	1,141
退職給付に係る負債	8	0
役員退職慰労引当金	137	85
ポイント引当金	30	32
利息返還損失引当金	7	7
睡眠預金払戻損失引当金	236	374
偶発損失引当金	302	291
繰延税金負債	30	31
再評価に係る繰延税金負債	11 15	11 14
支払承諾	3,133	2,926
負債の部合計	2,595,751	2,698,380

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
資本金	48,120	48,120
資本剰余金	18,366	18,350
利益剰余金	19,548	23,312
株主資本合計	86,036	89,782
その他有価証券評価差額金	8,110	5,996
土地再評価差額金	¹¹ 210	¹¹ 209
為替換算調整勘定	17	11
退職給付に係る調整累計額	559	3,921
その他の包括利益累計額合計	7,358	1,876
非支配株主持分	322	360
純資産の部合計	93,717	92,020
負債及び純資産の部合計	2,689,468	2,790,400

連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
経常収益	45,937	43,883
資金運用収益	31,820	30,650
貸出金利息	26,775	24,531
有価証券利息配当金	4,634	5,677
コールローン利息及び買入手形利息	86	54
債券貸借取引受入利息	9	-
預け金利息	122	233
その他の受入利息	192	152
役務取引等収益	10,291	9,391
その他業務収益	2,175	2,217
その他経常収益	1,650	1,624
償却債権取立益	0	0
その他の経常収益	¹ 1,650	¹ 1,623
経常費用	37,868	36,049
資金調達費用	2,250	2,379
預金利息	1,161	1,043
譲渡性預金利息	38	26
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	7
債券貸借取引支払利息	109	649
借入金利息	212	131
社債利息	698	488
その他の支払利息	30	33
役務取引等費用	1,951	1,893
その他業務費用	16	142
営業経費	² 30,998	² 29,345
その他経常費用	2,651	2,288
貸倒引当金繰入額	1,194	1,351
その他の経常費用	³ 1,456	³ 936
経常利益	8,069	7,833
特別利益	-	-
特別損失	67	90
固定資産処分損	67	90
税金等調整前当期純利益	8,002	7,742
法人税、住民税及び事業税	618	387
法人税等調整額	3,071	2,625
法人税等合計	3,689	3,012
当期純利益	4,312	4,730
非支配株主に帰属する当期純利益	43	22
親会社株主に帰属する当期純利益	4,269	4,707

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	4,312	4,730
その他の包括利益	1 10,511	1 5,481
その他有価証券評価差額金	6,347	2,027
土地再評価差額金	1	0
為替換算調整勘定	6	5
退職給付に係る調整額	4,095	3,362
持分法適用会社に対する持分相当額	60	86
包括利益	14,823	751
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	14,775	773
非支配株主に係る包括利益	48	22

連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,120	18,379	19,031	1,636	83,894
会計方針の変更による 累積的影響額			260		260
会計方針の変更を反映した 当期首残高	48,120	18,379	19,291	1,636	84,155
当期変動額					
剰余金の配当			2,433		2,433
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,269		4,269
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分			6	67	60
自己株式の消却		1,571		1,571	-
利益剰余金から 資本剰余金への振替		1,571	1,571		-
子会社持分の変動		12			12
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	12	256	1,636	1,881
当期末残高	48,120	18,366	19,548	-	86,036

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,707	211	10	4,655	3,148	79	248	81,073
会計方針の変更による 累積的影響額								260
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,707	211	10	4,655	3,148	79	248	81,334
当期変動額								
剰余金の配当								2,433
親会社株主に帰属する 当期純利益								4,269
自己株式の取得								1
自己株式の処分								60
自己株式の消却								-
利益剰余金から 資本剰余金への振替								-
子会社持分の変動								12
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,402	1	6	4,095	10,506	79	74	10,501
当期変動額合計	6,402	1	6	4,095	10,506	79	74	12,382
当期末残高	8,110	210	17	559	7,358	-	322	93,717

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	48,120	18,366	19,548	86,036
当期変動額				
剰余金の配当			944	944
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,707	4,707
子会社持分の変動		16		16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	16	3,763	3,746
当期末残高	48,120	18,350	23,312	89,782

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	8,110	210	17	559	7,358	322	93,717
当期変動額							
剰余金の配当							944
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,707
子会社持分の変動							16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,113	0	5	3,362	5,481	38	5,443
当期変動額合計	2,113	0	5	3,362	5,481	38	1,697
当期末残高	5,996	209	11	3,921	1,876	360	92,020

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,002	7,742
減価償却費	1,605	1,771
退職給付費用	1,080	120
持分法による投資損益(は益)	96	180
貸倒引当金の増減()	3,428	4,213
賞与引当金の増減額(は減少)	17	16
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	8,207	2,130
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1	7
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	9	51
ポイント引当金の増減額(は減少)	3	2
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	1	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	71	138
偶発損失引当金の増減()	67	10
資金運用収益	31,820	30,650
資金調達費用	2,250	2,379
有価証券関係損益()	738	1,229
為替差損益(は益)	7,923	18,176
固定資産処分損益(は益)	67	90
商品有価証券の純増()減	132	146
貸出金の純増()減	3,411	13,988
預金の純増減()	10,279	9,600
譲渡性預金の純増減()	2,369	6,868
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	16	15
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	9,972	13
コールローン等の純増()減	18,975	989
コールマネー等の純増減()	-	474
債券貸借取引受入担保金の純増減()	140,876	95,720
外国為替(資産)の純増()減	794	2,138
外国為替(負債)の純増減()	20	72
資金運用による収入	31,522	30,703
資金調達による支出	2,341	2,454
その他	7,335	8,767
小計	177,533	115,360
法人税等の支払額	619	694
営業活動によるキャッシュ・フロー	176,913	114,665
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	150,819	158,655
有価証券の売却による収入	88,304	112,453
有価証券の償還による収入	6,405	25,217
有形固定資産の取得による支出	17,973	758
有形固定資産の除却による支出	41	21
無形固定資産の取得による支出	377	147
投資活動によるキャッシュ・フロー	74,501	21,912

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	5,000	-
劣後特約付社債の償還による支出	5,000	9,600
配当金の支払額	2,055	945
非支配株主への配当金の支払額	0	0
自己株式の取得による支出	1	-
自己株式の売却による収入	35	-
リース債務の返済による支出	216	258
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,240	10,804
現金及び現金同等物に係る換算差額	6	4
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	90,178	81,953
現金及び現金同等物の期首残高	122,982	213,160
現金及び現金同等物の期末残高	1 213,160	1 295,114

注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 5社

とみん信用保証株式会社
都民銀商務諮詢(上海)有限公司
とみんコンピューターシステム株式会社
株式会社とみん経営研究所
とみんカード株式会社
(連結の範囲の変更)

とみん銀事務センター株式会社は、平成27年9月28日に清算終了し、当連結会計年度より連結の範囲から除外しておりますが、清算までの損益計算書については連結しております。

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名 東京TYリース株式会社
(持分法適用関連会社の商号の変更)

平成27年4月1日付で、とみんリース株式会社は、東京TYリース株式会社に商号を変更しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社

3月末日 4社

(2) 12月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、連結決算日の財務諸表により連結しております。

4 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：6年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び要注意先のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定金額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店、本部営業関連部門、本部所管部、関係会社が自己査定の一次査定を実施し、営業関連部門から独立した融資統括部資産査定室が、営業関連部門の協力の下に当行及び関係会社の自己査定の二次査定を実施しております。

国内連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の執行役員並びに連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当行の執行役員並びに連結子会社の役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

国内連結子会社のうち1社のポイント引当金に関しても、同様の基準により計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

国内連結子会社のうち1社の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

なお、見積返還額のうち貸付金に充当される部分については貸倒引当金として1百万円計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により
按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

海外連結子会社の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場により換算しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、当連結会計年度は、当行の預貸金に係る金利変動リスクをヘッジ目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

(表示方法の変更)

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
株式	946百万円	803百万円

2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	- 百万円	2,999百万円

3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	3,628百万円	2,728百万円
延滞債権額	57,823百万円	45,871百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	565百万円	268百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	2,351百万円	2,190百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
合計額	64,368百万円	51,059百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	30,319百万円	26,240百万円

- 8 ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1,502百万円	1,500百万円

- 9 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	187,163百万円	278,062百万円
担保資産に対応する債務		
預金	10,144 "	24,512 "
債券貸借取引受入担保金	140,876 "	236,597 "
借入金	5 "	2 "

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
有価証券	34,647百万円	34,101百万円

また、その他資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
保証金	4,102百万円	4,113百万円
金融商品等差入担保金	- 百万円	129百万円

- 10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
融資未実行残高	517,043百万円	535,808百万円
うち原契約期間が1年以内のもの		
(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	512,891百万円	529,904百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び国内連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び国内連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 11 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号または第2号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	184百万円	149百万円

12 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
減価償却累計額	16,851百万円	17,072百万円

13 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	216百万円 (- 百万円)	216百万円 (- 百万円)

14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
劣後特約付借入金	7,000百万円	7,000百万円

15 社債は、劣後特約付社債であります。

16 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	16,178百万円	16,846百万円

(連結損益計算書関係)

1 その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
株式等売却益	248百万円	802百万円
債権売却益	556百万円	0百万円

2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
給料・手当	12,256百万円	12,109百万円
退職給付費用	1,277百万円	57百万円
土地建物機械賃借料	3,274百万円	3,205百万円
事務委託費	3,578百万円	3,671百万円

3 その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
貸出金償却	41百万円	22百万円
株式等売却損	63百万円	148百万円
株式等償却	48百万円	0百万円
債権売却損	138百万円	34百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	10,079	1,972
組替調整額	824	1,216
税効果調整前	9,254	3,189
税効果額	2,907	1,162
その他有価証券評価差額金	6,347	2,027
土地再評価差額金		
当期発生額	-	-
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	-
税効果額	1	0
土地再評価差額金	1	0
為替換算調整勘定		
当期発生額	6	5
組替調整額	-	-
税効果調整前	6	5
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	6	5
退職給付に係る調整額		
当期発生額	5,323	4,718
組替調整額	1,080	120
税効果調整前	6,403	4,839
税効果額	2,307	1,476
退職給付に係る調整額	4,095	3,362
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	60	81
組替調整額	-	5
税効果調整前	60	86
税効果額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	60	86
その他の包括利益合計	10,511	5,481

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	40,050	-	1,214	38,835	(注)1
合計	40,050	-	1,214	38,835	
自己株式					
普通株式	1,271	1	1,272	-	(注)2
合計	1,271	1	1,272	-	

(注)1 当連結会計年度減少株式数は、平成26年9月30日付で実施した自己株式の消却によるものであります。

2 当連結会計年度増加株式数は、単元未満株式の買取により取得したものであります。当連結会計年度減少株式数は自己株式の消却等によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

金銭による配当

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月13日 取締役会	普通株式	776	20.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	388	10.00	平成26年9月30日	平成26年12月2日
平成27年2月27日 取締役会	普通株式	894	23.03	平成27年3月20日	平成27年3月27日

金銭以外による配当

(決議)	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の 帳簿価額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年2月27日 取締役会	普通株式	株式会社東京TY フィナンシャルグ ループ普通株式	374	9.65	平成27年3月20日	平成27年3月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	446	その他利益 剰余金	11.51	平成27年3月31日	平成27年6月10日

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	38,835	-	-	38,835	
合計	38,835	-	-	38,835	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	446	11.51	平成27年3月31日	平成27年6月10日
平成27年11月13日 取締役会	普通株式	446	11.51	平成27年9月30日	平成27年12月2日
平成28年2月25日 取締役会	普通株式	50	1.30	-	平成28年3月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成28年5月12日 取締役会	普通株式	396	その他利益 剰余金	10.21	平成28年3月31日	平成28年6月13日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金預け金勘定	213,356百万円	295,296百万円
定期預け金	39 "	43 "
普通預け金	20 "	16 "
当座預け金	136 "	122 "
現金及び現金同等物	213,160 "	295,114 "

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、電子計算機等の動産であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	4	58
1年超	5	113
合計	9	171

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、有価証券業務等を主要な事業と位置付け、金融サービスを展開しております。また、当行の国内連結子会社においては、住宅金融及び消費者金融に係る保証業務等を営んでおります。このように、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先企業及び個人顧客に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は、取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクを有しております。また、有価証券は、主に国内の債券、株式で運用しており、満期保有目的、その他目的で保有しているほか、商品有価証券を、売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利・価格等の市場リスクを有しております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先企業及び個人顧客からの調達による預金であります。預金は、一定の環境の下で当行が必要な資金の確保が困難になる流動性リスクを有しております。

また、当行は、国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスクを有しております。

この他に、金融資産と金融負債は、金利改定時期がそれぞれ異なることから、金利変動に伴う資金利益の減少により、当行グループの業績に悪影響を与える市場リスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

統合的リスク管理

当行は、リスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総合的に捉え、当行の経営体力と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行う統合的リスク管理を行っております。これにより各業務分野に対する資本配賦額を取締役会において毎年度決定の上、各業務分野のリスク量が配賦した資本の範囲に収まっていることについてリスク統括部が月次でモニタリングを行い、月次で各リスク管理委員会に、四半期毎に取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理

当行グループの信用リスク管理は、取締役会をはじめとする経営層で構成される会議体によってその枠組みと方針が決定され、それに基づき営業部門及び営業部門から独立した融資審査部により審査の上、貸出・投資の実行がなされます。また、融資統括部が信用リスクのポートフォリオの状況などをモニタリングして定期的に信用リスク管理委員会及び取締役会等に、審議・報告を行っております。さらに、信用リスクの状況については、内部監査部署として監査部が監査を行い、取締役会等に報告しております。

市場取引のカウンター・パーティー及び発行体等の信用状態の変化により保有ポジションの価値が変動し、損失を被るリスクにつきましては、経営会議において「個別金融機関クレジットライン」を定め、その範囲内でポジション運営を行うと共に、リスク統括部において与信状況について日次でモニタリングを行っております。なお、デリバティブ取引に係るカウンター・パーティーリスクについては、カレントエクスポージャー方式によるリスク量の管理を行っております。

市場リスクの管理

当行グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、月次でALM委員会に、四半期毎に取締役会等に報告しております。

当行グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「社債」、「デリバティブ取引」です。

当行グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は5年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託、外国証券、預金、貸出金、金利スワップ、その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、上場政策投資株式は1年、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

前連結会計年度においては、上記金融資産、金融負債のうち上場株式（政策投資株式を含む）及び投資信託以外の市場リスク量をパーゼン3パーセントイル値方式を用いて定量化しておりましたが、当行グループ

は経営統合に伴い、東京ＴＹフィナンシャルグループの傘下となり、当連結会計年度より持株会社のリスク量の定義の統一化を図ったことから、当連結会計年度はVaRを用いて定量化することと致しました。

当行グループの市場リスク量は、平成28年3月31日において、全体で24,260百万円（平成27年3月31日は19,051百万円）であります。ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、平成27年度に実施したバックテストの結果、使用するモデルは、十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと判断しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ALM委員会において流動性リスクを管理しております。流動性リスク管理に関する規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会において決定された流動性リスク管理に関する方針に基づき、ALM委員会においてリスク状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。リスク統括部において流動性資産残高等のモニタリングを行い、月次でALM委員会に、四半期毎に取締役会等に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	213,356	213,356	-
(2) コールローン及び買入手形	3,442	3,442	-
(3) 買入金銭債権	65	65	-
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	177	177	-
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	262,427	271,285	8,858
その他有価証券	316,890	316,890	-
(6) 貸出金	1,828,236		
貸倒引当金（ 1 ）	16,728		
	1,811,508	1,828,676	17,168
資産計	2,607,868	2,633,895	26,026
(1) 預金	2,371,868	2,371,853	14
(2) 譲渡性預金	25,838	25,838	-
(3) 債券貸借取引受入担保金	140,876	140,876	-
(4) 借入金	7,409	7,410	0
(5) 社債	25,600	25,669	69
負債計	2,571,593	2,571,648	55
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	893	893	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	893	893	-

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	295,296	295,296	-
(2) コールローン及び買入手形	4,497	4,497	-
(3) 買入金銭債権	0	0	-
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	31	31	-
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	258,679	271,125	12,445
その他有価証券	324,168	324,168	-
(6) 貸出金	1,842,225		
貸倒引当金（ 1 ）	12,948		
	1,829,277	1,847,715	18,438
資産計	2,711,950	2,742,834	30,883
(1) 預金	2,381,469	2,381,540	71
(2) 譲渡性預金	32,706	32,706	-
(3) コールマネー及び売渡手形	474	474	-
(4) 債券貸借取引受入担保金	236,597	236,597	-
(5) 借入金	7,425	7,462	36
(6) 社債	16,000	16,000	-
負債計	2,674,672	2,674,780	108
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,420	1,420	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	1,420	1,420	-

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は証券投資信託委託会社が提供する基準価格等によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出された現在価値を時価としております。その割引率は、格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率に基づいて算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保証付私募債については、時価は連結決算日における保証等に基づき算定した回収可能見込額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載してあります。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち事業性貸出金は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により時価を算定しております。その割引率は、格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率に基づいて算出しております。固定金利によるもののうち住宅ローンにつきましては、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めてあります。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率（期末月１カ月平均利率）を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてあります。

(3) コールマナー及び売渡手形

コールマナー及び売渡手形は、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を新規の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当行の発行する社債は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式(1)(4)	3,077	3,360
非上場REIT(2)	4,019	-
組合出資金(3)(4)	831	1,268
合計	7,928	4,628

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 非上場REITについては、当連結会計年度より、時価開示の対象としております。
- (3) 組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。
- (4) 前連結会計年度において、減損処理（非上場株式9百万円、組合出資金39百万円）を行っております。当連結会計年度において、減損処理（非上場株式0百万円）を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	190,628	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	3,442	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	65
有価証券						
満期保有目的の債券	16,625	57,400	8,200	50,000	130,000	-
うち国債	640	2,610	6,000	50,000	130,000	-
地方債	3,768	38,250	-	-	-	-
社債	200	16,540	2,200	-	-	-
外国証券	12,017	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち 満期があるもの	16,074	66,131	195,324	2,855	5,867	-
うち国債	6,004	13,132	106,542	-	2,978	-
地方債	3,038	4,068	-	-	39	-
社債	7,030	48,930	24,554	396	2,848	-
外国証券	-	-	64,228	2,458	-	-
貸出金()	399,081	398,070	221,174	142,313	174,972	289,061
合計	625,852	521,602	424,698	195,168	310,839	289,126

() 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない161,452百万円、期間の定めのないもの142,111百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	276,434	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	4,497	-	-	-	-	-
買入金銭債権	0	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	32,600	32,300	58,568	95,300	40,000	-
うち国債	140	8,070	45,600	95,000	40,000	-
地方債	28,320	9,930	-	-	-	-
社債	4,140	14,300	1,700	300	-	-
外国証券	-	-	11,268	-	-	-
その他有価証券のうち 満期があるもの	26,715	170,685	84,664	3,626	5,371	1,843
うち国債	-	120,399	-	-	-	-
地方債	4,111	101	101	142	152	509
社債	22,603	41,003	18,503	1,146	5,218	1,333
外国証券	-	9,180	66,058	2,337	-	-
貸出金（ ）	408,059	368,683	234,731	175,084	158,562	308,831
合計	748,307	571,669	377,963	274,010	203,933	310,675

（ ） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない48,599百万円、期間の定めのないもの139,671百万円は含めておりません。

（注4） 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（ ）	2,194,051	163,115	14,701	0	-	-
譲渡性預金	25,838	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	140,876	-	-	-	-	-
借入金	272	101	34	2,000	5,000	-
社債	-	-	-	25,600	-	-
合計	2,361,039	163,217	14,735	27,600	5,000	-

（ ） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（ ）	2,257,719	109,903	13,846	-	-	-
譲渡性預金	32,706	-	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	474	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	236,597	-	-	-	-	-
借入金	277	108	39	2,000	5,000	-
社債	-	-	-	16,000	-	-
合計	2,527,774	110,011	13,886	18,000	5,000	-

（ ） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券

	前連結会計年度 （平成27年3月31日）	当連結会計年度 （平成28年3月31日）
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	0	0

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	188,426	196,685	8,258
	地方債	42,340	42,569	229
	社債	19,147	19,322	175
	外国証券	12,001	12,197	195
	小計	261,916	270,775	8,858
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	510	509	0
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	小計	510	509	0
合計		262,427	271,285	8,858

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	188,511	200,384	11,872
	地方債	38,424	38,538	114
	社債	20,263	20,412	149
	外国証券	11,136	11,446	309
	小計	258,336	270,782	12,446
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	40	40	0
	地方債	-	-	-
	社債	303	302	0
	外国証券	-	-	-
	小計	343	342	0
合計		258,679	271,125	12,445

3 その他有価証券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	27,373	18,052	9,320
	債券	211,270	210,191	1,079
	国債	128,658	127,980	677
	地方債	7,147	7,124	23
	社債	75,464	75,085	378
	外国証券	66,687	65,626	1,061
	その他	1,988	1,521	467
	小計	307,319	295,391	11,928
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,188	1,375	186
	債券	8,295	8,362	67
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	8,295	8,362	67
	外国証券	-	-	-
	その他	152	154	2
	小計	9,636	9,892	256
合計		316,956	305,284	11,671

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	16,391	10,942	5,449
	債券	208,565	206,504	2,061
	国債	120,399	119,011	1,387
	地方債	5,120	5,088	31
	社債	83,046	82,403	642
	外国証券	77,077	75,141	1,935
	その他	7,250	6,589	661
	小計	309,285	299,177	10,107
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	5,798	7,092	1,294
	債券	6,764	6,893	129
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	6,764	6,893	129
	外国証券	498	500	1
	その他	1,821	2,022	200
	小計	14,882	16,508	1,625
合計		324,168	315,685	8,482

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	975	118	16
債券	27,450	189	0
国債	11,152	135	-
社債	16,297	53	0
外国証券	57,456	416	13
その他	2,472	141	10
合計	88,354	866	41

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,873	684	98
債券	13,569	78	1
国債	12,963	77	-
社債	606	0	1
外国証券	92,746	629	27
その他	3,554	126	163
合計	112,744	1,519	291

5 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、ありません。

当連結会計年度における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。

2 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。

3 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	11,671
その他有価証券	11,671
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	3,702
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,969
()非支配株主持分相当額	23
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	164
その他有価証券評価差額金	8,110

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	8,482
その他有価証券	8,482
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	2,540
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,941
()非支配株主持分相当額	22
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	77
その他有価証券評価差額金	5,996

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	126,990	111,375	1,265	1,265
	受取変動・支払固定	125,525	109,890	296	296
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利スワップション				
	売建	8,300	1,190	2	39
	買建	6,800	1,190	2	2
	金利キャップ				
	売建	2,711	2,465	3	69
	買建	2,711	2,465	3	13
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
合計			968	1,066	

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、前期末評価損益と本表の評価損益との変動分を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	132,367	115,163	2,013	2,013
	受取変動・支払固定	130,967	113,718	954	954
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利スワップション				
	売建	2,970	1,070	0	17
	買建	2,970	1,070	0	0
	金利キャップ				
	売建	2,883	2,825	-	77
	買建	2,937	2,825	-	19
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
合計				1,059	1,135

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、前期末評価損益と本表の評価損益との変動分を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	38,623	15,301	63	63
	為替予約				
	売建	10,404	398	363	363
	買建	9,101	316	224	224
	通貨オプション				
	売建	28,344	91	464	56
	買建	28,344	91	464	52
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計				75	34

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、前期末評価損益と本表の評価損益との変動分を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	14,807	4,380	30	30
	為替予約				
	売建	13,890	364	455	455
	買建	14,087	140	126	126
	通貨オプション				
	売建	8,822	896	119	72
	買建	8,901	896	120	15
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計				361	416

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、前期末評価損益と本表の評価損益との変動分を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸出金	46,731	39,503	(注) 2
	受取固定・支払変動		46,731	39,503	
	受取変動・支払固定		-	-	
合計					

(注) 1 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値により算定しております。

- 2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸出金	39,778	33,271	(注) 2
	受取固定・支払変動		39,778	33,271	
	受取変動・支払固定		-	-	
合計					

(注) 1 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値により算定しております。

- 2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

- (1) 当行は、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けておりますが、平成25年10月1日より確定給付企業年金からポイント制を用いたキャッシュバランスプラン類似型年金に移行しました。また、従業員の退職等の際に割増退職金を支払う場合があります。
- (2) 国内連結子会社の一部は、確定拠出年金制度を採用しております。
- (3) 当行は、昭和62年に、加入員期間20年以上の者を対象として、退職給付額の概ね20%程度を退職一時金制度から厚生年金基金制度へ移行しております。
- (4) 当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成16年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受け、平成17年4月1日に過去分返上の認可を受けております。
- (5) 当行は、退職給付信託を設定しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	32,526	32,238
会計方針の変更に伴う累積的影響額	405	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	32,121	32,238
勤務費用	677	717
利息費用	256	198
数理計算上の差異の発生額	1,237	1,593
退職給付の支払額	2,054	1,963
過去勤務費用の発生額	-	-
その他	-	7
退職給付債務の期末残高	32,238	32,777

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	35,089	43,008
期待運用収益	701	860
数理計算上の差異の発生額	6,604	3,125
事業主からの拠出額	2,280	2,260
退職給付の支払額	1,668	1,579
年金資産の期末残高	43,008	41,423

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	32,230	32,776
年金資産	43,008	41,423
	10,777	8,647
非積立型制度の退職給付債務	8	0
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,769	8,646

退職給付に係る負債	8	0
退職給付に係る資産	10,777	8,647
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,769	8,646

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	677	717
利息費用	256	198
期待運用収益	701	860
数理計算上の差異の費用処理額	1,433	734
過去勤務費用の費用処理額	855	855
会計基準変更時差異の費用処理額	459	-
確定給付制度に係る退職給付費用	1,269	64

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
過去勤務費用	855	855
数理計算上の差異	6,799	3,983
会計基準変更時差異	459	-
合計	6,403	4,839

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	1,283	427
未認識数理計算上の差異	2,113	6,097
会計基準変更時差異	-	-
合計	829	5,669

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
債券	22.5%	25.3%
株式	59.5%	53.6%
現金及び預金（コールローンを含む）	6.3%	12.1%
生保一般勘定	7.0%	4.9%
その他	4.7%	4.1%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度47.6%、当連結会計年度44.8%含まれております。

また、前連結会計年度において「その他」に含めて表示しておりました「現金及び預金」は、表示区分を明確にするため、当連結会計年度より「現金及び預金（コールローンを含む）」に含めて表示することとしました。この表示の変更に伴い、前連結会計年度の表示を組み替えております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	1.0%	0.5%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	4.5%	3.7%

3 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度7百万円、当連結会計年度7百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	2,316百万円	2,033百万円
退職給付関係	2,949	3,552
貸倒引当金	5,102	3,807
有価証券償却	465	365
減価償却	104	95
無形固定資産等償却	702	534
未収利息	22	19
その他有価証券評価差額金	-	5
その他	1,079	1,043
繰延税金資産小計	12,743	11,456
評価性引当額	1,799	1,830
繰延税金資産合計	10,943	9,626
繰延税金負債		
有価証券関係	1,017	931
資産除去債務関係	17	17
その他有価証券評価差額金	3,775	2,540
その他	0	-
繰延税金負債合計	4,811	3,489
繰延税金資産の純額	6,132百万円	6,137百万円

平成27年3月31日及び平成28年3月31日の繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

繰延税金資産	6,163百万円	6,168百万円
繰延税金負債	30百万円	31百万円

2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	33.06%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.78	0.78
関係会社からの受取配当金消去	0.10	1.15
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.83	2.17
住民税均等割等	0.53	0.54
評価性引当額	1.14	1.65
法人税等還付税額	0.61	0.76
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	10.97	5.01
その他	0.39	0.35
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.11%	38.91%

3 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する連結会

計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産は281百万円減少し、繰延税金負債は1百万円減少し、その他有価証券評価差額金は136百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は81百万円減少し、法人税等調整額は334百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は0百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が変更されることとなります。この変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当行の建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は5年から47年、割引率は0.553%から2.308%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	202百万円	203百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1百万円	6百万円
時の経過による調整額	2百万円	3百万円
資産除去債務の履行による減少額	4百万円	-百万円
期末残高	203百万円	212百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。なお、銀行業以外にコンピューター関連サービス業、情報提供サービス業及びクレジットカード業等を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が継続的に僅少であるため、記載を省略しております。

関連情報

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	27,333	5,501	10,291	2,811	45,937

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	24,531	7,199	9,391	2,760	43,883

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社東京TYフィナンシャルグループ	東京都新宿区	20,000	子銀行の経営管理	被所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 職員の出向	経営管理料の支払(注1)	267	-	-
							出向者人件費の受取(注2)	48	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営管理料は、親会社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定され、当行においてもその妥当性を検証しております。

(注2) 職員の出向に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社東京TYフィナンシャルグループ	東京都新宿区	20,000	子銀行の経営管理	被所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 職員の出向	経営管理料の支払(注1)	519	-	-
							出向者人件費の受取(注2)	149	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営管理料は、親会社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定され、当行においてもその妥当性を検証しております。

(注2) 職員の出向に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社東京TYフィナンシャルグループ（東京証券取引所一部上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	2,404円85銭	2,360円18銭
1株当たり当期純利益金額	109円97銭	121円22銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(注) 2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	93,717	92,020
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	322	360
(うち非支配株主持分)	百万円	322	360
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	93,394	91,659
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	38,835	38,835

(注) 3 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,269	4,707
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	4,269	4,707
普通株式の期中平均株式数	千株	38,820	38,835

(重要な後発事象)

(株主割当による普通株式の発行)

当行は、平成28年6月2日開催の取締役会で、株主割当による下記内容の普通株式の発行を決議し、平成28年6月24日に発行いたしました。

(1) 発行株式の種類	株式会社東京都民銀行 普通株式
(2) 発行新株式数	750,000株
(3) 払込金額	1株につき20,000円
(4) 払込金額の総額	15,000,000,000円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	それぞれ7,500,000,000円(1株につき10,000円)
(6) 払込期日	平成28年6月24日(金)

連結附属明細表
社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	第4回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成22年7月23日	6,000	-	2.15	なし	平成32年7月23日
当行	第5回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成23年1月31日	3,600	-	2.21	なし	平成33年2月1日
当行	第6回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成23年11月4日	12,500	12,500	2.38	なし	平成33年11月4日
当行	第7回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成23年11月4日	3,500	3,500	2.38	なし	平成33年11月4日
合計	-	-	25,600	16,000	-	-	-

(注) 1 利率欄において、変動金利債券は、平成28年3月末現在の適用金利にて記載しております。

第6回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)の利率は、平成23年11月5日から平成28年11月4日まで年2.38%、平成28年11月5日以降6ヶ月ユーロ円LIBOR+3.35%であります。

第7回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)の利率は、平成23年11月5日から平成28年11月4日まで年2.38%、平成28年11月5日以降6ヶ月ユーロ円LIBOR+3.35%であります。

2 第6回～第7回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)の連結決算日後5年内における償還予定額はありませぬ。

借入金等明細表

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	7,409	7,425	1.70	
再割引手形	-	-	-	
借入金	7,409	7,425	1.70	平成28年4月～ 平成36年4月
1年以内に返済予定のリース債務	239	210	4.22	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	430	668	4.28	平成29年4月～ 平成38年2月

(注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	277	63	45	28	10
リース債務(百万円)	210	185	174	134	85

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

資産除去債務明細表

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(株式会社 八千代銀行)
連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	85,477	110,242
コールローン及び買入手形	25,495	39,577
買入金銭債権	2,946	4,202
商品有価証券	429	627
有価証券	7, 13 640,129	7, 13 614,793
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,466,565	1, 2, 3, 4, 5, 8 1,517,693
外国為替	5 2,186	5 3,124
その他資産	7 6,117	7 9,662
有形固定資産	10, 11 30,205	10, 11 29,391
建物	7,769	7,535
土地	9 20,686	9 20,356
リース資産	502	437
建設仮勘定	63	66
その他の有形固定資産	1,184	994
無形固定資産	1,301	804
ソフトウェア	1,054	553
リース資産	14	4
その他の無形固定資産	233	246
繰延税金資産	4,677	4,379
支払承諾見返	3,497	2,934
貸倒引当金	11,343	10,765
資産の部合計	2,257,687	2,326,669

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
預金	7 2,120,982	7 2,122,426
譲渡性預金	1,200	1,500
債券貸借取引受入担保金	-	7 56,730
借入金	12 5,000	12 5,000
外国為替	0	2
その他負債	10,972	17,028
賞与引当金	891	864
退職給付に係る負債	3,317	5,530
ポイント引当金	21	21
利息返還損失引当金	7	6
睡眠預金払戻損失引当金	608	614
偶発損失引当金	438	367
繰延税金負債	-	23
再評価に係る繰延税金負債	9 2,687	9 2,481
支払承諾	3,497	2,934
負債の部合計	2,149,625	2,215,531
純資産の部		
資本金	43,734	43,734
資本剰余金	32,922	32,922
利益剰余金	26,561	30,721
株主資本合計	103,219	107,379
その他有価証券評価差額金	3,927	4,871
繰延ヘッジ損益	12	7
土地再評価差額金	9 615	9 616
退職給付に係る調整累計額	199	1,841
その他の包括利益累計額合計	4,729	3,638
非支配株主持分	113	119
純資産の部合計	108,061	111,137
負債及び純資産の部合計	2,257,687	2,326,669

連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
経常収益	41,859	38,103
資金運用収益	28,643	27,157
貸出金利息	22,373	21,208
有価証券利息配当金	5,641	5,334
コールローン利息及び買入手形利息	116	156
預け金利息	75	77
その他の受入利息	435	380
役務取引等収益	6,015	6,441
その他業務収益	3,472	2,820
その他経常収益	3,729	1,684
貸倒引当金戻入益	1,553	248
償却債権取立益	793	528
その他の経常収益	¹ 1,381	¹ 907
経常費用	31,902	30,483
資金調達費用	1,450	1,251
預金利息	1,303	1,103
譲渡性預金利息	0	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
債券貸借取引支払利息	12	15
借入金利息	55	107
新株予約権付社債利息	53	-
その他の支払利息	24	23
役務取引等費用	1,895	1,531
その他業務費用	242	202
営業経費	² 26,410	² 25,702
その他経常費用	1,903	1,796
その他の経常費用	³ 1,903	³ 1,796
経常利益	9,957	7,620
特別利益	0	294
固定資産処分益	0	162
国庫補助金等受贈益	-	132
特別損失	13	226
固定資産処分損	13	104
固定資産圧縮特別勘定繰入額	-	122
税金等調整前当期純利益	9,943	7,687
法人税、住民税及び事業税	2,327	2,019
法人税等調整額	1,222	689
法人税等合計	3,549	2,709
当期純利益	6,394	4,978
非支配株主に帰属する当期純利益	13	11
親会社株主に帰属する当期純利益	6,380	4,967

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	6,394	4,978
その他の包括利益	1,319	1,090
その他有価証券評価差額金	1,803	944
繰延ヘッジ損益	4	4
土地再評価差額金	274	1
退職給付に係る調整額	1,110	2,041
包括利益	9,586	3,888
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,571	3,875
非支配株主に係る包括利益	15	12

連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	43,734	32,922	23,573	1,759	98,471
会計方針の変更による累積的影響額			377		377
会計方針の変更を反映した当期首残高	43,734	32,922	23,950	1,759	98,849
当期変動額					
剰余金の配当			2,051		2,051
親会社株主に帰属する当期純利益			6,380		6,380
自己株式の取得				22	22
自己株式の処分		12		51	64
自己株式の消却		1,730		1,730	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		1,717	1,717		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	2,610	1,759	4,369
当期末残高	43,734	32,922	26,561	-	103,219

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,124	16	341	910	1,537	101	100,110
会計方針の変更による累積的影響額							377
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,124	16	341	910	1,537	101	100,488
当期変動額							
剰余金の配当							2,051
親会社株主に帰属する当期純利益							6,380
自己株式の取得							22
自己株式の処分							64
自己株式の消却							-
利益剰余金から資本剰余金への振替							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,802	4	274	1,110	3,191	12	3,203
当期変動額合計	1,802	4	274	1,110	3,191	12	7,573
当期末残高	3,927	12	615	199	4,729	113	108,061

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	43,734	32,922	26,561	103,219
当期変動額				
剰余金の配当			944	944
親会社株主に帰属する当期純利益			4,967	4,967
土地再評価差額金の取崩			137	137
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	4,160	4,160
当期末残高	43,734	32,922	30,721	107,379

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,927	12	615	199	4,729	113	108,061
当期変動額							
剰余金の配当							944
親会社株主に帰属する当期純利益							4,967
土地再評価差額金の取崩							137
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	943	4	1	2,041	1,091	6	1,084
当期変動額合計	943	4	1	2,041	1,091	6	3,075
当期末残高	4,871	7	616	1,841	3,638	119	111,137

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,943	7,687
減価償却費	1,678	1,713
退職給付費用	366	170
貸倒引当金の増減()	2,004	578
賞与引当金の増減額(は減少)	6	27
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2,872	2,212
ポイント引当金の増減額(は減少)	1	0
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	2	1
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	42	5
偶発損失引当金の増減()	70	70
資金運用収益	28,643	27,157
資金調達費用	1,450	1,251
有価証券関係損益()	3,226	1,397
為替差損益(は益)	2,286	967
固定資産処分損益(は益)	13	57
固定資産圧縮特別勘定繰入額	-	122
国庫補助金等受贈益	-	132
商品有価証券の純増()減	87	197
貸出金の純増()減	38,736	51,128
預金の純増減()	44,586	1,443
譲渡性預金の純増減()	100	300
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	170	-
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	1,936	46
コールローン等の純増()減	18,657	15,337
債券貸借取引受入担保金の純増減()	-	56,730
金銭の信託の純増()減	27	-
外国為替(資産)の純増()減	958	938
外国為替(負債)の純増減()	6	1
資金運用による収入	28,777	27,313
資金調達による支出	1,537	1,391
その他	2,067	7,518
小計	26,888	6,061
法人税等の支払額	1,325	2,801
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,563	8,862
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	897,007	498,924
有価証券の売却による収入	840,286	464,761
有価証券の償還による収入	55,346	68,846
有形固定資産の取得による支出	714	650
有形固定資産の除却による支出	5	19
有形固定資産の売却による収入	0	534
無形固定資産の取得による支出	32	112
国庫補助金等による収入	-	234
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,126	34,669

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	1,934	946
非支配株主への配当金の支払額	2	5
自己株式の取得による支出	22	-
自己株式の売却による収入	64	-
リース債務の返済による支出	159	132
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,055	1,084
現金及び現金同等物に係る換算差額	9	3
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	21,392	24,718
現金及び現金同等物の期首残高	51,832	73,224
現金及び現金同等物の期末残高	1 73,224	1 97,942

注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 4社
八千代サービス株式会社
八千代ビジネスサービス株式会社
株式会社八千代クレジットサービス
八千代信用保証株式会社
- (2) 非連結子会社
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
該当事項はありません。
- (2) 持分法適用の関連会社
該当事項はありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
該当事項はありません。
- (4) 持分法非適用の関連会社
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

4. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：6年～50年
その他：2年～20年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、前連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してはりましたが、経営統合に伴い当連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における前連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は1,992百万円（前連結会計年度末は3,854百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結子会社のうち1社において、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社のうち1社において、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返環実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

連結子会社は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

（会計方針の変更）

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項（4）、連結会計基準第44 - 5項（4）及び事業分離等会計基準第57 - 4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響額はありません。

（未適用の会計基準等）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	403百万円	964百万円
延滞債権額	46,285百万円	37,542百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	23百万円	22百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	1,711百万円	947百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
合計額	48,424百万円	39,476百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	16,364百万円	15,883百万円

6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
3,500百万円	- 百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	1,133百万円	52,383百万円
その他資産	18 "	36 "
計	1,152 "	52,419 "
担保資産に対応する債務		
預金	570 "	30,870 "
債券貸借取引受入担保金	- "	56,730 "

上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、金利スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
有価証券	60,892百万円	55,092百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
保証金	1,441百万円	1,399百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
融資未実行残高	356,485百万円	342,967百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	337,407百万円	325,513百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	6,393百万円	6,120百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
減価償却累計額	20,600百万円	20,752百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
圧縮記帳額	780百万円	685百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

12. 借入金は、劣後特約付借入金であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	7,842百万円	11,043百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
株式等売却益	256百万円	203百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料・手当	12,709百万円	12,444百万円
退職給付費用	972百万円	720百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
貸出金償却	982百万円	167百万円
株式等売却損	10百万円	149百万円
株式等償却	- 百万円	533百万円
債権売却損	43百万円	83百万円

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	5,995	3,020
組替調整額	3,478	1,606
税効果調整前	2,517	1,414
税効果額	713	470
その他有価証券評価差額金	1,803	944
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	0	2
組替調整額	9	9
税効果調整前	8	6
税効果額	4	2
繰延ヘッジ損益	4	4
土地再評価差額金：		
当期発生額	-	203
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	203
税効果額	274	205
土地再評価差額金	274	1
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	1,340	3,118
組替調整額	366	170
税効果調整前	1,707	2,947
税効果額	597	906
退職給付に係る調整額	1,110	2,041
その他の包括利益合計	3,192	1,090

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	15,522	-	664	14,858	(注) 1
合計	15,522	-	664	14,858	
自己株式					
普通株式	667	7	684	-	(注) 2
合計	667	7	684	-	

(注) 1. 当連結会計年度減少株式数は、平成26年9月30日付で実施した自己株式の消却分であります。

2. 当連結会計年度増加株式数7千株は、単元未満株式の買取により取得したものであります。当連結会計年度減少株式数684千株は、従業員持株会信託型E S O Pの導入に伴い第三者割当により信託口へ処分した自己株式のうち当連結会計年度売渡分19千株と単元未満株式の売渡による0千株及び平成26年9月30日付で実施した自己株式の消却分664千株の合計であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

金銭による配当

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	445	30	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	594	40	平成26年9月30日	平成26年12月2日
平成27年2月27日 臨時株主総会	普通株式	894	60.20	平成27年3月20日	平成27年3月27日

(注) 平成26年6月27日定時株主総会の決議に基づく普通株式の配当金の総額には、従業員持株会信託型E S O Pが所有する株式に対する配当金0百万円を含んでおります。

金銭以外による配当

(決議)	株式の種類	配当財産 の種類	配当財産の 帳簿価額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年2月27日 臨時株主総会	普通株式	有価証券	117	7.90	平成27年3月20日	平成27年3月27日

(注) 当行が保有する株式会社東京TYフィナンシャルグループの普通株式35,700株を現物配当したものであり、その配当金の総額は、当該株式に平成27年3月24日の株価終値を乗じた金額であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年4月30日 取締役会	普通株式	446	利益剰余金	30.08	平成27年3月31日	平成27年6月10日

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	14,858	-	-	14,858	
合計	14,858	-	-	14,858	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

金銭による配当

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年4月30日 取締役会	普通株式	446	30.08	平成27年3月31日	平成27年6月10日
平成27年11月13日 取締役会	普通株式	446	30.08	平成27年9月30日	平成27年12月2日
平成28年2月25日 取締役会	普通株式	50	3.40	-	平成28年3月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	396	利益剰余金	26.68	平成28年3月31日	平成28年6月13日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金預け金勘定	85,477百万円	110,242百万円
譲渡性預け金	10,000 "	10,000 "
その他預け金	2,253 "	2,299 "
現金及び現金同等物	73,224 "	97,942 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

事務用機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	43	45
1年超	172	116
合計	215	162

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	27	60
1年超	20	26
合計	48	87

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心として、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスを提供しております。そのうち大宗を占める銀行業務においては、主として地域の取引先からお預かりした預金等を原資として、中小企業者及び個人等に対する貸出金や有価証券により資金運用を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

なお、当行の連結子会社には、デリバティブ取引等のトレーディングを行っている子会社はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、国内の取引先に対する貸出金が大半を占めており、そのうち中小企業及び個人向けが、当期の連結決算日現在、先数で99%以上、残高で81%以上を占めております。こうした取引先は、景気動向及び不動産価格や金利、株価等金融経済環境の変動、並びに大企業等の影響を受けやすい状況にあります。また、当行は、東京都及び神奈川県北東部を主たる営業地域としていることから、当該地域の経済活動の影響を受けることとなります。特に、当該地域は不動産取引業を営む企業や不動産賃貸業を営む個人の方の資金需要が高く、当行グループの同業種に対する貸出の割合は他の地域を営業地域とする他行庫と比べるとやや高くなっております。当行グループとしては、小口分散・業種分散による貸出を推進しておりますが、当期の連結決算日現在の貸出金のうち26%は不動産取引業及び不動産賃貸業に対するものであり、当該不動産業を巡る経済環境の変化の影響を受けやすい状況にあります。こうしたことから、当行グループは、貸出金について顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクの影響を受けやすい状況にあります。

有価証券について、債券は満期保有目的とその他有価証券に区分して保有している他、株式、投資信託及び投資事業組合出資金等を保有しております。また、商品有価証券は売買目的で保有しておりますが、募集した債券の残額引受と買取した債券に限定しております。一部の連結子会社が保有する債券は、その他有価証券に区分しております。これらは、発行体の信用リスク、金利変動リスク及び価格変動リスクに晒されております。

当行のデリバティブ取引は、金利変動リスクを回避する為の固定金利貸出金に対する金利スワップ、債券価格の変動によるリスクを軽減する為の債券先物及びオプション取引、株価変動リスクを軽減する為の株価指数先物及び株価指数オプション取引であります。リスクヘッジの対象も、お客様に対する取引上のものと当行保有の有価証券の枠内で行っております。金利スワップ契約については、信用力の高い銀行との取引に限定しております。ヘッジの有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、その他のデリバティブ取引として、為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理の基本となるクレジットポリシーに従い、与信業務に関する与信業務運営、個別債務者・案件の管理、ポートフォリオ管理、セグメント別・個社別の与信限度額、信用リスク管理状況の報告・改善活動、担保評価、問題与信先管理及び内部格付等の方針・基準等を定め、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店ならびに本部与信関連部署により行われております。また、経営陣による経営会議や取締役会等を定期的開催し、審議・報告を行うと共に、与信管理の状況については、監査部が監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部及び市場金融部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する諸規程において、リスク管理体制や、リスク管理手法・手続等の詳細を明記しております。日常的には、市場リスク管理規則に基づき、リスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、VaRやBPVの計測、ギャップ分析、シミュレーション分析等によりモニタリングを行い、金利リスク量を把握、分析し、ALM部会やリスク管理委員会での検討を経て、月次ベースで統合リスク管理会議に報告し、今後の対応等の協議を行っております。なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っております。

() 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、為替ポジションの増減をコントロールすることにより管理しております。

() 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理基本規程に定める基本方針に基づき、市場部門基本規程に従い行われております。このうち、市場金融部では、外部から投資商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。営業統括部・経営企画部で管理している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は経営企画部を通じ、経営会議において定期的に報告されております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、各デリバティブ取引に設けられている運用規則（残高規制、リスクコントロール規制等）に沿って日常業務を運営しております。将来の金利見通しに基づくリスクヘッジの方針やデリバティブの諸リスクに関する現状把握とその対応策をALM部会で協議し、リスク管理委員会において検討を加え、その結果を踏まえた上で、リスク管理の適否が取締役と執行役員で構成される統合リスク管理会議により決定される仕組みとなっております。

() 市場リスクの定量的情報等の開示

当行グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸出金、有価証券、預金であります。毎月これらを含めた金融資産及び金融負債のVaRを算出し、部門別、リスクカテゴリー別に配賦した資本との対比を行い、経営の健全性の検証を行うなど、経営管理上の指標として使用しております。VaRの算定にあたっては、分散・共分散法（保有期間は6ヶ月～1年、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。平成28年3月31日現在、当行グループの市場リスク量は、全体で16,374百万円（平成27年3月31日現在は13,407百万円 VaR算定の保有期間は6ヶ月～1年、信頼区間99%、観測期間5年）であります。当行グループでは、モデルが算出するVaRと、実際の損益を比較するバックテストを実施しております。平成27年度に関して実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ALMを通して、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	85,477	85,464	13
(2) コールローン及び買入手形	25,495	25,495	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	429	429	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	282,526	294,100	11,573
其他有価証券	354,468	354,468	-
(5) 貸出金 貸倒引当金(1)	1,466,565 11,209		
	1,455,355	1,467,687	12,331
資産計	2,203,754	2,227,645	23,891
(1) 預金	2,120,982	2,120,818	163
負債計	2,120,982	2,120,818	163
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(104)	(104)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(17)	(17)	-
デリバティブ取引計	(122)	(122)	-

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、()で表示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	110,242	110,236	5
(2) コールローン及び買入手形	39,577	39,577	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	627	627	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	256,352	272,679	16,326
其他有価証券	355,671	355,671	-
(5) 貸出金 貸倒引当金(1)	1,517,693 10,530		
	1,507,163	1,524,109	16,946
資産計	2,269,635	2,302,902	33,267
(1) 預金	2,122,426	2,122,469	43
(2) 債券貸借取引受入担保金	56,730	56,730	-
負債計	2,179,156	2,179,199	43
デリバティブ取引(2) ヘッジ会計が適用されていないもの	94	94	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(10)	(10)	-
デリバティブ取引計	83	83	-

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び、残存期間が短期間（1年以内）の預け金については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が1年超の預け金については、取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券については、日本証券業協会が発表する売買参考統計値及びJS PRICE等の公表価格によっております。

(4) 有価証券

債券は日本証券業協会が発表する売買参考統計値、JS PRICE又は取引金融機関から提示された価格等により行っています。

債券のうち自行保証付私募債は、内部格付、保証割合及び残存期間等を基に、将来のキャッシュ・フローを同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

株式については取引所の価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の債務者区分、担保や保証の有無に基づいて分類し、個別口座ごとのキャッシュ・フローを分類に応じた信用リスクを市場金利に加えたもので割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（4）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式(1)(2)	1,663	1,672
組合出資金(3)	1,469	1,096
合計	3,133	2,769

(1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(2) 前連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

(3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	60,929	-	2,000	-	-	-
コールローン及び買入手形	25,495	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	28,150	63,905	17,073	99,436	37,308	36,450
うち国債	23,000	44,000	5,000	47,000	17,000	34,000
地方債	50	5,740	5,780	13,824	2,550	450
社債	5,100	13,165	6,293	37,612	15,758	-
外国債券	-	1,000	-	1,000	2,000	2,000
その他有価証券のうち満期があるもの	37,224	45,230	147,103	34,493	62,876	9,566
うち国債	27,300	10,000	45,700	-	20,000	6,000
地方債	-	2,103	9,540	3,000	21,326	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	8,446	24,453	85,824	28,221	15,654	2,855
その他	1,478	8,674	6,039	3,272	5,895	710
貸出金()	286,789	274,109	190,278	124,936	159,936	331,986
合計	438,588	383,245	356,455	258,865	260,120	378,002

() 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない146,394百万円、期間の定めのないもの52,134百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	88,748	-	2,000	-	-	-
コールローン及び買入手形	39,577	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	57,690	12,488	43,232	84,822	19,540	38,400
うち国債	44,000	-	23,000	38,000	8,000	34,000
地方債	4,690	4,580	5,000	12,124	1,550	400
社債	9,000	7,908	15,232	34,698	6,990	-
外国債券	-	-	-	-	3,000	4,000
その他有価証券のうち満期があるもの	29,845	61,810	118,778	14,623	90,508	18,846
うち国債	-	21,000	11,600	-	10,000	13,000
地方債	153	4,940	7,108	176	29,808	475
短期社債	10,000	-	-	-	-	-
社債	16,067	26,391	89,194	10,008	19,364	5,371
その他	3,625	9,479	10,876	4,439	31,335	-
貸出金()	313,265	288,017	173,345	123,120	169,489	352,547
合計	529,127	362,316	337,356	222,566	279,538	409,794

() 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない139,283百万円、期間の定めのないもの58,623百万円は含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金()	2,040,955	74,489	5,438	40	33	25
債券貸借取引受入担保金	-	-	-	-	-	-
合 計	2,040,955	74,489	5,438	40	33	25

() 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金()	2,056,521	61,036	4,784	33	29	20
債券貸借取引受入担保金	56,730	-	-	-	-	-
合 計	2,113,251	61,036	4,784	33	29	20

() 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 平成27年3月31日	当連結会計年度 平成28年3月31日
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	2	6

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	170,167	177,559	7,391
	地方債	28,394	29,621	1,227
	社債	77,964	80,994	3,030
	外国証券	2,000	2,027	27
	小計	278,526	290,203	11,676
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	4,000	3,896	103
	小計	4,000	3,896	103
合計		282,526	294,100	11,573

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	147,153	158,969	11,816
	地方債	28,342	29,550	1,207
	社債	73,856	76,999	3,143
	外国証券	4,000	4,227	227
	小計	253,352	269,747	16,394
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	3,000	2,931	68
	小計	3,000	2,931	68
合計		256,352	272,679	16,326

3. その他有価証券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	10,329	6,843	3,486
	債券	214,687	212,564	2,123
	国債	49,630	48,480	149
	地方債	30,367	29,983	383
	短期社債	-	-	-
	社債	134,690	133,100	1,589
	その他	26,644	26,048	596
	小計	251,662	245,457	6,205
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	2,044	2,389	345
	債券	98,168	98,707	539
	国債	60,086	60,327	241
	地方債	6,020	6,085	65
	短期社債	-	-	-
	社債	32,061	32,294	233
	その他	15,540	15,607	67
	小計	115,752	116,704	951
合計		367,415	362,162	5,253

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,977	3,628	3,348
	債券	249,893	245,321	4,571
	国債	55,919	54,717	1,201
	地方債	42,591	41,706	884
	短期社債	-	-	-
	社債	151,382	148,897	2,484
	その他	37,755	37,004	750
	小計	294,625	285,954	8,671
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	3,591	4,585	994
	債券	30,302	30,450	147
	国債	1,984	1,998	13
	地方債	999	1,000	0
	短期社債	9,999	9,999	-
	社債	17,318	17,451	133
	その他	41,354	42,101	747
	小計	75,248	77,137	1,889
合計		369,873	363,091	6,781

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券
前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	3,877	245	10
債券	823,190	2,370	74
国債	639,002	1,621	74
地方債	66,040	304	-
短期社債	-	-	-
社債	118,147	444	0
その他	2,684	129	-
合計	829,751	2,745	85

- 当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	3,818	196	141
債券	447,953	1,470	10
国債	302,503	706	-
地方債	60,429	319	10
短期社債	-	-	-
社債	85,019	443	-
その他	5,046	171	22
合計	456,818	1,838	174

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、ありません。

当連結会計年度における減損処理額は、株式 533百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

(金銭の信託関係)

- 1 . 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。
- 2 . 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。
- 3 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	5,446
その他有価証券	5,446
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	1,515
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,930
() 非支配株主持分相当額	3
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	3,927

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	6,861
その他有価証券	6,861
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	1,985
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	4,875
() 非支配株主持分相当額	4
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	4,871

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約	12,664	-	104	104
	売建	10,985	-	201	201
	買建	1,679	-	96	96
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合 計			104	104

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約	14,806	47	94	94
	売建	14,443	47	93	93
	買建	362	-	0	0
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合 計			94	94

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(１) 金利関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	550	550	17
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		550	550	17
	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップの特例処理	金利スワップ		-	-	-
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		-	-	-
	合計				17

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	550	-	10
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		550	-	10
	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップの特例処理	金利スワップ		-	-	-
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		-	-	-
	合計				10

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(２) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(３) 株式関連取引

該当事項はありません。

(４) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金及び企業年金

退職一時金は、勤続1年超の従業員に対し支給しております。

退職一時金の一部を平成16年3月1日付で発足した確定拠出年金に平成16年3月31日に移換いたしました。

企業年金は平成16年3月1日付にて厚生年金基金からの移行認可を受けて企業年金基金を発足し、さらに、平成17年4月1日付で基金型から規約型に移行しました。

同年金制度は、嘱託・臨時行員を除く行員のうち60歳未満の厚生年金加入者が対象者となります。

平成20年9月29日付で退職給付信託を設定いたしました。

平成25年1月1日付で確定拠出年金制度においてマッチング拠出を導入いたしました。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	24,912	24,765
会計方針の変更に伴う累積的影響額	585	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	24,327	24,765
勤務費用	670	707
利息費用	200	158
数理計算上の差異の発生額	1,101	1,897
退職給付の支払額	1,534	1,589
過去勤務費用の発生額	-	-
その他	-	-
退職給付債務の期末残高	24,765	25,940

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	18,722	21,447
期待運用収益	352	403
数理計算上の差異の発生額	2,441	1,220
事業主からの拠出額	770	643
退職給付の支払額	839	864
その他	-	-
年金資産の期末残高	21,447	20,409

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	積立型制度の退職給付債務	24,701	25,875	25,875
年金資産	21,447	20,409	20,409	20,409
	3,254	5,465	5,465	5,465
非積立型制度の退職給付債務	63	64	64	64
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,317	5,530	5,530	5,530
退職給付に係る負債	3,317	5,530	5,530	5,530
退職給付に係る資産	-	-	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,317	5,530	5,530	5,530

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	勤務費用	670	707	707
利息費用	200	158	158	158
期待運用収益	352	403	403	403
数理計算上の差異の費用処理額	794	382	382	382
過去勤務費用の費用処理額	582	212	212	212
会計基準変更時差異の費用処理額	155	-	-	-
その他	2	2	2	2
確定給付制度に係る退職給付費用	883	631	631	631

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	過去勤務費用	582	212	212
数理計算上の差異	2,134	2,735	2,735	2,735
会計基準変更時差異	155	-	-	-
合計	1,707	2,947	2,947	2,947

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）	当連結会計年度 （自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）
未認識過去勤務費用	212	-
未認識数理計算上の差異	80	2,654
会計基準変更時差異	-	-
合計	292	2,654

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）	当連結会計年度 （自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）
債券	45.2%	46.3%
株式	47.6%	46.6%
現金及び預金（コールローンを含む）	4.4%	4.1%
生保一般勘定	2.8%	3.0%
合計	100%	100%

（注）前連結会計年度において、「その他」としていた「生保一般勘定」は、表示区分を明確にするため、当連結会計年度より独立掲記しております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の基本ポートフォリオと年金資産を構成する様々な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

区分	前連結会計年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）	当連結会計年度 （自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）
割引率	0.82%	0.64%
長期期待運用収益率	1.90%	1.90%
予想昇給率	5.00%	5.00%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度87百万円、当連結会計年度87百万円でありませす。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,094百万円	3,349百万円
有価証券償却	538	658
その他有価証券評価差額金	0	-
退職給付関係	3,267	3,763
減価償却費	226	214
その他	1,237	1,132
繰延税金資産小計	9,362	9,117
評価性引当額	3,152	2,758
繰延税金資産合計	6,210	6,359
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,516	1,985
資産除去債務関係	17	18
繰延税金負債合計	1,533	2,003
繰延税金資産の純額	4,677百万円	4,355百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	35.64%	33.06%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.57	0.69
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.57	0.20
住民税均等割等	0.51	0.66
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.99	3.64
評価性引当額の増減	6.06	3.18
その他	0.38	0.57
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.70%	35.24%

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産は219百万円減少し、繰延税金負債は0百万円減少し、その他有価証券評価差額金は104百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は44百万円減少し、法人税等調整額は280百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は132百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。なお、銀行業以外にクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

関連情報

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	24,721	8,388	6,015	2,734	41,859

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益のうち連結損益計算書の経常収益の10%以上を占める取引がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	21,985	7,177	6,441	2,499	38,103

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益のうち連結損益計算書の経常収益の10%以上を占める取引がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

１．関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 東京ＴＹ フィナンシャル グループ	東京都 新宿区	20,000	子銀行の 経営管理	被所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 職員の出向	経営管理料 の支払 (注)1	267	-	-
							出向者人件 費の受取 (注)2	56	-	-
							新株予約権 付社債の承 継及び債務 の認識 (注)3	5,000	借入金	5,000
							借入金利息 の支払 (注)4	53	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．経営管理料は、親会社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定され、当行においてもその妥当性を検証しております。

2．職員の出向に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。

3．新株予約権付社債は、平成26年10月1日付で、当行と株式会社東京都民銀行との共同株式移転に伴い設立された株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループに全額承継され、当行はその対価として同額の債務を認識しております。

4．上記3で承継された新株予約権付社債に付されていた利率にて算定しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万 円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	株式会社 東京TY フィナン シャルグ ループ	東京都 新宿区	20,000	子銀行の 経営管理	被所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 職員の出向	経営管理料 の支払 (注)1	519	-	-
							出向者人件 費の受取 (注)2	150	-	-
							借入金利息 の支払 (注)3	107	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営管理料は、親会社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定され、当行においてもその妥当性を検証しております。
2. 職員の出向に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。
3. 平成26年10月1日付で株式会社東京TYフィナンシャルグループに全額承継した新株予約権付社債と同額の債務を認識しており、借入金利息は承継した新株予約権付社債に付されていた利率にて算定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社東京TYフィナンシャルグループ (東京証券取引所一部上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
1株当たり純資産額	7,265円05銭	7,471円62銭
1株当たり当期純利益金額	429円46銭	334円29銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	413円15銭	-

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (平成28年 3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	108,061	111,137
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	113	119
うち非支配株主持分	113	119
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	107,948	111,017
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	14,858	14,858

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	6,380	4,967
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	6,380	4,967
普通株式の期中平均株式数	千株	14,855	14,858
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	34	-
うち新株予約権付社債利息 (税額相当額控除後)	百万円	34	-
普通株式増加数	千株	670	-
うち新株予約権付社債	千株	670	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

3. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

連結附属明細表

社債明細表

該当事項はありません。

借入金等明細表

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	5,000	5,000	2.15	
借入金	5,000	5,000	2.15	平成28年9月
1年以内に返済予定のリース債務	128	124	2.44	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	418	348	2.47	平成29年4月～ 平成34年1月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	5,000	-	-	-	-
リース債務(百万円)	124	111	108	96	27

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

資産除去債務明細表

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで。ただし、最初の事業年度は、当社の設立の日である平成26年10月1日から平成27年3月31日までといたします。
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所	(特別口座) ・旧株式会社東京都民銀行の株主であった株主さま 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 ・旧株式会社八千代銀行の株主であった株主さま 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) ・旧株式会社東京都民銀行の株主であった株主さま 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 ・旧株式会社八千代銀行の株主であった株主さま 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL http://www.tokyo-tyfg.co.jp/
株主に対する特典	「株主様優待定期預金」による株主優待制度

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社の定款で定めております。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当連結会計年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第1期（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）
平成27年6月26日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月26日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第2期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
平成27年8月10日 関東財務局長に提出。

第2期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）
平成27年11月27日 関東財務局長に提出。

第2期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）
平成28年2月12日 関東財務局長に提出。

(4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成27年8月10日 関東財務局長に提出。

自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日 事業年度 第1期の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(5) 臨時報告書

平成27年7月2日 関東財務局長に提出。

平成27年12月2日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成28年2月19日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成28年6月3日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号（優先株式の発行）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

株式会社 東京TYフィナンシャルグループ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南波 秀哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長尾 礎樹

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京TYフィナンシャルグループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京TYフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び株式会社新銀行東京は、平成28年4月1日を効力発生日として、株式会社新銀行東京を会社の完全子会社とする株式交換を行った。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年6月3日開催の取締役会で、三井住友信託銀行株式会社を割当先として第三者割当の方法により第1回第一種優先株式の発行を決議し、平成28年6月24日に発行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社及び株式会社新銀行東京は、平成28年4月1日を効力発生日として、株式会社新銀行東京を当社の完全子会社とする株式交換を行っている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月29日

株式会社 東京TYフィナンシャルグループ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南波	秀哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田	裕志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾	礎樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京TYフィナンシャルグループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京TYフィナンシャルグループの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1．重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び株式会社新銀行東京は、平成28年4月1日を効力発生日として、株式会社新銀行東京を会社の完全子会社とする株式交換を行った。
- 2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年6月3日開催の取締役会で、三井住友信託銀行株式会社を割当先として第三者割当の方法により第1回第一種優先株式の発行を決議し、平成28年6月24日に発行した。
- 3．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年6月3日開催の取締役会で、子会社である株式会社東京都民銀行の普通株式について、株主割当増資にて引受けることを決議し、平成28年6月24日に引受けした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。